

とは受取人の氏名を記載せずして流通せしめ最後の所持人自ら氏名を記して支拂を受くることを得るをいふなり

今此手形の流通の方法に就て一言すれば例へば大阪に甲なる商人あり東京なる丙者に千圓の貸金あるを以て右乙者に商品取引にて金千圓を送る代へ丙者より千圓を支拂ふべき旨を明記したる爲替手形を提出し乙者に送附するときは乙者は其手形を同地の丙者に持参して千圓を受取ることを得べし是を以て甲者は先づ丙者より千圓の送付を受け然る後乙者に送付するの二回往復の手数を省き之が送付の費用と危険とを免れしむるのみならず爲めに社會の金融を圓滑神速ならしむる利益を與ふること多し

如何なる契約と雖も合法の原因即ち法律に適したる原由あるに非されは成立することを得ず故に手形に於ても合法の原因を當然含有するものとす即ち手形は法律上發行すべき正當の理由ありて發行したるものと看做すべきなり

第七百條 商ヲ爲スコトヲ得ル各人ハ爲替義務ヲ負フコトヲ得

〔釋註〕 本條は爲替義務者の能力を定めたるものなり

爲替は商業取引に付て流通の便益を與ふるものなれば苟も商を爲し其義務を負ふ能力ある者は亦爲替義務を負ふべきは當然なり而して爲替義務を負ふとは手形の振出人、支拂人、裏書讓渡人、引受人又は保證人となるをいふ

第七百一條 手形ニ爲替無能力者ノ署名アルモ其他ノ署名ノ効力ハ此

カ爲メニ妨ケラルコト無シ

〔釋註〕 本條は無能力者の署名ある手形の能力を定めたるものなり

爲替無能力者とは商を爲すことを得る能力者ち資格なき者を謂ふ而して手形には數人の氏名を記載するものなれど隨て其中には無能力者なきにしもあらず然れども之が爲めに他の能力者に對して手形の効力を失はしむることなし例へば手形の振出人は未成年者にして且商を爲すことを得ざる者なるも其手形の支拂人と成年者が其支拂を引受たる場合に在ては其引受人に於て一旦其手形の引受を爲したる以上は他日振出人の無能力者なるを發見するも丙者は其支拂義務を免るゝことを得ず又振出人及裏書讓渡人と有能力者にして引受人の無能力者たる場合に於ても振出人及び裏書讓渡人は引受人の氏名あるを以て無能力者の署名なりとし手形所持人に對して償還

○手形法規則

の義務を免かるゝことを得ざるが如し

四

第七百二條 手形ノ要件ヲ外觀ノ爲メニノミ記入シタル手形ハ其情ヲ知リタル者ノ爲メニハ之ヲ手形ト看做サス

〔釋註〕 本條は手形の外觀を假裝したるものに關する規定あり

凡そ手形に之必ず記載すべき要件あり其要件とは爲替手形に付て之第七百十六條約束手形に付ては第八百十一條に記載したる事項を云ふ而して其要件を記載するも只外觀を假裝したるのみにして其實爲替にあらざる場合に於て其情を知りたる者に對しては爲替手形たるの効力を有せしめず然れども其情を知らざる者に對しては爲替手形の効力を有せしむ例へて手形支拂人として指名すべき相當の人なきが定めには現に存在せざる人又は全く信用を有せざる人を以て支拂人として其指名を手形に記入したるが如きをいふ此場合に於て讓受人が其事情を知るに於て之支拂人に引受を求むる等總て爲替手形所持人たる權利を行ふことを得ずと雖も若し其讓受人に於て情を知らざる時は爲替所手形持人の有する一切の權利を行ふことを得べきなり

第七百三條 他人ヨリ特ニ委任ヲ受クルコト無ク又ハ代理ノ事實ヲ明

記スルコト無クシテ他人ノ爲メニ手形ニ署名スル者ハ此ニ因リテ自己ニ責任ヲ負フ

〔釋註〕 本條は手形面に記載したる氏名者の責任を定めたり

他人より特に委任を受くることなく又之代理の事實を明記せずして他人の爲めに手形に署名する者例へば甲者の代理乙者某と記し丙者に裏書讓渡を爲したりと雖も乙者は未だ曾て甲者より其の代理を爲すべきことを委任せられたること無きが如きを云ふ又代理の委任を受けたるものなるも其代理たる事實を明記せざる場合此等の場合に於ては其署名したる者自身其義務を負担して他人の代理なりといふを以て其義務を辭することを得ずとす是れ手形之只外面に依り判定し其内實の如何を問はざるものなればなり

第七百四條 手形ノ受取人ハ直ニ振出人ニ對シ又其後ノ各所持人ハ其前者ヲ經由シテ振出人ニ對シ番號ヲ記シタル同文ノ手形數通ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

手形ノ各所持人ハ需用ニ應シテ自ラ手形ノ謄本ヲ作ルコトヲ得

手 形 法

〔釋註〕

本條は手形數通の發行及び贖本に係る規定あり
手形受取人即ち振出人より直接に手形を受取りたる者及び其後の各所持人は受取人より裏書を以て手形を譲受けたる者と振出人に對して第二第三等の番號を付して同文の手形數通の交付を求むるを得夫れ手形の發行と通例一通を製すべきものありと雖も受取人所持人の請求あるときは振出人に於て數通を要するは或そ一通を以て手形の引受を受け他の一通を賣買せんと欲することあり此場合には第二第三の當號を付して一は手形の紛失せんことを恐れ一は盤難に罹るの恐れあるに由るなり而して如此く數通あるとき受取人は直接に之を求むることを得べしと雖も受取人以外の所持人に於ては前所持人を經由して之が取次を得て順次其本源に遡るに非されは振出人に之を請求することを得ず

然れども數通の手形は各個其の効用を爲すものにわらず已に一通に對して支拂を受けたるときと他の手形は當然無効たるべきなり而して其一通毎に番號付するを以て必要ありとす若し其番號なきに於ては詐欺を行ふの原由となるを以てなり
其後の各所持人とは手形面に記載したる受取人より裏書讓渡を受けたる者及び其裏

手 形 法

書讓受人より更に裏書讓渡を受けたる者を云ひたるなり又手形の贖本は各所持人自己の需用に應じて自ら作ることを得べし然れども其効用と本手形の如くなる能ざるものなり

第七百五條 手形ハ其文言ニ因リテ直接ニ義務ヲ負ハシム但法律又ハ

商慣習ニ依リテ例外ト爲ス可キモノハ此限ニ在ラス

〔釋註〕 本條は手形の文言に固りて効力あることを掲げたるあり

手形は其文言のみにて直ちに權利義務を生せしむるものとす故に其事に於て如何に異なるも其文言に因りて裁判すべく故に其文言中に塗抹あれば其故意と否とを問はず尙は法律上の効力を有せず然れども法律又は商慣習に因りて例外とするものは格別なり法律に依りて例外とするは第七百條第七百二條及び第七百五十六條の類にして又商慣習の如きは殊に其區域の狹隘なるものと知るへし故に容易に之を擴充して適用すべきにあらず

第七百六條 法律上ノ要件ヲ掲ケサル手形又ハ其要件ト共ニ違法ノ事項ヲ掲ケタル手形又ハ文言カ互ニ牴觸シ其牴觸ヲ法律ノ許セル方法

○手形法規則

ヲ以テ取除クユトヲ得サル手形ハ無効タリ

〔釋註〕

本條は法律上の要件を掲げざる手形の効力を示すなり
手形面に記載する法律上の要件とは爲替手形に付ては第七百十六條に列記する事項の如きを云ふ此事項を掲ぐることを脱漏し又約束手形に付ては第八百十一條に列記せる事項を掲ぐることを脱漏したるときは其手形は無効たり
右要件を掲げたるも之と共に違法の事項即ち法律に違背せる事項を記載したるときは無効たり例へば第七百十六條第二號に従ひ支拂ふ可き爲替金額何圓と記載したるに尙第六百九十九條の規定に反し右金額は商品又は公債證書を以て支拂ふべきことを記したるが如き又其支拂を未必條件に繋らしめたるが如きときは其手形は完全なる効力あるものにあらざるなり

手形の旨趣が互に抵觸しとは手形の文言の互に相抵觸するときは即ち其手形は無効なるべし例へば支拂期日の日附より以前に記載したるが如き又手形の本文に百五十圓也とありて而して其欄外に一二〇とありて金額に差違ある場合の如き又東京大阪其他諸々にて支拂を爲すへき旨を記載したるが如き場合は勿論無効と爲さるべし

第七百七條 手形上ノ重要ナラサル附記ハ法律上ノ要件ニ適スル手形ノ文言ノ効力ヲ妨クルコト無ク又爲替上ノ義務ヲ生セシムルコト無シ

〔釋註〕

本條は手形上の重要ならざる附記に付ての効力を規定す
法律上の重要をあらざる附記とは假令ひ之れをさしにして所謂無益の事項なり例へば利子を拂ふへき旨を附記するか又は抵當等の附帶の約束を記入するが如きを云ふ此等の記載は手形上の權利義務に關係することなし又爲替上の義務を生せしむること無しとは場合に依りて之民法上の義務を生ずることあるを豫想したるものにして即ち民法上の原則に依り不法なる所爲をさしに於ては有効たるべきものとすればなり

第七百八條 偽造又ハ變造ノ手形ハ手形トシテ其効ヲ有ス然レトモ偽造、變造ニ因リテ義務ヲ生スルコト無シ但一旦生シタル義務ハ變更

○手形法總則

セサルモノトス

偽造、變造ニ付テノ異議ハ其偽造、變造ヲ爲シタル者又ハ其情ヲ知りテ手形ヲ取得シタル者ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

〔釋註〕 本條は偽造變造の手形の効力に係る規定なり

偽造とは新に詐欺の証書を作るを謂ひ變造とは既に契約成立したる真正の証書を變更して詐欺の証書と爲すをいふ何れも其眞實ならざる点に至ては一なり例へ乙者自ら丙者に宛て甲者の振出したるものとして手形を作り丙者に對し其支拂を要求したるが如きは即ち偽造なり又乙者にして丙者が現に自ら振出したる手形中の金額若くは支拂期日等を變更したるときは其手形は即ち變造あり

然れども偽造變造に依りて義務を生ずることなし又手形は手形として其効を有す手形として其効を有すとは例へば全く偽造の手形に對し支拂人引受を爲したるとき又乙受取人に於て裏書を爲して他人に讓渡したる時は其引受及び裏書之即ち有効ありとす是の場合に於ては其引受を爲したる支拂人及び裏書讓渡人と善意の所持人即ち其偽造變造なることを知らざる所持人に對しては手形面の金額を支拂ふべき義務ありとす

りとす

偽造變造に依りて義務を生ずることなしと例へば甲者は常に爲替手形を作り乙者を振出人と爲すも其實乙者に於て之を知らざるときは乙者乙之が爲めに爲替資金を送附し又は償還要求を受くるの義務なきものとす是れ偽造の場合あり又例へば千圓の手形に引受を爲し又は裏書を爲したる後所持人が之を千五百圓と變造するも引受人裏書人と仍は千圓に止まりて其増加の額に對する義務なし但し一旦生したる義務之變更せざるものとす故に右の場合に於て偽造變造なることを知らずして己に引受を爲し又は他人に裏書を爲して讓渡したるときは其者善意の所持人に對して其責を免かるゝことを得ず

偽造變造に付ての異議は其偽造變造を爲したる者又は其情を知りて手形を取得したる者に對して之を起すことを得是れ何人と雖も謂れなく損害を被むるの道理なければ其偽造變造に依り引受を爲し又は裏書を爲したる者は善意の所持人に對しては支拂の義務ありと雖も其情を知りたる悪意の所持人に對しては義務を負ふべきものにわらず故に其偽造變造を爲したる者又乙其情を知りたる悪意ある者に對して異議を

起すことを得べきなり

第七百九條 爲替義務ハ其負擔ニ關シテハ手形ニ記載シタル地ノ法律ニ從ヒ若シ其地ヲ記載セサルトキハ債務者ノ住所ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定メ又其履行ニ關シテハ履行ヲ爲ス可キ地ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定ム

爲替上ノ權利ヲ行使シ及ヒ保全スル爲メニスル行爲ハ其行爲ノ地ノ法律ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

〔釋註〕 本條は爲替上の權利義務に付き規定したるものなり

爲替の流通は獨り内國に止まらず廣く海外にも通して行はるゝものなりと雖も若し日本に於て振出したる手形外國の法律に適合せず又外國に於て裏書したる手形が内國の法律に適合せざることありと雖も此場合に於て手形を無効とすることなし例へば日本大阪より支那香港へ向けて爲替手形を振出したるに香港に於て引受を爲したる後更に英國倫敦に於て裏書讓渡を爲し其手形讓受人より香港に向けて支拂を

手形法

求めたるに香港にて支拂を拒みたるに依り再び日本大阪に送付して償還を求むる場合ありとせんか此場合に於て之何れの國の法律に從ふべきやを定めざるべからず而して本條に依れば手形面の各行爲は其行爲を爲したる土地の法律に從ふべきものとす故に前例に依るときは其手形支拂人香港に在れば支那法律に依り若し又大阪に在るときは我國の法律規定に因るものとす而して又此手形上の權利義務者に因りて其爲替契約の性質及び効力が能力等にも關するものなれば例へば英國の法律に於ては無能力者にして無効たるへきも支那國の法律に於て之有効なるが如き場合あり

爲替上の權利を行使し及ヒ保全する爲にする行爲とは一定の期限内に手形を呈示し又之償還請求の通知を爲し又之訴訟を爲すの類を云ふ此權利を行使し又之保存するに付ても其手形面に記載したるときは格別なれども然らざるときは其行爲を爲す土地の法律に從ふべきなり

第七百十條 手形又ハ小切手ノ占有者ニシテ正當ノ方法ニ依リ且甚シキ怠慢ニ出テズシテ之ヲ取得シタル者ハ其手形又ハ小切手若クハ其代金ノ引渡ノ請求ニ應スル義務ナシ但其占有ノ原因消滅シタルトキ

ハ此限ニ在ラス

〔釋註〕

本條は手形及び小切手の所有者より占有者に對する請求に關する規定なり
 手形及び小切手は沿く流通の性質を有する者なるが故に何人が之を所有し又之占有
 するも妨げなし故に所有者より取戻を請求せらるゝも占有者之を還付するの義務
 あり況すや其代金即ち支拂金の取戻請求に應ずる義務なきものとす然れども其占有
 するや必ずや其原由あるものあり手形の如き假令以流通物なりと雖も之を正當に占
 有したる者なるるとき之を還付するの義務なし故に占有者にして還付の義務を免れ
 んとするに第一正當の方法に依りて取得し第二之を取得する占有者に甚しき怠慢
 なきことを要す正當なる方法とて買賣質入寄託等の如き正當名義に因て領収したる
 ものたるを要す甚しき怠慢に出でざるとは輕忽にして詐偽の爲り容易に手形小切
 手を取戻し又は其不正たるを知て惡意にして取得したる如きを云ふ此等の二ヶの條
 件を備へて取得したる占有者之假令如何なる原因に出でたるものなりと雖も其所
 有者の請求に應じて之を還付するを要せず
 然れども左の場合に於ては其請求に應せざるへからず占有者が手形又小切手の引

手形法

手

形

法

渡を求むる訴を起したる場合例へば債務者が質物として手形を債權者に引渡すべき
 ことを約して之を引渡さず故に債權者より其引渡を請求せられたるに債務者は已に
 債務は償却し義務之消滅せしを以て其引渡の請求に應ずべき道理なしと抗辨せんに
 同一の事實に因りて請求せられたるとき即ち此同一の事實とて甲者が手形の占有者
 たる乙者に對し當時乙者は某手形を占有すと雖も右は借金の抵當物に供するの約束
 にて差入れたるものなり然るに甲者都合に依り金を借ることを止めたるか故に右抵
 當物を渡し置くの理由なしとの事實を以て其手形の取戻を請求せられたるとき之
 を還付せざるべからず此事實理由は債權者が手形を抵當として引渡さんことを債權
 者に請求する場合に於て手形の所有者たる債權者が抗辨するを得べき理由なり

第七百一十一條 盜取セラレ又ハ紛失シ若クハ滅失シタル手形及小切
 手ニ付テハ第四百三條ノ規定ヲ適用ス

〔釋註〕

本條は手形の紛失したる場合に關する規定なり

第四百三條の旨趣は手形は常に商業社會に流通するものなれば假令以盜取せられ又
 は滅失し紛失したりとするも直ちに之を無効とするを得ずと云ふに在り是れ流通物

○手形法總則

は移轉して暫も止まざるものなれば、第四百三條には此場合之民事訴訟法の規定に従ひ、少くも六ヶ月の猶豫を以て故障を申立つ可き期日を公示し、其期限の経過したる後にあらざれば、該手形を以て無効とするを得ざるものとす

手

第七百十二條 爲替手形ノ引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル爲替上ノ請求權ハ滿期日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹リ又所持人若クハ裏書讓渡人ヨリ振出人若クハ前裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ハ請求ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル

形

時効ハ訴ヲ起シ其他各箇ノ裁判上ノ手續ヲ爲スニ因リテ中斷セラレ又裁判所ノ判決ニ依リ又ハ書面ニ明示シテ債務ヲ承認シ新債務ト爲シタルニ因リテ消滅ス

法

〔釋註〕 本條ニ爲替手形の時効に係る規定なり
時効とは契約上の期間にして所謂出訴期限を経過したるもの、如し全く訴權を失ふ可きもの本條の規定に依れば爲替手形に付て之其引受人に對し約束手形に付て之其振出人に對して其請求を爲す權は支拂を受くべき滿期日より三ヶ年を以て時効に罹

手 形 法

るものとす又手形所持人に於て支拂を拒みたる日より又現所持人より償還の請求を受たる第二以後の裏書讓渡人は自己の讓渡を受けたる前所持人に對し其旨を通知したる時より三ヶ年を以て時効に罹るものとす
時効は訴を起し其他各箇の裁判上の手續を爲すに因り中斷せられとは商事に於ける普通の時効に付ては之を六ヶ年とし又之を中斷するに付ては第三百五十條に従ひ債權の取立又は其擔保の請求を爲したるのみを以て十分なりとす然るに本條に手形の時効を中斷するに特に裁判上のみ限りたるなり是れ爲替は嚴重を要するに出づるが而して中斷と消滅と異なる所之手形に關する義務にして其未だ三ヶ年を経ざる以前に於て裁判所の判決又は當事者の書面を以て其義務を承認したるときは其義務は更改するを以て更に其性質を變じて商事上の義務民事上の義務に變更するが故に其義務に付て之商事上の時効を消滅す故に更に三ヶ年を経過するも時効に罹るべきにあらず是れ中斷と消滅との異なる所以なり

第七百十三條 一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ在テハ時効ハ呈示ニ付キ規定セラレタル期間ノ滿了ヨリ始マル但其滿了前ニ呈示ヲ爲シ

○手形法總則

タルトキハ此限ニ在ラス

(釋註) 本條は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に關する規定なり

一覽拂の手形とは手形面に何月何日と云ふが如く一定の支拂期日を定めず其手形を
持參したるとき即時に支拂ふべき旨「御一覽次第御支拂可被下候」とあり又一覽後定
期拂の手形とは其提示即ち持參より何日目に支拂ふべき旨即ち「御一覽後何日目に
御支拂可被下」とある手形を云ふ故に此手形は所持人をして自由に期日を定めしめ
何時一覽を求むるも手形所持人の自由なるが如くなれども濫に其期限を永久に涉ら
しめハ支拂人の爲めに大に不都合を生ずべきに因り法律之爰に一覽拂に付ては手形
を提示すへき期限を定めて第七百五十七條には二ヶ年を以て期限の満了とし又一覽
後定期拂に付て七百三十五條に於て其期間を規定せられたり而して本條に於ては呈
示に付規定せられたる期間の翌日より時効を起算すべきものとす

然れども期間の満了前即ち二ヶ年に滿つるを待たずして手形を呈示したるときは右
の如く呈示に付規定せられたる時間即ち二ヶ年を経過したる日より始まる可きもの
に非ず

手 形 法

第七百十四條 手形ヨリ生スル請求權ヲ時効ニ因リ又ハ法律ニ規定シ
タル行爲ヲ怠リタルニ因リテ失ヒタル者ハ其失ヒタルニ拘ハラズ支
拂人振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シ此等ノ者カ支拂ハサル爲替資金若
クハ取戻シタル爲替資金ニ因リテ己レヲ利シタル限度ニ於テ右請求
權ヲ主張スルコトヲ得第七百十一條ノ場合ニ係ルモノト雖モ亦同シ

(釋註) 本條之請求權を失ひたる手形所持人に付ての規定あり

手形の時効は前條に於て述べたるが如く極めて短縮なるか故に所持人は圖らず期間を
失ひ法律の規定に違ひ爲めに爲替上の請求權を失ふこと往々之あるを以て本條に於
て此等の者を保護する爲め規定せられたり

手形所持人に於て爲替上の請求權を失ふに二ヶの場合あり第一時効に因りて期間を
失ひ第二法律に規定したる行爲を怠りたる場合は是れなり手形所持人に於て時効期限
を経過して支拂期日に支拂を求めず又は拒證書を作らず或は償還要求の通知及び訴
訟の延滞等の爲めに支拂を受くる權利を失ひたるは固より自己の過失又は怠慢に因
るものなりと雖も此過失怠慢者は爲めに全く爲替請求權を失ふものとなせば必ず一方

○手形法總則

に故なく利益を受くる者あるに至るべし本條は此失ふたる者を保護し得る者に對して請求權を付與するあり爲替資金と振出人より支拂人に向ふて手形金額支拂の爲めに交付したるものなれば若し支拂人に於て此手形支拂を爲さざる時に於ては所謂故なくして支拂人の利益を得る者なり若し又所持人が期日に支拂の請求を爲さざりしとて振出人より取戻すことを得ば是れ振出人の不正の利得を爲すものと謂ふべし是れ本條に於て所持人に對し此金を請求するの權利を與へたるものなり

然れども亦所持人之已に支拂及び償還の要求權を失ひたる者なれば其爲替資金に因り一方が利益を得たる限度即ち部分のみに付て之を請求することを得るものとす是れ法文に「所謂已を利したる限度」にして必ずしも受取たる資金額を返還するに及ばざるあり

又第七百十一條の盜取せられ又之紛失し若くは滅失せしめたる所持人に於ても亦他人に不正の利得を與ふべきにあらざれば此場合に於て之民事訴訟法の規定に従ひ該訴訟權を行ふことを得べきものとす

第七百十五條 總テ手形ニ署名ヲ爲シタル者ハ此ニ因リ連帶シテ義務

ヲ負擔ス然レトモ此連帶義務ハ各義務者ニ於テ特立ノモノトス
爲替ノ訴ハ其總員ニ對シ又ハ其一人ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

〔釋註〕 本條ニ手形に署名したる者の義務を定めたる者なり
總テ手形に署名したる者は其手形の種類に關せず連帶して義務を負ふものとす然れども此不完全の連帶にして普通連帶と異なるものにして各個獨立のものたり故に例へて連帶義務者の一人に對して訴訟其他時効を中斷すべき手續を爲したりと雖も普通の連帶義務者の如く他の義務者に對して之其効力を及ぼさず（民法財産編第四百三十八條）然れども既に連帶と謂ふ爲替手形署名の總員に對しても亦其中の一人に對しても訴訟を起すことを得べし是れ本條第二項に於て其訴訟の相手方に付ては普通の連帶に異なることなき旨を規定せる所以あり

第一節 爲替手形

振出とは或る一定の人を支拂人として其支拂人に於て券面記載の金額を支拂ふべき旨を明記したる手形を作りて之を受取人に交付するを云ふ

第一款 振出

○手形法○第一節爲替手形

手形 形 法

第七百十六條 爲替手形ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 振出ノ年月日及ヒ場所

第二 爲替金額但文辭ヲ以テ記ス可

第三 支拂人ノ氏名

第四 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所持人ニ支拂
フ可キ旨及ヒ滿期日並ニ支拂地

第五 爲替手形ト引換ニテ支拂ヲ爲ス可キ旨

第六 振出人ノ署名、捺印

本條は爲替手形に記載すべき條件を定めたるものなり

【釋註】

- 第一 振出の年月日○支拂日を以て手形の日附より幾日目となしたるとき又は一覽拂の手形に呈示期限を掲げざるが爲め日附後二ケ年を以て滿期となす時の如
- 第二 金額を記するに文辭を以てす○數字にて之錯誤を生じ易く且つ之が變造の容易なるの恐あるに因るあり文辭と之伍玖陸の字を用ふるを云ふ

手形 形 法

- 第三 支拂人の氏名○支拂人の氏名と必ず之を記載せざるべからず或は商号を用ふるも妨なきものとす殊に會社に在ては社名を用ふるを得ざるものとす
 - 第四 受取人の氏名○手形に氏名を記せられたる者其他裏書讓受を爲したる者の氏名を記すべきなり
 - 第五 手形と引替にて支拂ふべき旨○第七百六十一條の規定に従ふものなり
 - 第六 振出人の署名○總ての義務者に於けると一般なり
- 爲替手形に右の六ヶの要件中一を缺くとき其要件を失ふものなるが故に必ず之を記載せざるべからず

第七百十七條 振出人ハ爲替手形ヲ自己ノ指圖ニテ振出シ又ハ自己ニ

宛テ振出スユトヲ得

【釋註】

本條は手形振出に關する例外を示したるあり

爲替手形には常に振出人受取人及び支拂人の三名あるを要す且此三者は孰も別人たるを通例とす然れども亦之に例外ありて一人にて二ヶの資格を兼ねることを得べし是れ本條に於て特に例外を設けて振出人之手形を自己の指圖にて振出すことを得と

○手形法○第一節爲替手形○第一款振出

手

形

法

規定す其意義は振出人は併せて受取人とあることを得と云ふに在り又支拂地を異にしたるに於て之振出人にして支拂人たることを得べし此場合は振出地と支拂地と異ありたる場合に限るものとす

第七百十八條 爲替手形ノ金額二十五圓以上ナルトキハ無記名式ニテ振出スコトヲ得

〔釋註〕 本條は無記名手形に係る規定なり

無記名式即ち所持人拂の手形を發行するに爲替手形の金額二十五圓以上にあらざれば之を振出すことを得ず是れ無記名式の手形は紙幣若くは銀行紙幣を相類似するを以て之を濫用して種々の悪弊を生ずるを以てなり

第七百十九條 満期日ハ定マリタル日又ハ日附ノ後定マリタル期間又ハ一覽ノ時又ハ一覽後定マリタル期間ニ於テノミ之ヲ定ムルコトヲ得

〔釋註〕 本條は満期日の規定にして之を四種に區別せり
満期日とは即ち支拂日の事にして爲替手形の支拂期日を云ふ今之を分拆すれば左の

如し
第一 定まりたる日○即ち何月何日拂とし其支拂ふ可き期日を指定すへきものとす

第二 日附の定まりたる期間○即ち振出の日附より三十日目とか三十五日目と云ふが如し上の場合にては其日附が三月十三日なるには四月十三日を以て支拂と爲す

第三 一覽の時○即ち所持人が支拂人の所に持参したる時を以て支拂日とす

第四 一覽後定まりたる期間○手形所持人が其手形を支拂人に呈示せしより何日又は何週間後に支拂べきものと定むるが如し

第七百二十條 爲替手形ニ満期日ヲ記載セサルトキハ其手形ハ一覽ノ時ニ満期ト爲ル

〔釋註〕 本條は別に説明を要せず

第七百二十一條 支拂人ノ住地又ハ其他ノ地〔他所拂爲替手形〕ハ支拂地トシテ之ヲ記載スルコトヲ得他ノ地ヲ記載シタル場合ニ在テ爲替

○手形法○第一節爲換手形○第一款振出

手形法

手形ニ支拂ノ爲メ他人〔他所拂人〕ヲ明記セサルトキハ支拂人ハ其記載シタル地ニ於テ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

〔釋註〕 本條は支拂地に係る規定なり

爲替手形に支拂地を定むるは當事者の自由にして何の地に於てするも妨なきものとす其住所外の地に在てする場合は之を稱して他所拂爲替手形と云ふ而して他得拂爲替手形は振出人自ら支拂人と爲りて振出し又は振出人と支拂人との協議にて振出すものなり

此場合に於て他所拂人を記載せざるるとき支拂人は其明記したる土地に於て支拂を爲さざるべからず例へば大阪の甲某に宛たる手形を西京に於て西京の乙者が支拂ふべき旨を記載すれば差支なきも單に西京に於て支拂ふべき旨を記したるのみなれば即ち大阪の甲者西京に至り支拂を爲さざるべからず

第二款 裏書

第七百二十二條 爲替手形ノ受取人及ヒ其後ノ各所持人ハ若シ其手形ニ反對ヲ明記セサルトキハ裏書ヲ以テ之ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は裏書に關する事を規定するなり

爲替手形ノ其性質流通すべきものなれば其所持人は隨意に裏書を爲して之を他人に轉付即ち讓渡すを得べきは當然なり假令ば手形に何某殿へ御拂可被下候とのみありて其他の人の文言なきも手形の裏書受取人又は其後の讓受人に於て隨意に之を讓渡すことを得べきものとす但手形面に反對の記載を明記して裏書讓渡を禁ずるときは格別あり若し此禁する旨の記載ありたるにも拘らず之を讓渡したるときは第七百三十三條の規定に従ふ裏書讓渡を禁じたる場合ニ其之を禁じたる裏書讓渡人に對して無効なるのみにして其以前の裏書讓渡人に對しては無妨にわらず

第七百二十三條 裏書ニハ其年月日、場所、裏書讓渡人ノ署名、捺印及ビ裏書讓受人ノ氏名アルコトヲ要ス然レトモ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テモ亦裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕 本條之裏書の方式を規定したるものなり

裏書讓渡を爲すには必ず其讓渡の年月日、場所并に裏書讓渡人の署名捺印裏書讓受人の氏名の四ヶを記載せざるべからず然れども裏書讓渡人の署名捺印のみを以て亦

○手形法○第一節爲換手形○第一款振出

手形法

裏書讓渡を爲すことを得裏書讓渡人の署名捺印のみと云ふと讓受人の氏名を記せざるをいふ此場合に於ては其支拂を受けんとする所持人と自己の氏名を記入して支拂を求むることを得

第七百二十四條 裏書ニハ其日ヨリ前ノ日附ヲ爲スコトヲ禁ス之ニ違フトキハ偽造、變造ノ刑ニ處ス

〔釋註〕 本條之裏書に禁ずべき記載に付ての定規なり

裏書にて裏書讓渡を爲す日より前の日附を爲すことを禁ず之を禁ずる所以は破産の宣告を受けたる後其宣告前の日附を記し手形を讓渡すときは他の債權者を害するに至るに因るなり本條は即ち破産を爲し又は將に破産せんとする者の財産を脱漏し債權者に損害を加ふる者あるを豫防するの精神に出たるなり

第七百二十五條 無記名式ニテ振出シ又ハ裏書讓渡人ノ署名捺印ノミヲ以テ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ交付ノミヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は無記名式にて轉付即ち讓渡を爲すことを得る場合を示せり

無記名式にて拒出したる手形の授受之紙幣の授受に同じきを以て只裏書讓渡人の署名捺印のみを以て裏書讓渡を爲したる爲替手形は交付のみを以て即ち引渡のみを以て讓渡を爲すことを得るなり通例支拂を請求する場合に至り初めて其所持人の氏名を記入す可きものとす但支拂を請求する以前と雖も自己の氏名をのみ記入し然る後普通裏書讓渡の例に依り之を讓渡すことを得るものなり

第七百二十六條 爲替手形ハ滿期後ト雖モ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得又代理若クハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕 本條は普通の裏書に異なる變例の裏書讓渡に係る規定なり

滿期後の裏書とて支拂期限後に至りて蓋書するを云ふ通例爲替手形の裏書讓渡は滿期前即ち支拂期日前に於てすべきものなりと雖或は滿期後に之を爲すことあり此裏書讓渡と雖も法律上無効なるのみならず法律は之を爲すことを許せり是れ爲替義務者は滿期後と雖も時効に至るまでは其義務を負担するものなればなり

代理の爲めにする裏書とは代人を以て手形金を受取る場合に別段に委任狀を附することを要せずして直に手形に裏書讓渡を爲し以て其代理委任に代ふるものなり擔保

○手形法〇第一節爲換手形〇第一款振出

手 形 法

手 形 法

手

形

法

第七百二十七條 支拂ノ爲メニスル呈示及ロ拒證書ノ作成ヲ事情ニ因
 リテ正當時期内ニ爲スコトヲ得サル爲替手形ノ裏書讓渡ハ滿期後ノ
 爲替手形ノ裏書讓渡ニ同シ

〔釋註〕 本條ニ支拂期日後の爲めにする裏書讓渡に係る規定なり

本條は實際裏書讓渡を爲したる日附は滿期以前に在りと雖も之を滿期以後の裏書讓
 渡と看做す場合なり裏書讓受人は期日に至れば必ず其手形を支拂人に提示し若し其
 支拂を得ざる時は其翌日中に拒證書を作らしめざるべからず然るに事情のありて
 正當の時期内に拒證書を受取ること能とざる時例へば大坂拂の手形が之を東京に
 於て裏書讓渡を爲すとせんか若し其滿期日が其日の翌日なるか或又其當日なるど
 きは假令ひ其裏書讓渡の時刻は滿期日前に當ると雖も其期限内に之を呈示し又拒
 證書を作ることを得ざるの事情ある場合に於て支拂期日後に裏書讓渡を爲したる
 ものと看做し尙ほ其効力あるものとす

手

形

法

第七百二十八條 滿期後ノ爲替手形ノ裏書讓渡ハ其裏書讓渡人ノ權利
 及ロ義務ノミヲ裏書讓受人ニ轉付スルモノトス然レトモ裏書讓受人
 ハ滿期後ニ爲替手形ノ裏書讓渡ヲ爲シタル各人ニ對シテ如何ナル
 方式ニモ羈束セラレヌ且獨立シタル償還請求權ヲ取得ス

〔釋註〕 本條は支拂期日後の讓渡の効力を定めたるものなり

裏書讓渡人の權利及び義務のみを裏書讓受人に轉付するとは例へば讓渡人甲者に於
 て正當に手形の提示を爲し其拒證書を受取りたる時と讓受人乙者は時効に至るま
 では振出入及び支拂期日前の裏書讓渡人等に對して償還要求の權利ありと雖も若し
 裏書讓渡人に於て呈示其他の手續を爲すことを怠りたる時は唯其引受人等に對す
 る請求權を有するに過ぎず故に此場合に於て裏書讓受人乙唯此權利のみの轉付を
 受くるものなり

然れども讓受人乙者が讓渡人甲者に對するときは之に異なり如何なる方式にも羈束
 せられず獨立して償還要求の權利を有するものとす即ち支拂人に於て支拂を拒むと
 きと其翌日に拒證書を作り之を償還義務者に通知する等の方式を行はざるも時効期

○手形法〇第一節爲換手形裏書

間内に在て何時にても償還請求権を行ふことを得るを云ふなり是れ已に支拂期日
を經過したるものなれば提示を爲さんとするも爲すべきの日なく隨て拒證書を作る
等の手續を爲すの適なきを以てなり

手

第七百二十九條 代理ノ爲メ又ハ擔保ノ爲メニスル裏書讓渡ハ其目的

ヲ爲替手形ニ記載セサルトキハ第三者ニ對シテ眞ノ裏書讓渡タリ

〔釋註〕 本條ハ代理又は擔保の爲めに裏書讓渡の効力なり

代理の爲め擔保の爲め裏書讓渡を爲したるときと雖も手形面に其旨を記載せざると
きは第三者に於て其事實を知らざるときは眞の裏書讓渡の効あるものとすなり何
となれば手形之文言のみに因りて事實に依らされし代理又は擔保の爲めにする裏書
讓渡なることを明記せざるに於ては第三者之を一般の讓渡の爲めにせしものと看
做す勿論なればなり

形 法

第七百三十條 代理ノ爲メニスル裏書讓渡ニシテ其目的ヲ記載シタル

トキハ其裏書讓受人ハ裏書讓渡人ノ權利及ビ義務ヲ行フ但特別ノ記
載アルニ非サレハ眞ノ裏書讓渡ヲ爲スニトヲ得ス

〔釋註〕 本條ハ代理裏書の効力を定めたるなり

前條は代理又は擔保の爲めにする裏書讓渡を爲したるも手形面に其旨を記載せざる
場合を掲げ本條は之を明記すべき旨を規定す手形面に代理たる目的を記載したると
きは即ち代理裏書にして其讓受人は讓渡人に屬する一切の權利義務を行ふことを得
べし眞の裏書讓渡之手形の所有權を移轉するものなれば所有者にあらざる代理者に
於ては之を爲すべからざるものゝ如しと雖も既に代理として該手形を所持する以上
と法律上其處分權を有するものとの推定するを以て當然なりとす何となれば代理裏
書の目的と手形面の金額を得るに在るものなれば眞の裏書讓渡を爲すの權も亦委任
中に包含せしめたるものと看做せばなり故に代理の爲なる旨を明記すと雖も眞の裏
書讓渡を爲すことを禁ずるとの明文なきに於ては本人に於ては眞の裏書讓渡を爲す
の權利を付與したるものと看做し特別の趣旨を附記して其權利を制限したるとき
外其代人の爲したる所爲を以て本人即ち代理者の爲したるものと同一視するものな
り

手

形

法

第七百三十一條 擔保ノ爲メニスル裏書讓渡ニシテ其目的ヲ記載シタ

○手形法〇第一節爲替手形裏書

ルトキハ其裏書讓受人ハ裏書讓渡人ト同一ノ權利義務ヲ行フ但債權ノ辨濟ヲ受ケサル場合ノ外其ノ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

〔釋註〕

本條之擔保の爲めにする裏書讓渡の効力を示したるなり

擔保の爲めに裏書讓渡を爲したる手形は其旨を明記せざるときは第七百二十九條に依り之を眞の裏書讓渡となすへきものとす本條之假令其旨を記載したるときと雖も又之を眞の裏書讓渡となし其裏書讓渡人之擔保の旨を記載せざる手形の裏書讓受人と同一の權利を有するものとす但債權の辨濟を受けざる場合の外は眞の裏書讓渡を爲すことを得ず是れ擔保の性質上己に其債務を支拂ひ又は其他の方法に因り擔保せし義務を消却したるときは其擔保たる義務も亦自ら消滅するを以て己に債權を辨濟したるときは眞の裏書讓渡を爲すことを得るものなり

第七百三十二條 裏書讓渡ハ各裏書讓渡人ノ順序カ裏書讓受人ニ至ル

マテ間斷ナキトキニ限り裏書讓受人ノ爲メ効力アリ但代理又ハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ裏書讓渡人ニ於テ更ニ裏書讓

渡ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕

本條之裏書の方式に關する規定なり

各裏書讓渡人の順序即ち甲より乙乙より丙丙より丁に裏書讓渡したるものにして其所持人に至るまで間斷なく相連續するに非されは其裏書を以て無効となす故に裏書の順次一回にても間斷あるときは其間斷ありてより以後の裏書讓渡は無効に屬す又代理又は擔保の爲めに裏書讓渡を爲したる手形に更に讓渡人及び讓受人より裏書讓渡を爲すことを得べし讓受人が更に裏書讓渡を爲し得べきときと讓渡人たる委任者又ハ質入主等に於て裏書讓渡を爲すことを得べきこと代理人の爲し得べきことを委任者即ち本人に於て爲すことを得ざるの理由なきなり此場合に於ては其讓渡人たる本人は其讓受たる代理人又は質取主より讓戻を爲すこととなく氏名の順序に間斷あるに拘はらず直ちに之を他人に讓渡すことを得べきものとす是之を裏書讓渡人にても裏書讓受人にても更に裏書讓渡を爲すことを得ると謂ふ所以なり

第七百三十三條 裏書讓渡ノ法律上ノ効力ハ爲替手形ニ裏書讓渡ヲ禁スル旨ヲ記載シタルカ爲メ之ヲ失フコト無シ但之ヲ禁シタル者ニ對

○手形法〇第一節爲替手形〇第二款裏書

手 形 法

スル償還請求權ハ此カ爲メニ消滅ス

〔釋註〕

本條は裏書讓渡の効力を定めたるを以て、假令以手形には裏書讓渡することを禁ずる旨を册記すと雖も而して之が裏書讓渡を爲すことを得べし是れ手形の性質上然らざるを得ざる所以なり何となれば爲替手形は融通の爲めにする有價證券なればなり然れども契約は其契約者双方に在て之を法律に等しき効力を以て此記載あるときは其之を禁ずる旨を記載したる振出人若くは裏書讓渡人を受取人及び裏書讓受人より以後の人に償還要求を受くることなし要するに裏書讓渡禁止の記載は唯之を記載したる者に對して効力あるに止まりて一般人に及ぼすことなきものあり

第三款 引受

第七百三十四條 爲替手形ノ所持人ハ其手形ニ別段ノ記載ナキトキハ滿期日前ニ引受ノ爲メ支拂人ニ之ヲ呈示スルコトヲ得若シ支拂人其引受ヲ爲ササルトキハ拒證書ヲ作ルコトヲ得
振出人ハ所持人ニ於テ引受ノ爲メ其手形ノ呈示ヲ爲ス可ク若シ爲サ

手 形 法

サルトキハ償還請求權ヲ失フ可キ旨ヲ記スルコトヲ得此場合ニ於テ支拂人引受ヲ爲ササルトキハ其翌日拒證書ヲ作ルベシ

〔釋註〕

本條は爲替手形引受に係る規定あり
引受とは支拂人が所持人に對して滿期日に至り其手形面記載の金額を支拂ふことを約束するの謂あり而して所持人と支拂人との間に成る一の契約に外ならず手形は社會の流通物なれば信用を厚くし流通を洽く容易ならしめざるべからず而して其信用を得流通を容易ならしむるに引受之必要なるものなり所持人は滿期日前に支拂人に手形を呈示して引受を爲さしむることを得べし此場合に支拂人其引受を拒みて爲さざるときは所持人其翌日中に拒證書を作らざるべからず而して其作りたる拒證書は之を振出人又は裏書讓渡人に送致し其引受を拒みたる旨を通知するの義務あるものとす他所拂爲替手形は普通の爲替手形と相異なるものありて振出人所持人に於て引受の爲め必ず其手形を呈示すべく若し之を呈示せざれば償還要求の權利を失ふべき旨を附記することを得

第七百三十五條 一覽後定期拂ノ爲替手形ハ別ニ短キ呈示期間ノ記載

○手形法○第一節爲換手形○第二款裏書

ナキトキハ日附後遅クトモ二年内ニ引受ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ之ヲ呈示セサルトキハ振出人及ヒ裏書譲渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ

支拂人カ方式ニ依レル引受ヲ拒ミ若クハ引受ノ日附ヲ爲スコトヲ拒ムトキハ拒證書ヲ作ルコトヲ得此場合ニ於テハ拒證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス若シ拒證書ヲ作ラサルトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス但其翌日迄ニ拒証書ヲ作ラサルトキハ振出人及裏書譲受人ニ對シテ担保ヲ求ムルコトヲ得ス

〔四〕本條は一覽後定期拂の爲替手形に關する規定なり

一覽後定期拂の爲替手形を一覽の日より支拂期日を起算するものあるを以て若し其一覽を求めざるに於ては何時迄も支拂期日の到來することなく永入に遅延し所持人が困難を生ずることは前にも述べたるが如し故に別に短き呈示期間二ケ年以内の記載なきときは日附後遅くとも二ケ年以内に引受の爲め之を呈示すべし若し此期間内に之を呈示せざるときは其手形所持人は振出人及び裏書譲渡人に對する償還請求の權

手形法

利を失ふ故に其呈示たるや特に引受の爲めにするを要す唯一覽の爲めに呈示したるのみにては假令二ケ年以内なりと雖も振出人等に對する償還請求權を存續するを得ざるなり

方式に依れる引受を拒むとは第七百三十七條の方式を履行せざるを謂ふなり所持人に於て此手續を盡すと雖も支拂人に於て引受を拒み又は引受を爲すも其日附を記載することを拒むるときは其支拂期日を計算するの時日定まらざるが爲め引受を拒みたると同なるが此等の場合に於ては所持人は其翌日拒證書を作らざるべからず

支拂人に於て引受を爲さざる場合に在ては果して其手形を呈示したりと認むべき時日を證するものなし故に此場合に於ては拒證書を作りたる日を以て呈示の日とし其日より支拂期日を起算すべきものとす例へて一覽後二ケ月を経て支拂ふべき手形に付き三月十日に拒證書を作りたるるときは五月十日を支拂期日とするが如し若し又日附のみを拒みたるるときは満期日即ち振出の時より二ケ年間は數回之を呈示して日附の記載を求むるを得而して尙ほ日附の記載を爲さざるときは呈示期間の末日を以て満期日と看做して支拂期日を定む但其翌日迄に拒證書を作らざるときは振出人

手形法

○手形法〇第一節爲換手形裏書〇第二條

及び奥書讓渡人に對して擔保を求むることを得ず

第七百三十六條 引受ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取りタルト否トヲ問ハズ爲替手形ノ所持人ニ對シテ滿期日ニ爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ支拂人ニ負ハシム又所持人ニ引受ノ旨ヲ記シタル爲替手形ヲ還付シタル後ハ強暴又ハ詐欺ノ場合ヲ除ク外之ヲ取消スコトヲ得ス

〔釋註〕

本條ハ引受の効力を定めたるものなり

支拂人ニ必ずしも引受を爲すの義務あるにわらずと雖も一旦引受を爲したる以上之其振出人より爲替資金を受取るに否とを問はず必ず手形所持人に對して期日に支拂を爲さざる可からず是れ引受より生ずる結果にして手形所持人と支拂人との間に別段の關係を生ぜしものなれば其振出人と支拂人との關係には變動を生ずるも所持人に對する關係は之を取消することを得ず

一旦引受を爲したる以上は最早之を取消することを得ざるものなれども之を引受たりとせんには唯手形面に其旨を記載するのみにては足れりとせず必ず引受の旨を手形面に記載して之を所持人に引渡すことを要す故に未だ之を所持人に引渡さざる間之

手 形 法

其引受けたる旨の文言を塗抹するも妨がし又最早所持人に引受の旨を記したる爲替手形を還付したる後は其引受ハ強暴又は詐欺の場合を除く外尙ほ之を取消することを得ず

第七百三十七條 引受ハ支拂人カ替爲手形ニ引受ノ旨ヲ記シテ署名、捺印ヲ爲シ又ハ署名、捺印ノミヲ爲スニ因リテ成ル此方式ニ依ラサル引受ノ効力ハ第八百五條ノ規定ニ從フ

〔釋註〕

本條ハ引受を爲すに付ての方式に係る規定なり

引受は支拂人が手形面に引受の旨を記して署名捺印し又之單に署名捺印のみを以て爲すに因りて成るものとす而して此署名捺印は所謂爲替手形面に於てするを必要とするが故に若し爲替手形に附着せざる別紙を以て引受の旨を約するも其引受の効力は第八百五條の規定に従ふべしとして法律上有効なる引受と看做さざるなり然ども第八百五條は支拂人に於て爲替資金を受取りたることは推定するを得べきを以て若し裁判上支拂人に於て爲替資金を未だ受取らずと主張するときは之が証明を爲すを要す

手 形 法

第七百三十八條 即日ニ引受ヲ爲サス又ハ條件若クハ其他ノ制限ヲ以

テ之ヲ爲シタルトキハ引受人ハ其引受ノ爲メ當然羈束セラルルモ所
持人ハ之ヲ拒ミタリト看做スコト得若シ爲替金額ノ一分ニ付テノミ
引受ヲ爲シタルトキハ他ノ部分ニ付テハ其引受ヲ拒ミタリト看做ス

〔釋註〕 本條は引受を拒みたりと看做すべき場合を掲ぐ

支拂人に於て手形の呈示を受けたる即日引受を爲さず又は條件即ち某の條件が到
來するときは引受を爲すべく或ち其他の制限即ち時日支拂地等に制限を附して引受
を爲すべしと云ひて直ちに引受を爲さざるるときは爲替義務に付て自由に變更するも
のなるを以て所持人との拒絶したるものと看做し拒証書を作りて振出人及裏書讓
渡人等に對して償還要求を爲すことを得然れども右の如き不完全なる引受と雖も既
に引受と爲したる上ニ引受人に於ては其義務に服従せざるへからず故に支拂期日に
至り所持人より請求を受けたるときは其手形の文言の義務に限り之を履行せざるべ
からざるものとす是之を引受人は其引受の爲め當然羈束せらるゝと云ふ

若し又支拂人が手形金額の一部に付てのみ引受を爲したるとき例へは五百圓の手形

に二百圓は引受る旨を記したるが如き場合に於ては他の三百圓に付てのみ引受を拒
みたるものと看做す故に殘額三百圓に付ては所持人拒証書を作らざるべからず

第七百三十九條 所持人引受ノ拒証書ヲ作りタルトキハ其作成ヲ遅延
ナク其振出人又ハ裏書讓渡人ニ通知ス可シ

右ノ通知ヲ爲シタル所持人ハ振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シテ爲替金
額及ヒ拒證書ノ費用並ニ戻爲替ノ費用ヲ滿期日ニ支拂フコトニ付テ
ノ擔保ヲ求ムル權利ヲ有シ各裏書讓渡人ハ自ラ擔保ヲ爲シタルト否
トヲ問ハス前者ニ對シテ右同一ノ權利ヲ有ス但拒證書ノ交付ヲ受ク
ルニ非サレハ擔保ヲ供スル義務ナシ

當事者ノ一人ガ爲シタル通知及ヒ其受ケタル擔保ハ其後者總員ノ爲
メニモ効力アリ

〔釋註〕 本條は所持人拒証書を作りたる場合の處分方法を定めたるなり

前條の如く支拂人が引請の請求を受けて之を拒み又之法律上拒みたりと看做すべき
ときは所持人は翌日引受の拒証書を作るべし而して之を作りたるときは其作成を遅

○手形法○第一節爲換手形○第二款裏書

延なく振出人又は裏書譲渡人に通知すべし

右の通知を爲したる所持人は振出人又は裏書譲渡人に對して爲替金額及び拒証書の費用並に戻爲替の費用を満期日に支拂ことに付ての擔保を求むることを得故に所持人に於て之決して此通知を怠るべからず所持人に於て之を通知することを爲さず而して支拂期日後に至り突然償還を求むるに於ては償還義務者は自己以前の償還義務者に對して擔保を求め其他自己の義務を盡すに付ての準備を爲すことなくして空しく損失を被ふるの不利を免れず故に所持人は必ず全體の裏書譲渡人及び振出人に通知すべきなり而して法律が此通知を怠るが爲めに償還要求權を失はしむる所持人之其權利を拋棄したる者と看做を得ればなり

當事者の一人が爲したる通知及び其受けたる擔保之其以後の該關係者の爲めに効力あるものとす是れ第一項と異なる所なり例へて甲乙丙三人あり共に償還義務ある場合に於て乙より甲に對して通知を爲したるときは丙及び所持人は甲に對して別段の通知を爲さずと雖も乙の爲したる通知に依りて償還請求權を失ふことなく又乙が甲より受取りたる擔保は丙及び所持人に於ても亦之が利を受くることを得べきものとす

す

第七百四十條 振出人及び裏書譲渡人ハ擔保ヲ爲スニ換ヘテ前條ニ掲ケタル一切ノ金額ヲ即時ニ所持人ニ支拂ヒ又ハ即時ニ供託所ニ寄託スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は償還義務者が擔保を免かるゝ方法を定めたり

前條に於て振出人及び裏書譲渡人に擔保を供するの義務を負擔せしむるは支拂朝日に至り爲替金及び拒証書の費用並に戻爲替の費用を支拂ふの義務あるに因るなり然るに振出人及び裏書譲渡人は擔保を爲すに換て前條に掲ぐる所の一切の金額を即時に所持人に支拂ひ又は即時に供託所に寄託することを得るものとす

第七百四十一條 擔保又ハ寄託ハ後ニ至リ爲替手形ノ引受アリタルトキ又ハ爲替金額若クハ償還金額ノ支拂アリタルトキ又ハ所持人カ時効若クハ懈怠ニ因リテ爲替手形上ノ權利ヲ失ヒタルトキハ其生シタル費用ヲ引去リテ之ヲ還付スルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條之擔保又之寄託を還付する場合を規定す

○手形法○第一節爲替手形○第二款裏書

所持人に於て擔保を求むるの権利を引受を拒まれたるに基くものなれば其後に至り支拂人に於て支拂を引受けたるるときに已に擔保を求むるの原由は消滅せしものなれば擔保又は供託之を返還するを勿論なり又所持人が時効若くは懈怠に因りて即ち第七百六十七條の手續を行はざるが爲め爲替手形上の権利を失ひたるときは只爲めに生ぜし費用を引去りて之を還付することを要す

第七百四十二條 第七百四十條ノ規定ニ從ヒテ爲替金額及ビ費用ヲ所持人ニ支拂ヒタル者ハ其所持人ニ對シテ裏書讓渡ヲ求メ且爲替手形ト共ニ受取證ヲ記シタル償還計算書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

〔釋註〕

本條は爲替金額を支拂ひたる義務者の権利を定めたるものなり
第七百四十條の規定は支拂期日以前に於て爲替金額及び費用を支拂ふ場合を規定したるものなり故に其所持人をして該爲替手形に受取證を記することなくして更に之を自己に裏書讓渡を爲さしめ且其受取證は其拒證書の費用等を列記したる償還計算となし別に記載して之を交付せしむるを得るなり此支拂を爲したる者は自己以前の讓渡人及び振出人に對して其償還を求むることを得べしと雖も裏書を以て其讓渡を

受けたるるときに支拂期日に至り支拂人が異議なく支拂を爲すときは直ちに所持人の権利を行ひて支拂を受くることを得べし要するに本條の規定は爲替金額を支拂ふ者は通例其金額と引換お受取證を記したる爲替手形を受取る可きものなるに因り七百四十條の場合と普通と異なる所以を示すに在るなり

第四款 榮譽引受

第七百四十三條 支拂人カ引受ヲ拒ミタル爲替手形ニ同地ニ於ケル豫備支拂人ヲ掲ケタルトキハ其爲替手形ヲ拒證書ト共ニ引受ノ爲メ遅延ナク豫備支拂人ニ呈示ス可シ

〔釋註〕

本條之榮譽引受の場合を規定せり
榮譽引受とは支拂人が爲替手形の引受を拒みたる場合に於て振出人又は裏書讓渡人の榮譽を保持するが爲め支拂人以外の者に於て之を引受くるを謂ふ手形振出人又は裏書讓渡人は支拂人の引受を拒むことあるを推察し豫て手形面に同地内に在る第二の支拂人を記載することを得べし之を稱して豫備支拂人といふ此場合に於て若し支拂人が引受を拒みたる時と所持人は拒證書を作り之と共に遅延なく其翌日に豫備支

手

形

法

拂人に呈示して引受を求むべし豫備支拂人ありたるも所持人に於て若し此手續を爲さざるときは所持人は爲替義務者に對する償還要求の權利を失ふべきなり所持人に於て已に此手續を爲したるにも拘はらず之を拒みたるときは所持人は振出人及び裏書讓渡人に對して擔保を求むることを得べし

第七百四十四條 豫備支拂人ヲ掲ケサルトキト雖モ支拂人及び第三者ハ拒マレタル爲替手形ヲ振出人又ハ裏書讓渡人ノ榮譽ノ爲メニ引受クルコトヲ得然レトモ所持人ハ此ノ如キ參加ヲ許諾スル義務ナシ

〔釋註〕

本條は支拂人及び第三者が自ら進んで榮譽引受を爲す場合に係る規定なり爲替手形は信用を第一として流通を洽くする者あれば手形面に豫備支拂人を掲ざるときと雖も支拂の引受を拒まるゝときは手形義務者即ち振出人及び裏書讓渡人の信用を害するが故に其名譽を保持し信用を確實ならしめんが爲め手形に關係なき第三者及び支拂人は自己より進み出て引受を爲すことを得べし然れども所持人ニ此榮譽引受を承諾せざるべからざる義務あるにあらす何となれば之を承諾すれば即ち十分の擔保たるを認めたるものと看做され裏書人及び振出人に

手

形

法

第七百四十五條 二人以上ノ參加人アルトキハ最モ多數ノ義務者ノ榮譽ノ爲メニ引受ヲ爲ス者ヲ以テ榮譽引受人トス若シ受榮譽者ヲ記載セサルトキハ振出人ヲ受榮譽者ト看做ス

〔釋註〕

本條は二人以上の參加人ある場合を示すなり參加人とは手形面に記載したる豫備支拂人及び突然他より立入たる榮譽引受人を謂ふ而して本條は振出人の記載したる豫備支拂人と裏書讓渡人の記載したる豫備支拂人との二人ある場合を付て其内最も多數の義務者の義務を免れしむるを以て榮譽引受人と爲すべく若し受榮譽者即ち何人の爲めにする旨を記載せざるときは振出人を受榮譽者と看做すべし

第七百四十六條 豫備支拂人ノ引受其他所持人カ許諾シタル參加人ノ引受ハ受榮譽者及ヒ其後者ニ擔保ヲ供スル義務ヲ免カレシム

○手形法○第一節爲換手形○第四款榮譽引受

【釋註】 本條は榮譽引受を詐諾したる場合を規定す

豫備支拂人の引受は其引受人が自から進んで所持人より擔保を求めらるゝ義務者に代り擔保を爲すものなれば所持人に於て其引受を承諾する以上は榮譽の爲め引受けたる義務者及び其後の裏書讓渡人は擔保の義務を免れ只其以前の義務者は擔保の義務を免るゝことを得ず是れ其以前の義務者之榮譽引受の榮譽を受けたる者にあらざればなり

第七百四十七條 榮譽引受ハ支拂人カ支拂ヲ爲サ。ルトキニ於テ参加人ニ滿期後爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ負ハシム

【釋註】 本條は榮譽引受人の義務を定めたるものなり

支拂人は引受を爲さざるも必ず支拂を爲さざるべからず然るに引受を爲さざるが爲めに第三者が榮譽引受を爲すは支拂期日に至り支拂人が支拂はさるときに代りて支拂を爲すものにして決して之が爲めに支拂人の義務を免れしむるものにあらず故に手形所持人は支拂期日に至りたるも直ちに榮譽引受を受くるものにあらず必ず先づ支拂人に向ふて支拂を請求するものとす而して支拂人が之を支拂ふときは榮譽引受

第七百四十八條 榮譽引受ハ参加人爲替手形ニ之ヲ記載シテ署名、捺印シ且拒證書若クハ其附箋ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

【釋註】 本條之榮譽引受を爲す方法を定めたるなり

榮譽引受を爲すは爲替手形に之を記載して署名捺印し且つ拒證書等に之を記載せざるべからず爲替手形に其旨を記載するは其以前の所持人に於て榮譽引受あることを知り榮譽引受人に對して要求するを得せしめんが爲めなり又拒證書に之を記載する所以に其引受を受たる手形義務者に其引受を爲したることを知らしめんが爲めなり又榮譽引受人に於ても何人の爲めに引受を爲したるやを明記せざるべからず若し之を明示せざるるときと振出人の爲めにせしものと看做さるべきなり而して榮譽引受の旨を記するとは例へて金何百圓某氏の爲め又查氏の署名の爲め又は某氏の榮譽并に利益の爲めに引受候也と記するの類の如し

手

形

法

第七百四十九條 拒證書ハ拒證書費用ノ辨償ヲ受ケタル上之ヲ参加人ニ交付シ参加人ハ遅クトモ拒證書作成ノ翌日受榮譽者ニ榮譽引受シタル旨ヲ通知シテ拒證書ヲ送付スルコトヲ要ス若シ此事ヲ怠ルトモハ此ニ因リテ生スル損害ニ付キ責任ヲ負フ

〔釋註〕

本條は主として参加人の義務を規定したるなり
 参加人が榮譽引受を爲したるときは所持人に對して拒證書の費用を支拂ひ該拒證書を受取り遅くとも之を作りたる翌日中に受榮譽者に榮譽引受を爲したる旨を通知し拒證書を送付するは榮譽引受人の義務と爲す若し此手續を怠りて爲さずして之が爲めに生ずる損害に付き賠償の責を任せざるを得ず何となれば其爲めにせし受榮譽者に於て此引受を拒まれたるを知るときは次條により自己以前の裏書讓渡人及び振出人に對して擔保を求め償還要求の權利を確實たらしむるに此通知を怠りたる爲め之が準備を爲さずして終に損害を受くるに至ると一に参加人の怠りたるに因ればなり
 第七百五十條 受榮譽者及び其前者ハ擔保ヲ求ムル權利ヲ有ス然レトモ所持人ハ第七百四十四條ニ依リテ榮譽引受ヲ許諾セサルトキニ非

手

形

法

サレ之ヲ有セス

〔釋註〕

本條は榮譽引受の擔保に係る規定なり
 受榮譽者は榮譽引受人に對して償還義務を負ふものなれば自己以前の讓渡人及び振出人に對して損害を求むるを得べきは當然あり
 然れども所持人は榮譽引受を承諾せざる場合にあらざれば擔保を求むるを得ず是れ所持人は其引受を承諾したるときは即ち其引受人を確實なる者と信すればなり

第五款 保證

第七百五十一條 爲替手形ニ於テ爲替債務者ノ署名ニ自己ノ署名ヲ添フル第三者ハ其債務者ト連帶シテ義務ヲ負フ

〔釋註〕

本條は手形保證を爲す方法を規定したるものなり
 保證とは保證人の保證と同きものにわらず手形の保證と彼の支拂人の引受及び振出人裏書讓渡人の署名等も皆保證に外ならずと雖も本條に所謂保證と云ふ債務者の義務を共に負擔して其履行を確實ならしむるものをいふなり而して其保證を爲すの方法は其義務者と共に手形面に署名するに在り故に或は振出人の爲めに保證人たる

○手形法〇第一節爲替手形〇第五款保證

手

形

法

ことあるべく又或は裏書讓渡人の爲めに保證人たることあるべし而して義務者と保證人とは共に連帯して其義務を負担するものとす故に民法上の保證の如く債務者が債務を支拂はざる場合に於て之を支拂ふべきの義務の性質なるにわらず本條に所謂爲替債務者の署名に自己の署名を添ふる云々と但し此保證は其の手形に付き未だ何等の義務を負はざる者にして且つ能力ある者に限る

第七百五十二條 前條ノ義務ヲ負擔スルニハ別ニ書面上ノ陳述ヲ以テスルコトヲ得

〔釋註〕 本條ニ保證に別紙書面を以て爲す可きことを規定す

別に書面上の陳述と別紙の謂にして公正の證書と私署證書又之通常の書狀中に記載したるものと雖も爲替手形に記載したるものと同一の効力を有するものとす保證は爲替債務者の署名に保證人の氏名を書き添ふるを以て通例とす然れども亦本條に別紙を以てすることを許せり是れ實際上の便益あるを以て此方法を許したるものなるべし

第七百五十三條 爲替保證ノ義務ハ明示ノ契約ヲ以テ之ヲ制限スルコ

トヲ得然レトモ其制限ハ契約ヲ爲シタル當事者間ニノ効力アリ

〔釋註〕 本條は爲替保證に制限することに付ての規定なり

爲替保證の義務に制限するとは普通の連帶義務を制限するの謂にして例へば甲に係りたる後乙に係るべし或は債務の半額のみ負擔すべし或は幾月間に限りて保證すべしとの制限を附するが如し而して之を制限するには必ず明示の契約を要して默示の契約を以て之を制限するを得ず又其制限の効力は當事者間即ち結約す双方間に止る故に他の者に對しては制限の効力なし是れ他の者即ち第三者は其制限の有無を知ること能はざること多きに依る

第六款 支拂

第七百五十四條 爲替金額ハ爲替手形ニ記載シタル貨幣ヲ以テ之ヲ支記フ可シ若シ特ニ貨幣ノ種類ヲ表示セサルトキハ支拂地ニ於テ商人間ニ流通スル貨幣ヲ以テ支拂ヲ爲ス意思ナリト推定ス

〔釋註〕 本條は支拂に用ふべき貨幣に係る規定あり

支拂ノ爲替義務を消滅するに付ての主たる方法なり本條は爲替金額を支拂ふに付て

〇手形法〇第一節爲替手形〇第六款支拂

手

形

法

の二ヶの原則を認めたるなり爲替金額の支拂に用ふべき貨幣に依りて手形面に金貨若くは紙幣を以て支拂ふ可きことを指定するときは其手形面に記載しある種類の貨幣を以て之を支拂はざるべからず是れ素より當然なり然れども若し別段に貨幣の種類を表示せざるるときは其支拂地に於て商人間に流通する貨幣を以て支拂を爲すの意思なりと推定することを得るものとす故に例へて金千圓也とある場合に於て其貨幣の定め難きときは時勢に因て異なる所あり目今の有様にて之を銀貨なりとせざるべからず何とあれは數年前に在て銀貨と紙幣との差違ありし場合には内國人相互の間にて之紙幣なりとし外國人との取引なるに於て之銀貨を以てするが如し必ず其利益のある方に推定せざるべからず

第七百五十五條 支拂ハ第七百七十八條ノ場合ヲ除ク外ハ支拂人カ引受ヲ爲シタルト否トヲ問ハス満期日ニ支拂人ノ方ニテ之ヲ受クルモノトス
支拂恩惠期日ハ之ヲ許サス然レトモ其地慣習ノ支拂日ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

〔釋註〕

本條は支拂を受くべき場所及び期日に關する規定なり
第七百七十八條の場合には他所拂爲替手形の規定あり該條の場合の外は即ち他所拂爲替手形にあらざるときは手形所持人は満期日に至れば引受の有無に拘はらず必ず先づ支拂人の方に於て手形を呈示し其支拂を求めざるべからず若し満期日を經過し若くは支拂を拒まるも拒證書を作り其他償還要求に付ての相當の手續を盡さざれば其の權利を失ふものとす

支拂恩惠期日とは支拂期日後幾日間は所持人に於て支拂を求むることを怠ることあるも之を宥容すべしといふ延日を與ふるなり手形所持人は満期日に至れば償還要求に付ての手續を怠ることなく又隨意に支拂恩惠期日を與ふるを得ず然れども商慣習は特別法の効力を有し而して特別は普通法に勝るの効力を有するものなれば其地の商慣習に従ふことを要す例へば某地に於ける普通の支拂日之月曜火曜の兩日なる場合に於て若し其満期日が金曜日に當るのときは次の月曜日に於て支拂を受く可きが如し是れ等しく満期日を遅延するものなりと雖も猶豫期日にあらず故に遅延することありと雖も之が爲め償還請求權を失ふ可きものに非ざるなり

○手形法○第一節爲替手形○第六款支拂

第七百五十六條 満期日カ一般ノ休日ニ當ルトキハ其後ノ業日ヲ以テ

支拂日トス

〔釋註〕 本條之満期日が一般の休日きゅうじつに係る規定なり

一般の休日とは祭日さいじつ祝日しゅくじつに相當する場合を云ふ此場合に於て之其翌日を以て支拂日と爲す本條には翌日と云はずして業日と云ふは前條に於て觀たるが如く土地の商慣習に依り定日ていじつありて必ずしも其翌日に支拂しはらひを爲すものにあらざればなり業日ぎふじつとは業務を爲すの日と云ふ意なり

第七百五十七條 一覽拂爲替手形ハ呈示ノ日ニ満期ト爲ル若シ日附後

二年内ニ呈示ていしヲ爲サルトキ又ハ二年内ノ呈示期間ていしきかんヲ其手形ニ定メサルトキハ日附後二年内ヲ以テ満期ト爲ル若シ正當ノ時期ニ呈示ヲ爲サルトキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ

〔釋註〕 本條之一覽拂爲替手形の満期日を定めたるものなり

一覽拂爲替手形は呈示ていししたる日を以て満期日となす可きものなれば行方之を呈示す

次

次

次

手

形

法

るも隨意にして他の爲替に於けるが如く一日を遅延おそげんするときは直ちに償還請求權を失ふが如きとは異なり然れども呈示期間の制限なきに於て之所持人は永久之を呈示せず爲めに支拂人に迷惑を被らしむべきを以て本條に之を制限して結局手形日附後二ケ年とせり故に若し之より短き期間に呈示の日を定めたるときは格別なれども若し之を定めざるときは日附後二ケ年を以て満期となす故に此期間中に手形所持人手形を呈示して支拂を受けざるるときと振出人及ヒ裏書讓渡人に對して償還要求の權利を失ふものとする

第七百五十八條 債權者カ爲替金額ヲ満期日ニ受取ヲサルトキハ支拂人ハ債權者ノ費用及ヒ危険ニテ其金額ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ得此場合ニ於テハ支拂人ハ甚シキ怠慢ニ付テノミ責任ヲ負フ

〔釋註〕 本條は債權者が満期日に爲替金額を受取るべきに付ての規定なり

債權者即ち手形の所持人は支拂人が満期日に當り支拂を爲すときは之を受取るるへからず而して債權者が満期日に受取らざるるときと支拂人は債權者の費用即ち寄託に關する費用及び危険にて其金額を供託所に寄託することを得危険とは火災盜難に

○手形法〇第一節爲替手形〇第六款支拂

罹りて金額を喪失するを云ふ右の金額を供託所に預るに於て此等の費用又は危険ありたるときは債権者に於て其責に任ずべきなり只支拂人は甚しき怠慢あるときに限り責任を負ふべきのみ而して其甚しき怠慢なるや否やと事實上の問題なるを以て其實際の場合に果して怠慢なりしや否やを定むへし

第七百五十九條 債権者ハ満期日前ニ支拂ヲ受クル義務ナシ若シ満期

日前ニ支拂ヲ爲シタルトキハ債務者其危険ヲ負擔ス

〔釋註〕

本條は債権者は満期日前に支拂を受くるの義務なきことを規定す
第五百八十七條に依れば債権者は満期日前と雖も債務の辨濟を受くるの義務ありとす而して本條に於ては決して之を受くるの義務なしとす蓋し債権者の都合に依り否豫備に依りては満期日前に受取るも爲に損害を被ふることなかるべしと雖も當初満期日に至り爲替金額を受取る可き爲め豫め其手順を爲したる債権者に在ては其期日前に右金額を受取るときは爲めに損害を受くることある場合の如き之を受取るの義務なし義務は権利と相連接するものなれば義務あるときは必ず一方に權利あるものなり故に満期日前に支拂を受けると爲めに損害なく却て利益あるときは亦義務とす

して受取らざるを得ず殊に所持人之支拂期日まで手形の騰貴を希望するに由り又は金圓に有餘ある等に因り満期日前支拂を受くるを以て不利益とする場合なしとせす
右の事由にて若し満期日前に支拂を爲したるときは債務者に於て其危険を負担す例へば偽造の手形或は拾得したる手形に對して爲替金額を支拂ふたる場合に於ては支拂人之満期日に至り更に眞正の所持人に支拂を爲さるへからず爲めに支拂人に於ては二重の支拂を爲すに至るが如し

第七百六十條 債務者ハ満期ノ時又ハ後ニ所持人ニ支拂ヲ爲スヲ以テ

其責ヲ免カル但其際債務者ニ甚シキ怠慢アリタルトキハ此限ニ在ラ

ス

〔釋註〕

本條は債務者の義務を免かるべき場合を定めたるものなり
満期日又は其以後に於て支拂を爲したるときは假令其受取人の持參したる手形が詐欺若くは竊盜の如き不正の所爲に因りて得たるものにして其後眞の所有者より請求を受くることある場合と雖も債務者に於ては全く其手形の義務を免れたるものとす

手

形

法

是れ素より當然の事なり然れども支拂人に甚しき怠慢ありたるときは其責を免かるべきにわらず況んや悪意ありたるときに於てかや甚しき怠慢とは支拂人が支拂を請求する者の氏名を熟知し而して其氏名が裏書中に見へざるにも拘らず之に對して支拂を爲したるが如く又之偽造變造たるべき事情の明了あるに支拂を爲したるが如し此場合に於ては其支拂の責を免るべきにわらず

第七百六十一條 支拂ハ受取證ヲ記シタル爲替手形ノ交付ト引換ニ非

サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

債權者一分ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス但一分ノ支拂ノ場合ニ在テハ爲

替手形ニ其支拂ヲ記入シ且其支拂ニ付テノ別段ノ受取證ヲ債權者ニ

交付ス可シ

〔釋註〕

本條は爲替手形の金額の支拂を受くるに付ての規定あり
所持人が手形金額の支拂を受けんには必ず先づ其手形に受取の旨を記して之を支拂人に交付し之れと引替にて其金額を受取るものとす故に若し受取人に於て單に受取證書のみを差出し爲替手形を交付せざるに於ては支拂人と假令引受を爲したるとき

手

形

法

と雖も之を支拂ふの義務なきものとす
一部の支拂の場合に在ては支拂人之之を承諾するも他の一部に付き之を拒むことなきにしもわらず例へば百圓の手形に付き四十圓を支拂はんといふが如し此場合に在ては債權者即ち手形所持人之之を承諾せざるべからず而して手形所持人に於て一部の支拂を受取りたるときは百圓の一部四十圓の支拂ありたる旨を記入し尙ほ別段の受取證書を交付すべし

第七百六十二條 爲替手形ヲ數通ニシテ振出シタルトキハ債務者ハ其

中ノ孰レニ依リテ支拂ヲ爲スモ此ニ因リテ其責ヲ免カル然レドモ裏

書アル一通又ハ支拂人ノ引受ヲ記シタル一通ヲ所有者トシテ占有ス

ル第三者ノ權利ヲ妨ゲス

第七百十條及ヒ第七百十一條ノ規定ハ一爲替手形ノ數通ノ引渡及ヒ

喪失ニモ之ヲ適用ス

〔釋註〕

本條は數通の爲替手形ある時の場合を規定せり
一の爲替手形を數通にして振出すことを得るの規定あるを以て此數通を振出したる

○手形法の第一節爲替手形○第六款支拂

ときと雖も唯一ヶの爲替を代表するに過ぎざるが故に其中の一通に對し支拂を爲し
たるるときと爲替手形の義務を免かるゝものなり
然れども右の場合にして手形の義務を免かるゝは其爲替手形に裏書又之引受なき場
合に限る若し其裏書又之引受あるときと更に其手形に對して支拂を爲さざるべから
ず例へば第一號にも第二號にも裏書讓渡人として署名捺印したる場合に於ては第一
號に對して償還義務を盡したりと雖も第二號に對しても亦更に其義務を盡さざるを
得ず故に數人に裏書讓渡を爲したるものは數人より償還を要求せらるべきなり
第七百十條及び第七百十一條の規則は此數通の手形の場合にも適用するを得例へば
二通の内一通を他人に寄託したる場合に於て之を取戻さんとするときと第七百十條
の規定に従ふを得べきが如し

手

形

法

第七百六十三條 引受人ハ一爲替手形ノ數通中ニテ其引受ヲ記セサル
モノニ對シテハ擔保ヲ供セシメタル上ニ非サレハ支拂ヲ爲ス義務ナ
シ引受ヲ記シタル爲替手形數通アル場合ニ在テハ之ヲ合シテ引渡サ
サルトキモ亦同シ擔保ノ提供ヲ爲スニ拘ハラヌ引受人カ支拂ヲ拒ム

トキハ所持人ハ拒證書ヲ作ルコトヲ得

(釋注)

本條は引受人數通の手形に引受を爲したる場合に係る規定あり
前條に於て述べたるが如く支拂人に於て數通の手形に引受を爲したる手形あるときは
其引受ある手形に對して支拂を爲し引受なき手形に之支拂を爲すの義務なきと明か
なり是れ引受なき手形に對して支拂を爲したるも引受ある手形を後日呈示するとき
と亦之に對して支拂を爲さざるを得ざればなり然れども引受なき手形なりとも其所
持人に於て擔保を供したるときは支拂人は必ず之を支拂らざるべからず此場合に於
ては後日若し引受ある手形の呈示者あるも再び支拂を爲す様なる危険なきを以て奇
り而して右の場合に於ても手形所持人が擔保を提供したるに尙引受人に於て支拂を
拒むときは手形所持人と拒證書を作り他の義務者に對して其償還を要求することを
得べし

手

形

法

第七百六十四條 滿期ノ時又ハ後ニ於テ爲替手形上ノ正當ノ所持人ニ
爲ス支拂ハ其所持人カ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル場合又
ハ第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ限り裁判所ノ命令ヲ以テノ

○手形法○第一節爲換手形○第六款支拂

ミ之ヲ差押ユルコトヲ得

〔釋註〕

本條は手形の差押に關する場合を規定したるものなり
支拂人が満期日又は其以後に至り正當なる所持人より支拂の請求を受くるに當り之を拒むことを得べき場合は左の三ヶの場合と且裁判所の命令ありたる時に限るものとす

第一 所持人が破産若くは家資分散の宣告を受けたる場合

第二 第七百十條の場合の裏書讓渡を受けたる手形の所持人は則ち代理人の資格を以て之を占有するものなれば若し其代理を解かれたるときは直ちに之を返還せざる可らず然るに之を返還せずして占有し以て其支拂を請求するときは本人に於て其支拂の差止を求むるの權利を有せざるを得ず

第三 第七百十一條の場合○手形の紛失等に係りたる場合に於ては民事訴訟法第七百七十七條以下の規定に従ひ適當の方法に依り其旨を公示したるものなれば該手形の所持人の正當なりと謂ふを得ず故に此場合に在ては其支拂を拒まざるを得ざるは當然なりとす

手 形 法

手

形

法

第七百六十五條 支拂ニ對シ前條以外ノ方法ヲ以テスル故障又ハ債務者ノ知ラサル人ニ爲ス支拂ニ付テハ第四百條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

〔釋註〕

右の如き手形を所持人に對して支拂を爲すときは支拂人より裁判所に申立て其命令に依り一時差押を爲し其支拂を中止することを得

本條は支拂に付き第三者より故障ありし場合に係る規定あり

前條以外の方法即ち前條に掲げたる場合の外の方法を以て故障を云立て又は債務者の知らざる人に爲す支拂に付き手形所持人なりと稱し手形を呈示して支拂を求むる場合に於ては支拂は其の人の果して眞正なる所持人なるや否やを調査するの義務なく之に對して支拂を爲したるときは當然義務を免かるべきものとす然れども若し惡意又は甚しき怠慢に因りて其故障を退けたる場合に於ては第四百條に依り自ら損害の責任を負はざるを得ず例へば手形所持人は已に死亡して相續人未成年者なりとす又は數多の相續人中未だ分配せず又は眞正の手形所持人は盜難に遭ひ又は紛失せし等の報知を受けて支拂人其支拂を爲したるに惡意又は甚しき怠慢ありとし損害賠償

○手形法○第一節爲換手形○第六款支拂

償を請求せらるゝことあるべし

第七百六十六條 第七百十條及第七百一十一條ノ場合ニ在テハ爲替手形ニ付キ自己ノ所有權ヲ疏明シ且裁判所ノ命令ヲ得タル者ハ判決ノ確定前ニ擔保ヲ供シテ爲替金額ノ支拂ヲ求メ又ハ擔保ヲ供セスシテ爲替金額ヲ供託所ニ寄託スルヲ求ムルコトヲ得此寄託ノ場合ニ在テモ第七百五十八條ノ規定ヲ適用ス

〔釋註〕 本條は手形所持人が確定せざる場合を規定す

第七百十條及第七百一十一條の場合に在ては該請求者は果して爲替手形を取戻すの權利ありや否や及び公示催告の揭示中果して故障の申立人なきや否や之其判決あらざるに於ては之を決定するを得べきものにあらず又他に尙ほ支拂を請求する者あるやも知るべからざる場合に於て之先づ自己の所有權を疏明し即ち申立て裁判所の命令を得たるときは未確定中と雖も擔保を供して支拂を求め又擔保を供するを望まず若くは供する能はざるるときと手形金額を供託所に預くることを請求するを得へし此寄託の場合に在ても第七百五十八條の規定に従ひ之を寄託するに付ての費用及び其

手 形 法

手 形 法

の後の危険は手形所持人の負擔すべきものとす

第七百六十七條 支拂人カ正當ノ理由ナクシテ滿期日ニ爲替金額ノ支拂又ハ寄託ヲ拒ムトキハ所持人ハ其次ノ業日ニ拒證書ヲ作り且所持人カ償還請求ヲ爲サント欲スル者ニ拒證書ノ作成ヲ通知スルコトヲ要ス然レトモ所持人ハ爲替手形ニ明記アルニ因リテ拒證書作成ノ義務ヲ免カルルコトヲ得

〔釋註〕 本條は第七百三十四條及第七百三十九條に規定したる趣旨と畧ぼ同じ支拂人が正當の理由なくして滿期日に爲替金額の支拂を拒み又は寄託することを承諾せざる

るとき其拒む理由の如何に關せず支拂人が破産若くは家資分散し又は死亡したるときと雖も手形所持人は其次の業日即ち支拂日に拒證書を作り自己の償還要求を爲さんと欲する者即ち裏書讓渡人及び振出人に之を通知せざるべからず若し之を怠りたるるときと所持人之償還要求の權利を失ふべし

然れども若し手形を振出すの時若くは裏書讓渡を爲すとき手形面に明記し又は別段の證書を以て拒證書を作るに及ばず只其旨を通知するに止まるあり

○手形法の第一節爲替手形○第六款支拂

右の場合に在ては拒證書ききに拘はらず正當期日に手形を呈示したりとの推定を受くるか故に若し償還義務者に異議を述ぶるときは之が反證を擧げざるを得ざるなり

第七款 榮譽支拂

第七百六十八條 拒マレタル爲替手形ハ振出人又ハ裏書讓渡人ノ榮譽ノ爲メ榮譽引受人、支拂人又ハ第三者之ヲ支拂フコトヲ得

【釋註】

本條は榮譽支拂を爲すことを得べき者を定めたるなり

第七百四十四條に於て觀たるが如く償還義務者の榮譽の爲め爲替手形に關係なき第三者又は榮譽引受人又は支拂人が參加して其支拂を爲す場合にして満期日に至り手形の支拂を拒まれたるときは手形所持人と拒證書を作り其旨を振出人又は裏書讓渡人に通知して償還要求を爲すことを得ると雖も此の如く場合なるときは振出人及び裏書讓渡人の信用を害するのみならず手形の流通にも關するを以て此等の人の利益及び榮譽の爲めに他人をして參加して其支拂を爲さしむ本條に云ふ所の支拂人とは引受を爲さざりし支拂人を謂ふ故に既に引受を爲したることある支拂人に在ては榮譽支拂を爲すことを論ざるものとす而して榮譽支拂人は榮譽引受の場合と同じく其

手形法

手

何人の爲めにせしやを明記するを要す其明記なき時に於ては振出人の爲めに支拂たるものと推定す

本條に於て之振出人又は裏書讓渡人とのみあれども爲替金額の支拂に付義務を負担する總ての人の爲めに榮譽支拂を爲すことを得べきなり

第七百六十九條 豫備支拂人其他ノ參加人ノ引受ヲ記シタル爲替手形

【釋註】

ハ拒證書作成ノ後直チニ榮譽引受人ニ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ

本條は手形面に豫備支拂人及び其他參加人の引受ある場合に係る規定なり

本條の趣旨を概言すれば支拂人に於て支拂を拒みたる場合に若し其手形に榮譽引受人あるときは所持人と先づ其榮譽引受人に對し直ちに支拂を請求す可きものにして償還義務者に對して亦直ちに償還請求を爲すことを得ずと云ふに在るなり是れ素より當然の事にして別に説明を要せず而して此等の義務者も亦拒絶して支拂を爲さざるときは次條に従ひ拒證書を作るか又は附箋に其旨を記載して他の義務者に償還要求を爲すべきなり

第七百七十條 榮譽支拂若クハ其拒絶又ハ其提供ハ何レノ場合ニ於テ

○手形法の一節爲換手形○第六款榮譽支拂

法形手

モ之ヲ支拂拒證書又ハ其附箋ニ記載ス可シ
其拒證書ハ爲替手形ト共ニ拒證書費用ノ辨償ヲ受ケタル上之ヲ榮譽
支拂人ニ交付ス

【釋註】

本條ハ榮譽支拂に關する規定なり
通常支拂人が支拂を爲したるときは振出人に對して爲替資金を請求するの權利ある
のみなれども支拂人に在ては唯其受取證を記したる爲替手形を受取るのみに止まる
と雖も榮譽支拂人に在ては引受人振出人及び裏書讓渡人等に對して所持人の有する
權利を承繼す可きものなるを以て先づ其拒證書又は其附箋に支拂を爲したる旨を記
入し且其拒證書は之を榮譽支拂人に交付すべきものとす又其提供の拒絶せられたる
ときと雖も其拒絶を記載すべきなり而して若し支拂の提供を許諾して支拂を受たる
ときと直ちに拒證書費用と引替に爲替手形と拒證書とを榮譽支拂人に交付せざるへ
からず

第七百七十一條 榮譽支拂人ハ引受人、振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對シ
テ所持人ノ權利ヲ承繼ス但其權利ヲ主張スルニハ所持人ト同一ノ義

手 形 法

手 形 法

務ヲ履行スルコトヲ要ス

【釋註】

本條ハ榮譽支拂人の權利を定めたるものなり
榮譽支拂人は振出人又ハ裏書讓渡人の爲めに代はりて支拂を爲す者なれば法律は之
を保護して當然所持人の權利を承繼すべきものとなしたり故に榮譽支拂人を引受人
振出人及び裏書讓渡人に對して手形所持人同一の權利を有すべし但權利あれば必ず
義務あるものにして榮譽支拂とは手形所持人と同一の權利を主張するには亦所持人
と同一の義務を履行せざるべからず故之が通知をも亦爲さるへからず若し其通
知を怠りたるときと又償還要求の權利を失ふに至るべきなり

第七百七十二條 榮譽支拂ハ受榮譽者ノ後者總員ヲシテ責ヲ免カレシ

【釋註】

本條ハ榮譽支拂の効力を定めたるものなり
受榮譽者の後者總員とハ榮譽支拂人が支拂を爲したるときは即ち受榮譽者振出人な
るときは總ての裏書人を云ふ若し又裏書讓渡人なるるときは其讓渡人以後の裏書讓渡
人を云ふなり榮譽支拂を爲したるときは此等の者をして總て義務を免かれしむ但

○手形法〇第一節爲替手形〇第六款榮譽支拂

手形

し手形所持人より償還要求を受くるの義務を免れしむるのみにして榮譽支拂人に對して義務を免るゝにあらざるあり

第七百七十三條 榮譽支拂ヲ提供スル者二人以上アルトキハ支拂人ヲ以テ榮譽支拂人トシ之ニ次テハ最モ多數ノ義務者ヲシテ責ヲ免カレシムル者ヲ以テ榮譽支拂人トス

〔釋註〕

本條は榮譽支拂を爲さんとする者數名ある場合に係る規定なり
榮譽支拂を爲さんとする者數人ある場合に於て之其尤も多くの義務者をして義務を免れしむる者を以て榮譽支拂人とするを榮譽引受の場合と同じ而して支拂人を以て時に榮譽支拂人となす所以の者は支拂人は手形の支拂を爲すに付振出人及び其他の者より委任を受けたる者なれば其委任を受けたる者をして之を處理せしむるを以て當然なりとするに因るなり

第七百七十四條 所持人ハ榮譽支拂ヲ受クルコトヲ拒ムニ因リテ受榮

譽者及ヒ其後者ニ對スル償還請求權ヲ失フ

〔釋註〕

本條は手形所持人が榮譽引受を拒みたる場合の結果を定めたるものなり

手

形

法

所持人が支拂人の支拂を拒むときは支拂人より爲替金額を供託所に寄託すべきものなるを以て所持人は振出人其他の償還義務者に對して償還要求を爲すことを得ずと雖も榮譽支拂人の支拂を拒むか爲めに支拂人が失ふ所の償還請求權は受榮譽者及び其後者のみに止まりて其他の償還義務者に及びすことを得ざるものとす是れ榮譽支拂の場合に在て之其支拂を爲さんとする者之償還義務者中の一人の名譽の爲めにするものなればなり

第八款 償還請求

第七百七十五條 支拂人カ満期日ニ爲替手形ノ支拂ヲ爲サ・ルトキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對シ爲替金額及ヒ其利息並ニ不拂ニ因リテ生シタル一切ノ費用ニ付キ償還請求權ヲ有ス

〔釋註〕

本條之償還請求に係る規定なり

爲替手形の満期日に至り支拂を拒まれたるときは支拂人は振出人及び裏書讓渡人に對して償還要求を爲すことを償還請求と云ふ償還は只手形面記載の金額の償還を云ふにわらず支拂を拒みたるに因り損失費用利息等を併せて云ふあり而して此要求を

○手形法〇第一節爲替手形〇第八款償還請求

手

形

法

爲すには三ヶの條件を具備することを要す即ち第一満期日に支拂を要求したること
第二其次の業日拒證書を作りたること第三拒證書を作りたるより一定の期間内に償
還義務者に通知したること是れなり

第七百七十六條

所持人ハ爲替手形ヲ満期日ニ支拂ノ爲メ呈示ス可シ

若シ支拂ヲ爲サルトキハ満期日ノ次ノ業日ニ支拂拒證書ヲ作ル可

シ但第七百六十一條第二項ニ掲ケタル一分ノ支拂ノ場合ニ於テモ亦

同シ

〔釋註〕

本條は所持人が爲替手形呈示の手續を示したるものなり

所持人は爲替手形を満期日に支拂の爲め必ず先づ支拂人に之を呈示すべし次に豫備

支拂人又は榮譽引受人あるときは又此等の者にも呈示せざるべからず又其支拂人な

ると榮譽引受あるとを問はず其支拂を拒みたるときは其次の業日に拒證書を作らさ

るへからず若し之を怠りたるときは償還要求の權利を失ふ但其支拂を拒まれたるは

一部あると全部なるを問はず

第七百七十七條

支拂拒證書ハ既ニ引受拒證書ヲ作りタルトキニモ債

手

形

法

務者カ死亡シ又ハ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ又ハ其所在ノ知
レサルトキニモ之ヲ作ル可シ

〔釋註〕

本條は拒證書を作るべき場合を掲げたるなり

支拂拒證書を爲替手形の支拂を得ざるときは其支拂人が死亡し若くは破産若くは家

資分散の宣告を受け若くは其所在の知れざる等の場合に於ても之を作成して以て償還

義務者に對して不拂の旨を證明せざるべからず本條の支拂人に於て支拂を爲すこと

を拒みたるときは勿論支拂を爲すことを得ざるべしと推定を下すときと雖も拒證書

を作り以て其事實を公證せざるべからざる旨を規定す例へば引受の拒證書を作りた

るときと雖も尙は支拂の拒證書を作らざるべからず是れ其引受を拒みたりと雖も其

後に至り之を受取りたるか又何角の都合に因り満期日に至り支拂を承諾する場合

なしとせず又支拂人死亡したりと雖も其相続人たる者死者に代りて支拂を爲すの場

合なきにしもあらず故に此等の場合に在て之一概に不拂なりと決定すべからず又支

拂人が破産の宣告を受けたる場合には破産管財人に對し請求することを得べしと雖

も是れ只普通の債權たるに過ぎざるを以て他の債權者と平等分配に加入せざるを得

○手形法の第一節爲替手形○第八款償還請求

す故に爲替手形として償還を受くるには此場合と雖も必ず拒證書を作らざるべからず

手

形

法

第七百七十八條 引受人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ滿期日ニ於ケル呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ要セス然レトモ他所拂爲替手形ハ他所拂人若シ他所拂人ノ記載ナキトキハ支拂人ニ其爲替手形ヲ支拂フ可キ地ニ於テ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲ササルトキハ同地ニ於テ拒證書ヲ作ル可シ

〔釋註〕

本條は手形引受人に對する支拂人の權利を規定したるものなり
引請之所持人と一の約束を爲すものなれば振出人及び裏書讓渡人等に對し爲替手形の請求權を行ふとは異にして引受人に對する爲替上の請求權を保全するには滿期日に呈示及び拒證書の作成を要せず假令以滿期日を経過するも時効期間内に在ては何時にも爲替金額を請求するを得べきものとす
然れども手形の他所拂なるときは其支拂人の明記あると否とを問はず必ず其手形を支拂地に於て呈示して其支拂を拒まれたるときは拒證書を作らざるべからず若し之

手

形

法

第七百七十九條 引受人カ破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ其他資力ノ確ナラサルニ至リタル場合ニ於テ爲替支拂ノ爲メ十分ナル擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ滿期日前ハ支拂拒證書ヲ作リテ償還請求ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕

本條之支拂引受人が破産若くは無資力と爲りたる場合に係る規定なり
支拂引受人にして破産の宣告を受けたる時其他資力の確かならずして即ち未だ顯然無資力と稱す可き域に至らずと雖も既に其無資力たるを推知し得べき場合に至り爲替支拂の爲め十分なる擔保を供せざるときは所持人は十分なる擔保を供すべき請求を爲すことを得べし而して若し此要求に應せざる時は所持人は滿期日前に支拂拒證書を作りて償還請求を爲すことを得本條は民法に於ける債務者が權利上の期限の利益を失ふと同一にして手形支拂人は滿期日に至るも支拂は拒むべきことの豫め知り得べきものなればなり

第七百八十條 所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ノ各員又ハ總員ニ對シ

○手形法〇第一節爲替手形〇第八款償還請求

償還請求ヲ爲スコトヲ得又償還請求ヲ受ケタル裏書讓渡人ハ其前者ニ對シテ同一ノ權利ヲ有ス

〔釋註〕

本條は償還要求を爲すを得べき者を定めたるなり
手形義務者は連帶責任なれば所持人が振出人及び裏書讓渡人に對し各別に又は總体に償還要求を爲すことを得るあり故に裏書讓渡人が所持人に對して償還したるときは所持人の權利を承繼するを以て乃ち自己以前の裏書讓渡人に對して償還要求を爲すことを得べし是れ連帶責任より生ずる結果あり

手

形

法

第七百八十一條 償還請求ヲ爲ス者ハ第七百三十九條ノ規定ニ依リテ引受拒證書作成ノ通知ヲ爲シタルニ拘ハラズ尙ホ其償還請求ヲ爲セント欲スル前者ニ書面ヲ以テ其請求及ヒ支拂拒證書作成ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス其通知ハ所持人ニ在テハ拒證書ヲ作りタル日ノ翌日裏書讓渡人ニ在テハ通知書ヲ受取りタル日ノ翌日之ヲ爲ス可シ但裏書讓渡人ノ通知ハ其後者ノ爲メニモ効力アリ

〔釋註〕

本條は償還要求者の手續を定めたるなり

手

形

法

償還要求を爲さんとする者之第七百三十九條の規定に依りて引受拒證書作成の通知を爲したるにも拘はらず償還請求を爲さんと欲する者に對し書面を以て其請求及び支拂拒證書作成の通知を爲さるべからず此通知を爲したるに因り振出人又は裏書讓渡人の償還義務を生ずるものなり而して其通知は所持人に在て之拒證書を作りたる日の翌日裏書讓渡人に在ては通知書を受取りたるの翌日之を爲す可し又裏書讓渡人の一人が爲したる通知は其以後の裏書人總員に効力あり

〔釋註〕

本條は手形所持人に係る規定なり
前者に對して即ち前の裏書讓渡人に一旦請求したるときと雖も爲めに其以後の裏書讓渡人に對して償還請求の權利を失はしめざる所以なり

第七百八十三條 拒證書作成ノ義務免除ニ因リテ拒證書作成ノ權利及ヒ償還請求權ハ消滅セス然レトモ此場合ニ於テ其免除ヲ爲シタル者ノ後者ニ在テハ其免除ヲ爲シタル者ニ對シ贍本ヲ以テ爲替手形ノ送

○手形法○第一節爲換手形○第八款償還請求

手形法

付テ爲スト同時ニ書面ニテ償還請求ノ通知ヲ爲スヲ以テ足レリトス
〔釋註〕 本條は拒證書作成免除の事に係る規定なり

償還義務者に拒證書作成の義務を免除するも爲めに所持人が拒證書を作成し償還請求を爲すの権利を消滅せしめざる所以なり此場合に於て所持人は其免除を爲したる者及び以後の裏書讓渡人に對して必ずしも拒證書を作るを要せず只其手形の贖本を以て爲替手形の送附を爲すと同時に書面を以て償還請求の通知を以て十分なりとす

其免除を爲したる者の後者に在て其免除を爲したる者に對しては云々とは例へば茲に甲乙丙三人の裏書讓渡ある場合に於て其乙者に在て拒證書を作るに及ばぬ旨を明記したるとき乙其免除を爲したる者は乙にして其後者なる丙及び所持人は乙に對して償還請求を爲すときは普通の書面に爲替手形の贖本を添へ償還請求を爲す可き旨を通知すへき旨を以て十分なりとす

第七百八十四條 削除

第七百八十五條 償還請求權ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取リタリトノ抗

辯ノ爲メニ効力ヲ失フコト無シ然レトモ爲替資金ノ供スル義務アル者ニ對シテハ其者カ爲替資金ヲ供セサリシトノ抗辯ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕 本條は償還請求權に係る規定なり

振出人及び裏書讓渡人は満期日迄に爲替資金を支拂人へ送附し其準備を爲さざるべからず故に償還義務者は支拂人が已に爲替資金を受取りたりとの抗辯即ち理由に依りて償還の義務を免るべからず然れども爲替資金を供する義務ある者に對しては其者之爲替資金を供せざりしとの抗辯を爲すことを得

第七百八十六條 償還請求ハ左ノ額ニ付キ之ヲ爲スコトヲ得

- 第一 爲替金額及ヒ満期ノ翌日ヨリ起算シタル年百分ノ十ノ利息
- 第二 拒證書ノ費用其他必要ナル立替金
- 第三 戻爲替ヲ振出シタルトキハ其費用

〔釋註〕 本條は償還請求を爲し得べき額を定たるなり

償還請求を爲すことを得べき金額は第一より第三に至る者を請求を爲すことを得べきものとす第二の拒證書の費用とは拒證書作成の任ある者即ち裁判所の役員又は公

○手形法〇第一節爲替手形〇第八款償還請求

手形法

證人に對して支拂ふべき手数料又ハ拒證書の作成に立會ふたる證人に支給すべき日當の類なり其他必要なる立替金とは拒證書作成に關する通知の費用即ち郵便税等なり

手形 第七百八十七條 削除

第七百八十八條 償還義務者ハ爲替手形、シテ證書及ヒ受取證ヲ記シタル償還計算書ノ交付ヲ受クルニ非サレハ支拂ヲ爲ス義務ナシ

〔釋註〕 本條は償還義務の支拂に關する規定なり

償還義務者の支拂方法は先づ爲替手形拒證書及び受取證書を記したる償還計算書の交付を求め其交付を受くるにあらざれば支拂を爲すの義務なし是れ支拂を爲したるときは償還義務者は此等の書類を得以て自ら權利者の權利を承繼するものなり

法

形

手

第七百八十九條 爲替義務者ハ償還金額ノ支拂ト引換ニテ受取證ヲ記シタル爲替手形及ヒ支拂拒證書ノ交付ヲ所持人ニ求ムル權利アリ

〔釋註〕 本條は爲替義務者より自ら進んで支拂を爲すときの手續なり

總ての爲替義務者に於て未だ請求を受けざる場合に於て自ら進んで償還金額を支拂

手

形

法

はんことを求むる場合なり爲替義務者は連帶の責任を負ふ者なれば支拂を爲すに付ても連帶の權利を有するを以て速かに其支拂を爲さんことを申立て又ハ他の義務者に償還請求を爲さんが爲めに所持人より通知を爲したるとき否とに拘はらず支拂を爲さんことを申出づることを得べし

第九款 拒證書作成

第七百九十條 拒證書ハ裁判所ノ役員又ハ公證人之ヲ作ルモノトス若シ其地ニ此等ノ人ナキトキハ被拒者ニ於テ證人二人ノ立會ヲ以テ之ヲ作ル可シ但其證人ハ成年ノ男子タルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條は拒證書を作るの方法を定めたるものなり

拒證書を作る者は裁判所の役員又は公證人なり然れども裁判所又は公證人は何れの處にも有るものにあらず山間僻陬の地ニ大抵之れ無きなり此場合に在ては手形所持人は隣人二名を證人として立會はしめ自ら拒證書を作るべし而して之に立會ふべき證人は成年の男子たることを要す

第七百九十一條 拒證書ハ拒者ノ營業場若シ營業場ナキトキハ其住居

○手形法の第一節爲替手形の第九款拒證書作成

ノ内若クハ傍ニ於テ之ヲ作ル可シ但拒者不在ナルトキ又ハ臨席ヲ肯
セス若クハ來入ヲ拒ムトキト雖モ亦同シ
若シ已ムヲ得サル場合アルトキハ裁判所又ハ公證人役場ニ於テ拒證
書ヲ作ルコトヲ得

〔釋註〕 本條は拒證書を作るべき場所に係る規定なり

拒證書を作るは支拂人の營業場若シ營業場なきときは其住居の内若くは其傍にて之
を作るべし但し支拂人が不在あるか又は臨席を承諾せず若くは來入を拒むるときと雖
も亦其近傍に於て作るべし然れども事故又ハ妨害の爲めに之を作ることは能はざるとき
きは即ち裁判所又は公證人役場に於て拒證書を作ることを得べきなり

第七百九十二條 拒者ノ營業場及ヒ住居ノ知レサル場合ニ於テ支拂地
ノ官署ニ問合ヲ爲スモ尙ホ知ルコトヲ得サルトキハ拒證書ハ其官署
内ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條ハ支拂を拒みたる者の住所の知れざる場合に付き規定したるものなり
支拂を拒みたる者の營業場及び住所の知れざる場合には其地の官署即ち市町村役場

及び郡區役所等に問合せ尙は知れざるときは其官署内に於て拒證書を作ることを得
べし

第七百九十三條 法律上定メタル場所ノ外ニ於テモ拒者ノ承諾アルト
キハ拒證書ヲ作ルコトヲ得

〔釋註〕 本條は拒證書を作ることを得べき場所を定む

前二ヶ條に於て拒證書を作るに付き定めたる場所にして此場所の外に於ても拒者に
於て承諾するときは拒證を作ることを得べきなり

第七百九十四條 一般ノ休日ニハ拒證書ヲ作ルコトヲ得ス然レトモ通
常ノ取引時間外ニ於テ之ヲ作ルハ妨ナシ

〔釋註〕 本條は拒證書を作ることを得ざる日時を定む

一般の休日とは日曜日若くは祭日祝日に當る日を云ふ取引時間とは各地の慣習に従
以之を定む可きものにして或は午前八時より午後四時迄とするあり又午前九時より
午後五時に至るもあるべし

第七百九十五條 拒證書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

○手形法〇第一節爲換手形〇第九款拒證書作成

手 形 法

手 形 法

手

形

法

第一 爲替手形ノ全文但最後ノ裏書ニ至ルマテ遺漏ナク記載ス可

第二 拒者ノ臨席又ハ不在

第三 引受、支拂又ハ擔保ノ要求及ヒ拒絶竝ニ拒絶ノ理由

第四 右要求及ヒ拒絶ノ日竝ニ場所

第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂アルトキハ其旨

第六 年月日、場所及ビ臨席總員ノ署名、捺印

第七 第七百九十三條ノ場合ニ於テハ拒者ノ承諾

若シ拒者カ署名、捺印スルコトヲ欲セス又ハ署名、捺印スルコト能ハ

サルトキハ其旨ヲ證書ニ明記ス可シ

〔釋註〕 本條は拒證書に記載すべき要件を掲ぐ

拒證書に二種あり一は引受拒證書にして一は支拂拒證書なり何れも所持人が法律の定むる所の期日に於て正當なる手續に依り之を呈示したること等を證明するものなり第一より第七に至る要項は一々説明を要せず

手

形

法

第七百九十六條 第七百九十一條乃至第七百九十四條ノ規定ハ引受又

ハ支拂ノ爲メニスル呈示、爲替手形數通ノ要求其他本章ノ規定ニ從

ヒ或人ノ方ニテ爲ス可キ行爲ニモ之ヲ適用ス

〔釋註〕 本條之第七百三十四條第七百五十五條第七百四條及ヒ第七百九十九條の如き支拂人

の方に於て爲す可き行爲に付て之第七百九十一條乃至第七百九十四條の規定を適用

すと云ふに在るなり

第七百九十七條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ於テハ其情況

ヲ拒證書ニ明示シ且成ル可ク詳細ニ爲替手形ノ旨趣ヲ記シテ爲替手

形ノ全文ニ代フ

〔釋註〕 本條之拒證書を作るに當り爲替手形の現存せざる場合に關する規定なり

第七百十條及ヒ第七百十一條の場合に於て手形の存在せざるも尙は支拂を求むるを得べきなり而して此の場合に於ては其情況を拒證書に明示し且つ成る可く詳細に爲替手形の旨趣を記して手形面の文詞に代ふべきなり

第七百九十八條 裁判所ノ役員又ハ公證人ハ其作りタル拒證書ノ

全文ヲ日日帳簿ニ記入シ且被拒者ノ求ニ因リテ數通ニ之ヲ作ル義務アリ

拒證書作成ノ費用ハ被拒者之ヲ立替フルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條之拒證書を作るべき公吏の責任を定めたるものなり

裁判所の役員又ハ公證人之其作りたる拒證書の全文を日々帳簿に記入し且被拒者の求に因りて數通に之を作る義務ありトす數通を作るの必要は或は紛失し或は數人に對して償還請求を爲すに在るなり

拒證書の費用は被拒者即ち手形所持人に一時立替ざるべからず此金額は手形所持人に於て後日手形金額と共に償還要求を受くべきなり

第十款 戻爲替手形

第七百九十九條 所持人ハ償還金額ニ付各償還義務者ニ對シテ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

〔釋註〕 本條之戻爲替手形振出に關する規定あり

戻爲替手形と云ふ支拂を拒まれたる場合に於て手形所持人が自ら振出人と爲り更に償

手 形 法

還義務者に宛て、振出す一覽拂の爲替手形を云ふ而して所持人の外裏書讓渡人に於ても亦之を發行することを得べき場合あり(第八百二條參觀)戻爲替手形を振出すに付各償還義務者にして遠隔の地に在るか又は償還義務を盡すことを肯せざるときは遂に訴訟を起して裁判を受け之を執行するに必要なる時間を要する場合あるよりして商業上の急速を要すべき目的を達すること能はざることあるに因るものなり

爲替手形を振出すに付ては猶ほ償還請求權を行ふと同宏く其義務者の何人に對して振出すも自由にして即ち裏書讓渡人を以て支拂人となすも又は振出人を以て支拂人となすも全く所持人の隨意とす

第八百條 戻爲替手形ノ費用ノ額ハ仲買人手數料、仲立人手數料、郵便税、印紙税及ヒ支拂地ヨリ償還義務者ノ住地ニ宛テ振出シタル一覽拂爲替手形ノ相場ニ因リテ定マル

右ノ相場ハ戻爲替手形ヲ遞次振出ス場合ト雖モ本爲替手形ノ支拂地ヨリ振出地ニ宛テタル一覽拂爲替手形ノ相場ヲ超エルコトヲ得ス

〔釋註〕 本條之戻爲替手形振出に付ての費用額を定めたるものなり

○手形法〇第一節爲換手形〇第十款戻爲替手形

手形法

戻爲替手形の發行に付仲買人手數料若くは仲立人手數料を要するは戻爲替手形は之を賣却するに非されは其振出人の目的即ち支拂を得ること能はざると之を賣却するには仲買人若くは仲立人に依托せざるを得ざるに因るなり

戻爲替手形振出地より償還義務者の住所即ち支拂地との相場の差異あり殊に外國に關する時之差異を生ずべきなり例へば英國を以て支拂地となし横濱に於て百磅の爲替手形を振出し同地にて之を賣買するるときと必ずしも之を百磅の代價にて賣買するを得ざるものなり即ち時々之の相場に因り其價額を異にするものあり

戻爲替手形之遞次之を振出すことあり即ち數回次第を追ふて振出すことあり孰れの場合に於ても本爲替手形の支拂地より振出地に宛てたる一覽拂爲替手形の相場を越ゆることを得ず仲立人の認證を受くることを要するは仲立人の認證を即ち公證にして振出人を保護するものなり

第八百一條 戻爲替手形ニハ拒マレタル爲替手形、拒證書、及ヒ償還計算書ヲ添フ可シ

〔釋註〕 本條之戻爲替手形に添ふべき書類を定めたるなり

手

形

法

戻爲替手形に右の書類を添へるの必要は多少戻爲替支拂人の引受に代るの効力もあるべく又支拂人は此等の書類の交付を受くるの必要あればなり

第八百二條 戻爲替手形ヲ支拂ヒタル者ハ其前者中ノ一人ニ宛テ更ニ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

〔釋註〕 本條は戻爲替手形を支拂ふたる償還義務者は又更に戻爲替手形を振出すことを得べし而して本條の場合に於て償還義務者が戻爲替手形を振出すときは自ら支拂ふたる金額の全部を請求するを得ざる場合なしとせざればなり

第十一款 資金

第八百三條 振出人又ハ自己ノ計算ニテ爲替手形ヲ振出サシメタル者又ハ明示シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負ヒタル裏書讓渡人ハ支拂人ニ對シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負フ

〔釋註〕 本條之資金に關する規定なり

資金は支拂人をして所持人に爲替金額を支拂としむる爲め又は支拂人が既に支拂ふたる爲替金額を辨償する爲め振出人又は其他の者より支拂人に交付する金額を云ふ

○手形法〇第一節爲替手形〇第十一款資金

故に之を支拂人に交付するの義務ある者之第一振出人にして第二自己の計算にて他人に手形を振出さしめたる者にして第三明示して爲替資金を供する義務を負ひたる裏書譲渡人なりとす

第八百四條 現金支拂ノ外爲替資金義務者カ支拂人ニ對シテ有スル債權又ハ信用ハ之ヲ爲替資金ニ充ツルコトヲ得

【釋註】 本條は爲替資金に充つべきものを定む

爲替資金は現金支拂の外爲替資金義務者が支拂人に對して有する所の債權又は信用を以て爲替資金に充つることを得べし但し爲替資金は支拂期に於て支拂人の處分することを得る者たることを要す

第八百五條 方式ニ依ラサル引受ト雖モ其引受ニ依リテ引受人カ爲替資金義務者ヨリ爲替資金ヲ受取リタリトノ推定ヲ生ス但參加引受ヲ爲シタルトキハ此限ニアラス

【釋註】 本條は爲替資金の送附ありたりと推定せらるべき場合を示したるものなり 一旦引受を爲したるときに其引受が方式に適合したるときは勿論假令ハ方式に適合

手

形

法

せざるるときと雖も之が爲め爲替資金を受取たりとの推定を下すと云ふ故に引受を爲したる支拂人に於て資金を受取らざる旨を申立つるに於ては其反證を擧げて推定を破らざるを得ざるものとす但し此推定は參加引受人に對しては生ずることなし是れ參加引受人は其引受を爲すは資金の交付ありしに基くものにあらざればなり

第八百六條 爲替資金義務者ト所持人トノ間ニ在テハ爲替手形ノ引受ニ依リテ爲替資金ヲ供シタリトノ推定ヲ生セス

【釋註】 本條は爲替資金義務者と手形所持人との關係を定めたるものなり

爲替資金は爲替資金義務者と支拂人との間に生ずる關係にして手形所持人には更に關係する所なし然るを尙ほ所持人に對して其引受を以て爲替資金の交付ありしことを推定するに於て手形所持人之が反證を擧げざるべからず故に前條の推定を爲替資金義務者と所持人との間には及ぶことなし

第八百七條 爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル支拂人ハ爲替資金ノ請求權ヲ爲替ノ原則ニ從ヒテ主張スルコトヲ得

【釋註】 本條は支拂を爲したる支拂人の權利に付ての規定なり

○手形法○第一節爲換手形○第十一款手形法○資金

爲替の原則に従ひとは支拂人が爲替資金の請求権を行ふ場合に當り所持人より受取りたる爲替手形のみを有するものと雖も振出人より囑託を受けたりと云ふか如き權利關係を證明するを要せざるが如き等總て爲替の法律に依ることを謂ふ

第八百八條 支拂人ニ代ハリテ爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル者ハ支拂人又ハ償還義務者ニ對シテ所持人ノ權利ヲ主張スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は手形支拂を爲したる第三者の權利を定めたるものなり

支拂人に代りて爲替手形の支拂を爲したる者は通例榮譽支拂人にして而して其他裏書人の如きも其償還請求の費用を免れんが爲め自ら支拂を爲すことあるべし又所持人の權利を主張するに付ては所持人の盡すべき義務を履行すべきものなるは固より當然なり而して其所持人の權利を主張するは償還義務者に對しては勿論支拂人に對しても手形所持人の權利を主張することを得るなり

第八百九條 振出人及ヒ裏書讓渡人ハ爲替資金ヲ供シタルモ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ニ付キ連帶ノ責任ヲ免カルルコトヲ得ス然レトモ其責任ハ別段ノ契約ヲ以テ其契約者間ニ於テノミ之ヲ制限シ又ハ廢止

手 形 法

スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は振出人及び裏書讓渡人の責任に係る規定なり

爲替資金を供する義務ある振出人及び裏書讓渡人に於て既に其資金を支拂人に交付したる上は最早其手形上の義務は免れたるものゝ如しと雖も振出人及び裏書讓渡人ノ手形面に署名する者なれど假令其爲替資金を交付すと雖も其義務即ち引受及び支拂に付キ連帶の責任を免るゝことなし然れども契約は自由あるを以て別段の契約を以て此義務を免れ又は制限を附することを得べしと雖も只契約者間に於てのみ之を制限し又は廢止することを得るのみにして決して其以外の人に及ぼすことを得ざる

第八百十條 支拂人ハ爲替資金ヲ受取リタルトキハ勿論假令之ヲ受取ラサルモ振出人其他ノ爲替資金義務者ニ對シ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ノ義務ヲ明示ニテ負擔シタルトキハ引受若クハ支拂ヲ爲ササルニ因リテ振出人其他ノ爲替資金義務者ニ生セシメタル損害ニ付キ責任ヲ負フ但此損害ニ付テノ請求ハ豫メ之ヲ支拂人ニ通知スルコトヲ要

○手形法○第一節爲替手形○第十一款手形法○資金

セス

〔釋註〕 本條は支拂人の責任を定めたるものなり

支拂人為替資金を受取りたるるときは勿論假令ひ之を受取らざるも振出人又は其他の爲替資金義務者に對し爲替手形の引受及び支拂の義務を明示即ち手形面に記載して負擔したるときは假令ひ爲替資金義務者と特約を爲して他人の振出し又は裏書したる爲替手形なりと雖も之を引受け且つ其支拂を爲すべきの義務は免かるゝことを得ず若し其義務を盡さざるに因りて振出人又は其他の爲替資金義務者に對し損害に付ての責任を負ふ但し此損害に付ての請求と豫め支拂人に通知を爲すを要せず

第二節 約束と形

第八百十一條 約束手形ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 振出ノ年月日及ヒ場所

第二 支拂金額但文辭ヲ以テ記ス可シ

第三 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所持人ニ支拂
フ可キ旨

第四 満期日

第五 振出人ノ署名、捺印

〔釋註〕 本條の約束手形に記載すべき事柄を示したるものなり

約束手形とは一方の者より他の一方の者に又は其指圖を受けたる人即ち手形の讓受人に一定の金額を一定の期日に支拂ふ可きことを約束する所の手形なり約束手形も亦爲替手形と同く信用證券にして商業上尤も有要なるものなり只其爲替手形と異なる所は爲替手形に於ては振出人と支拂人とを異にすれども約束手形に在ては振出人が自から支拂人と爲りて發行す故に引受及び資金に關する規定は全く約束手形に關係を有せず其他爲替手形は振出地と支拂地とを異にすれども約束手形に付ては同地にて支拂ひ其地を異にするが如きことなし其他は總て爲替手形の規定を適用すべきものとす

第八百十二條 約束手形ハ振出人ノ指圖ニテ之ヲ振出スコトヲ得ス

〔釋註〕 本條の約束手形の振出に關する規定あり

振出人の指圖にて振出すと振出人を以て受取人となすを謂ふ凡そ權利者と義務者

○手形法〇第二節約束手形

とを得ざるは一般の原則なり故に約束手形の振出人たる者併せて其受取人となるに於ては債権者と債務者と一身にて兼ねたるものなり決して如此きことあるべきを是れ本條の規定ある所以なり

手

第八百十三條 約束手形ニ別段ノ支拂地ヲ掲ケサルトキハ振出ノ場所

ニ於テ其支拂ヲ爲スコトヲ要ス

〔釋註〕 本條ニ約束手形の支拂地に關する規定なり

約束手形に支拂地を掲げざる時は振出の場所を以て支拂地となす例へて東京の商人が名護屋に於て約束手形を振出し自己の住所又は支拂地を指定せざる時は即ち名護屋に於て支拂とざるへからず然れども振出人自己の住所を記載したるときは義務は總て其の義務者の住居地に於て履行すべきは一般の原則なり故に振出の場所のみを記載したる約束手形と雖も當事者の意思を推測するときは振出人の住居地に於て支拂ふべきものなることを知るを得るなり

法

形

第八百十四條 約束手形ノ振出人ハ其振出ニ因リテ満期日ニ支拂ヲ爲ス義務ヲ負擔ス

手

振出人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ引受ナモ支拂ノ爲メノ呈示ナモ拒證書ノ作成ナモ要スルコト無シ然レトモ一覽後定期拂ノ約束手形又ハ他所拂人ヲ掲ケタル約束手形ニ在テハ其振出人ニ關シテモ第七百三十五條及ヒ第七百七十八條ノ規定ヲ適用ス

〔釋註〕 本條は約束手形支拂の義務に付ての規定なり

約束手形を振出したるときは其振出人は満期日に支拂を爲すの約束を爲したるものなれば別段に引受又は呈示等の手續を爲すを要せず即時に支拂の義務を負担するものとす然れども其裏書讓渡人ある場合に於ては此者に對しては引受其他爲替權利を保全するに必要な手續を行はざるを得ず若し又一覽後定期拂の約束手形なるとき及び他所拂人を掲げたるるときは第七百三十五條及び第七百七十八條の規定を適用す

第八百十五條 右ノ外爲替手形ニ關スル規定ハ性質上抵觸セサルモノ

ニ限リ約束手形ニモ之ヲ適用ス

〔釋註〕 本條は約束手形に適用すべき規定を示したるものにして別に説明を要せず

第三節 小切手

○手形法○第三節小切手

手

形

法

第八百十六條 小切手ハ寄託其他ノ方法ニ依リ銀行ニ對シテ繼續スル信用ヲ有スル者カ其銀行ニ依頼シ之ヲシテ記名セラレタル人又ハ指圖セラレタル人若クハ所持人ニ呈示ヲ受ケ次第或ル金額ヲ支拂ハシムル證券タリ

〔釋註〕

本條は小切手の何物たることを示したるあり
 小切手は銀行をして其切手の呈示を受け次第或る金額を支拂はしむるの證券にして無記名又ハ差圖式にて之を發行することを得べきものなり小切手を振出すには三ヶの要件あり第一振出人は寄託其他の方法に依り銀行に對して繼續する信用を有する者ならざるべからず例へば銀行に預け金ある者又は信用約束に依りて銀行より信用を受けたる者語を換て言へば平生日々受取る所の金銭を自己の家に置くに代て之を銀行に預け常に自己の金庫に貯藏するものゝ如くに之を寄託し何時にても銀行をして之を支出せしむる等の取引を爲して銀行に對して繼續する信用を有するを要す第二支拂人は必ず銀行たらざるを得ず第三満期日に付ては一定の期間を設くることを得ず必ず之を一覽拂となすべし

手

形

法

第八百十七條 小切手ニハ年月日ヲ記シ振出人署名、捺印ス可シ又小切手ハ一覽拂トスルニ非サレハ之ヲ振出すコトヲ得ス其他銀行ト明示又ハ黙示ニテ約定シタル振出ノ方式ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

〔釋註〕

本條は小切手に記載すべき事件及び振出の方法を示したるものなり
 小切手にハ年月日を記し振出人署名捺印せざるべからず若し此記載なきときは全く無効に属す又小切手之一覽拂とするに非ざれば之を振出すことを得ず故に切手の呈示を受け次第支拂人に於て直ちに支拂を爲さざるを得ざるものとす是れ一覽拂にあらずされハ貨幣と同一の効力を有せざるに因るなり

振出の方式は振出人と銀行との間に於ける約束に依りて定まるが故に振出人と銀行との間に明示又は黙示にて約定する振出の方式を遵守することを要す

第八百十八條 小切手ハ裏書ヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得若シ裏書讓渡人ノ署名、捺印ノミヲ以テ裏書讓渡ヲ爲シタルトキ又ハ無記名式ニテ振出シタルトキハ交付ニ因リテ之ヲ轉付スルコトヲ得

〔釋註〕

本條ハ小切手之を轉付するに付ては爲替手形と同一なる旨を記したるなり

○手形法○第三節小切手

手

形

法

小切手にして指圖式と爲したるときは他の一般手形の規則に従ひ裏書を以て轉付することを得べく若し又裏書讓渡人の署名捺印のみを以てしたるとき又之無記名式即ち小切手面に所持人の氏名を記載せずして現に所持する者に支拂ふべき方法なるときは小切手を交付するのみにて之を轉付即ち讓渡することを得べきなり

第八百十九條 小切手ハ引受ヲモ拒證書ヲモ要スルコト無シ又小切手ハ日附後三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル小切手ハ同地内ニ於テハ日附後五日内又振出地ト支拂地ト同シカラサルトキハ十日内ニ其支拂ヲ請求ス可シ

〔釋註〕

本條は小切手引受及び拒證書に關する規定と時効とを規定したるものなり
小切手は呈示を受次第支拂を受く可きものなるを以て爲替手形の如く支拂人の引受を受くることを要せず又小切手は爲替手形の如く拒證書を作るを要せず是れ小切手は遠隔の地に流通すること少なければ不拂の事實を公認せしむるの必要なに因る故に小切手の所持人は其支拂おきの事實を單に振出人に報告すべきのみ
又小切手之同地内に於て之日附後五日内又振出地と支拂地と同じからざるときと

手

形

法

十日内に其支拂を請求すべし如此く土地の遠近に因り期限を異にするは請求に費す所の時日自から異なればなり

第八百二十條 呈示ノ上ニテ支拂ヲ受ケサルトキハ同地内ヨ於テハ日附後十日内又振出地ト支拂地ト同シカラサル場合ニ於テハ二十日内ニ所持人ハ裏書讓渡人若クハ振出人ニ對シ裏書讓渡人ハ其前者若クハ振出人ニ對シ償還請求權ヲ有ス但右ノ期限ヲ過キタルモ裏書讓渡のカ請求ヲ受ケタル翌日ニ爲シタル償還請求ハ有効ナリ
振出人ニ對シテハ振出人カ信用ヲ有セス又ハ信用ヲ消盡シ又ハ依頼ヲ取消シタルトキハ右期間ノ満了後ト雖モ償還請求權ヲ有ス
振出人ハ争アル場合ニ在テハ其小切手及ヒ通帳ヲ裁判所ニ差出ス義務アリ

〔釋註〕

本條は小切手不拂の場合に係る規定なり
小切手之呈示の上にて支拂を受けざるときと同地内に於ては振出の日附より十日内に又振出地と支拂地と同じからざる場合に於ては廿日内に所持人は裏書讓渡人若く

手

形

法

と振出人に對し裏書讓渡人は其前者即ち前裏書讓渡人及び振出人に對して償還請求の權利を行ふことを得但右の期限を過ぎたるも裏書讓渡人が請求を受けたる翌日になしたる償還請求之其効力を妨げらるゝことなし然れども振出人に於て現金寄託を爲さるるが如き銀行に對して未だ信用を有せず又之曾て信用ありしも之を亡失し又は銀行に對する小切手支拂の依頼を取消したるが如き正當等の所爲あるときは即ち振出人之所持人を傷害したるものあれば之が爲めに加へたる損害に對しては期間満了後と雖も償還請求權を有す振出人は争訟あるときは其小切手帳及通帳を裁判所に差出すべき義務ありとす是れ所持人は銀行の陳述又は小切手帳及通帳に因て争の件を證明することを得るものなり

第八百二十一條 振出人又ハ所持人ハ小切手ニ横線ヲ附シ其横線内ニ

特ニ銀行ノミニ支拂フ可キ旨ヲ記載スルコトヲ得

〔釋註〕 本條ハ小切手に横線を附することを規定す

小切手に横線を附するとは小切手の紙面に斜に二條の平行線を畫し其兩線の間に某銀行に支拂ふ可しと記し又は銀行の名を記せず其名を記す可き場所を白地となし其

手

形

法

次に銀行に支拂ふ可しと記すを云ふなり

第八百二十二條 小切手ハ支拂金ヲ受取ル時受取證ヲ記シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條ハ小切手支拂に關する規定なれども別に説明を要することなし

第八百二十三條 日附ヲ爲サス若クハ虚偽ノ日附ヲ爲シテ小切手ヲ條出シ裏書讓渡シ若クハ之ニ受取證ヲ記スル者又ハ日附ナキ小切手ヲ受取リ支拂ヒ若クハ之ニ受取證ヲ記スル者又ハ相當ノ信用ナクシテ小切手ヲ振出シ若クハ正當ノ理由ナクシテ依頼ヲ取消ス者ハ小切手金額ノ百分ノ十ノ過料ニ處ス若シ刑法上ノ刑ニ處ス可キ行爲アルトキハ併セテ其刑ニ處ス

〔釋註〕 前項ノ過料ニ付テハ第二百六十一條第一項ノ規定ヲ適用ス

本條ハ小切手に關する罰則を定めたるなり

小切手を振出すに本條に掲ぐる右の數項の一に觸るゝ者は小切手の金額の百分の十の過料に處し若し刑事に關する事件なるときは刑法上の刑に處す可きものとす而し

○手形注○第三節小切手

て其行爲が悪意に出づるを無意に出づるを問はず是れ小切手ある者之廣く世に流
通せしめ他の手形よりも一層信用を厚くせしむるものなり

商法手形法終

日本破産法註釋

附 商法施行條例註釋

て其行為が惡意に出づると無意に出づるとを問はず是れ小切手ある者之廣く世に流
通せしめ他の手形よりも一層信用を厚くせしむるものなり

商法手形法終

日本破産法註釋

附 商法施行條例註釋

商法破産法

第三編 破産

第一章 破産宣告

第九百七十八條 商ヲ爲スニ當リ支拂ヲ停止スル者ハ自己若クハ債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ裁判所ノ決定ヲ以テ破産者トシテ宣告セラル但此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
前項ノ決定ハ口頭辯論ヲ要セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕

本條は破産宣告に係る規定なり

破産とは商人が取引上の債務に付き支拂を爲す能わざるに至りしことを云ふ支拂を停止すとは支拂を中止すると同一義にして必ずしも資産の欠乏したる爲め到底支拂を爲すこと能はざる場合のみを謂ふにあらす故に相當の資産ある者も若し之を利用することを得ざるが爲め一時の支拂に差支を生じたるときも亦支拂を停止したるものなり而して此破産は商を爲すに當り支拂を停止したる者即ち債務者の請求に従ひ

○第三編破産法第一章破産宣告

破 産 法

破 産 法

或之債權者の申立に依り或は裁判所の職權に依り裁判所の決定を以て宣告する者あり此決定に對しては即時抗告を爲すことを得又右の決定は口頭辨論を要せず

第九百七十九條

支拂停止ハ其停止ヲ爲シタル本人ヨリ又會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役又ハ清算人ヨリ支拂停止ノ日ヲ算入シテ五日内ニ其營業所又ハ住所ノ裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ口述ヲ調書ニ筆記セシメ之ヲ届出ツ可シ此届出ニハ支拂停止ノ事由ヲ明示シ及ヒ貸借對照表並ニ商業帳簿ヲ添フルコトヲ要ス

貸借對照表ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 總テノ動産、不動産其他債權ノ列擧及ヒ價額

第二 總テノ債務

第三 利益及ヒ損失ノ概要

第四 毎月ノ一身上ノ費用及ヒ家事費用ノ支出額

【釋註】

本條之支拂停止の届出に關する規定あり
支拂停止之其停止を爲したる本人より之を届出づべく又會社に在ては業務擔當の任

ある社員又は取締役又は清算人より之を届出づべきなり總て此等の者にして會社を代表する任ある者より届出づべしとす而して其届出を爲すには支拂停止の日を算入して五日内に其營業所又ハ住所の裁判所に書面又ハ口述を以て之を爲すことを得口述を以て届出を爲すときは調書に筆記せしめて之を届出づべし又其届出には支拂停止の事由を明細に示し及貸借對照表并に商業帳簿を添へざるべからず
貸借對照表に記載すべき事件之本條第一より第四に至る四項なり

第九百八十條

破産決定書ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

第一 支拂停止ノ日時但此日時ハ後日裁判所ノ決定ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二 破産主任官及ヒ一人又ハ二人以上ノ破産管財人ノ選定

第三 破産財團ノ保全ニ必要ナル處分ニ付テノ命令

第四 破産者ノ債務者又ハ財團ニ屬スル物ノ占有者ニ對スル拂渡差押ノ命令

第五 破産者ノ總債權者ニ對シ其請權求ヲ短クトモ三個月長クト

○第三編破産法の第一章破産宣告

モ六ヶ月ノ期間ニ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告

第六 調査會ノ期日及ヒ債權者集會ノ期日ノ指定

第七 破産宣告ノ日時

破産決定書ハ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

〔釋註〕 本條は破産決定書に記載すべき諸件を定めたり

破産決定書に記載すべき諸件ノ第一より第七に至るものにして今之を一々説明すること左の如し

第一 支拂停止の時期とは支拂停止を爲したる時期を云ふ其要は法律上の破産の効力は此時を以て生じ其時期又ニ其時期前十日の間に在ると否とに由り或る行爲は法律上の推測に依りて當然無効となるが故なり

第二 破産主任官とニ裁判所中破産に係る處置命令を擔任する者にして破産管財人とは破産主任官の監督に依り破産者の財産を管理する者なり

第三 破産財團とニ破産者の貸方借方即ち破産者の債權と債務とを合一したるものを云ふなり

第四第五の件は之を説明するを要せず

第六 調査會とニ各債權の眞偽を調査する爲め開くべき會議を云ふ

破産決定書は之を檢事に送致せざるへからず其趣旨と檢事之公益を保護するの任務ものなればなり

第九百八十一條 破産宣告ハ即時ニ裁判所ノ揭示場竝ニ破産者ノ營業

場ニ貼付シ及ヒ其地ノ新聞紙ニ載セテ之ヲ公告スルコトヲ要ス其宣告ハ假執行ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産宣告揭示の手續を定めたるものなり

破産宣告は關係者に利害を與ふるものにして此破産宣告を見て債權者之分配加入を申出づるものなれば遠隔の地に住居したる債權者は破産宣告公告の方法なきときは之を知了することを得ざる者往々之あるなり爲めに其分配に與らざることあるべく又破産宣告の後にも之を知らずして取引を爲し損害を被ふることあるべければなり

破産宣告の方法ニ其決定あるや即時に裁判所の揭示場并に破産者の營業場に貼付し及び宣告を受けたる地の新聞紙に掲載し公告す裁判所の破産宣告の決定に對しては

○第三編破産法第一章破産宣告

即時抗告を爲すことを得

第九百八十二條 破産者ノ財産ヲ以テ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ラサルトキハ前條ノ手續ヲ除ク外其後ノ手續ヲ停止ス其手續ノ停止ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産アルコトヲ證明スルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即時其手續ヲ再施ス

破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第千四十九條ニ掲ケタル効力ヲ有ス

〔釋註〕 本條は破産に關する費用を償ふこと能はざる場合に係る規定なり

破産者の財産が僅少にして破産手續の費用を償ふに足らざるときは前條の手續即ち破産の申立及び宣告の手續等を除くの外其以後の手續を停止す但し裁判宣告以前に係る手續は之を停止せず然れども破産宣告の費用を償ふに足るべき破産者に財産あることを證明するときは其關係人よりの申立に因り又は裁判所の職權を以て直ちに其手續に着手するなり又破産手續の停止に依り辨償を受けざる債權者之其停止の繼

續する間は第千四十九條に掲けたる効力を有するものとす

第九百八十三條 破産主任官ハ總テノ破産手續ヲ指揮シ及ヒ監督スルコトヲ要ス其命令ハ假執行ヲ爲スコトヲ得然レトモ此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産主任官の職權を規定したるものなり

破産主任官の總て破産に關する手續を指揮し及び之を監督し又職權を以て必要ある命令を下し假執行を爲すことを得然れども破産主任官の命令に對しては之を抗告することを得其抗告は破産裁判所に之を爲すへし

第九百八十四條 檢事ハ職權ヲ以テ破産者ノ罰セラル可キ所爲ノ有無ヲ搜查シ且此カ爲メ取引帳簿其他ノ書類ノ展閱ヲ求ムルコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産者に對する檢事の職權に關する規定なり

檢事は破産者に犯罪の所爲あるや否やを搜查し且つ其搜查の爲め取引帳簿其他の書類の展閱を求むることを得べきなり

第二章 破産ノ効力

○第三編破産法の第一章破産宣告

第百八十五條 破産宣告ニ依リ破産者ハ破産手續ノ繼續中自己ノ財産ヲ占有シ管理シ及ヒ處分スル權利ヲ失フ

破産宣告ノ日ヨリ以後ハ破産者ノ爲シタル支拂其他總テノ權利行爲及ヒ破産者ニ爲シタル支拂ハ當然無効トス
破産者ノ動産、不動産ニ關スル訴及ヒ執行ハ特リ管財人ヨリ又ハ管財人ニ對シテ之ヲ起シ又ハ繼續スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産の効力に係る規定あり

破産者は破産宣告に依り破産手續の繼續中自己の財産に關する處分權を失ふ故に破産者は民法上及び商法上の無能力者と爲り又公權を剝奪せらるゝ中にも破産者ありて公權を行ふを禁止せらる

破産者は破産宣告の日より以後は破産者の爲したる支拂其他一切の契約及び破産者に爲したる支拂も皆當然無効なり又破産者の動産不動産に關する訴權及び執行之管財人より之を爲し又之管財人に對してのみ之を起し又は繼續することを得べし然れども此訴訟及び無能力之獨り財産上の訴訟に止まりて一身上の權利義務に關す

る訴訟に及ばず

第九百八十六條 破産者ノ營業ノ用ニ供スル動産ニ對シテ不動産貸賃ノ爲メニスル強制執行ハ三十日間之ヲ猶豫ス但賃貸人カ其賃貸物ヲ取戻ス權利ヲ有スルトキハ此限ニ在ラス

〔釋註〕 本條は強制執行に關する規定なり

破産者の營業の用に供する動産に對して不動産貸賃の爲めにする強制執行は三十日間之を猶豫す營業の用に供する動産とは例へば乙者あり甲者より家屋を賃借して或る物品を製造し居りしに乙者損失を受け遂に破産するに至りたり此場合に於て甲者と家屋賃貸料を請求する爲め乙者が製造用に供したる機械其他營業上に用ふる動産を差押へて其代價を先取する權あり然れども忽ち強制執行を爲す時は破産者の營業は假令之を中止せざるを得ず且つ其動産の賣却上にも相當の期間を與ふることなくして一人の債權者の爲めに破産者之勿論他の債權者も亦皆多少の損失を受くるに至るべきが故なり

第九百八十七條 各箇債權者ハ優先權ノ存スルニ非サレハ破産處分中

○第三編破産法第二章破産ノ効力

破産者ノ財産ニ對シテ強制執行ヲ爲スコトヲ得ス

〔釋註〕 本條は各箇債權者が強制執行を爲し得べき場合を規定せり

破産の宣告ありたるときは各箇の債權者は自ら財産上の權利を行ふを得ず必ず各債權者と合同するにあらざれば之を行ふことを得ざるものなり故に債權者中優先權を有する者を除くの外に各債權者は自ら強制執行を爲すことを得ず優先權と破産者の財産全体より辨償を受くるにあらざして財産中特別の物權に付き特殊の權利を有し各債權者に先だち破産者の財産に就て取得するを云ふ

第九百八十八條 辨濟期限ノ未ダ至ラサル破産者ノ債務ハ破産宣告ニ依リテ辨濟期限ニ至リタルモノトス

爲替手形ノ引受人又ハ引受ナキ爲替手形ノ振出人又ハ約束手形ノ振出人カ破産宣告ヲ受ケタルトキハ其償還義務ニ付テモ前項ノ規定ヲ適用ス

〔釋註〕 本條は辨濟期限に至らざる破産者の債務に關する規定あり

破産者の債務は未だ辨濟期限の到らざるも破産宣告に依りて期限の到來せしものと

す是れ破産宣告後に之債務者の財産は再び債務辨濟に充つること能はざればあり而して其期限の至るを待たしめ破産處分の終結を遷延することも亦爲し得ざればなり破産者に於ても亦期限前に辨濟すと雖も損失なかるべきが故なり

又爲替手形の引受人又は支拂の引受なき爲替手形の振出人又之約束手形の拂出人が破産宣告を受けたるときは手形の辨濟期限に至らざるも亦其償還義務を行はざることを得ず是れ前項と同一の規定を適用する所以なり

第九百八十九條 財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息ヲ生スルコトヲ止ム但抵當權質權其他ノ優先權ヲ以テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣拂代金ニ滿ツルマテテテ限トシテ利息ヲ生スルコトヲ得

〔釋註〕 本條之財團に生ずる利息の事に係る規定なり

一旦届出たる債權者が其後に生ず可き利息の爲め日々其額を異にするに於ては之が爲め確定の配當案を作ることを得ず且其債務は益々増加して遂に相當の割合を以て辨償するを得ざるに至るべきなり

抵當權、質權及び其他の優先權の如き物上權を有する債權者は其物に對して先取特

破

産

法

權を有するものにして普通債權者の如く配當案に依りて分配を受く可きものにあらず故に債權者之其抵當物件を賣却し其代價を以て辨濟せしむることを得る

十二

第九百九十條 支拂停止後又ハ支拂停止前三十日内ニ破産者カ爲シタル贈與其他ノ無債行爲又ハ之ト同視ス可キ有債行爲期限ニ至ラサル債務ノ支拂期限ニ至リタル債務ノ代物辨濟及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲メ新ニ供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然無効トス

〔釋註〕

本條之支拂停止前後に於ける破産者の權利行爲に係る規定なり
破産宣告後の契約之勿論無効なれども確産宣告以前即ち破産者が未だ支拂停止を爲さざるときに及ばすへからすと云ふは後日破産したるの故を以て既往に遡りて其以前爲にしたる財産處分を無効ならしむるの理なければなり然れども支拂停止前三十日内に爲したる契約は無効なりとす何となれば停止前三十日内之最早破産の事實狀況の至りたるものとし此時間に於て破産者の爲したる財産上の處置は之を無効ならしむ其理由は此時間内に破産上の處置を有効ならしめは財團を減じて債權者を害するに至ればなり故に本條に之支拂停止後之勿論支拂停止前と雖も支拂停止より

破

産

法

第九百九十一條 前條ニ掲ケタルモノ、外債務者カ支拂停止後破産宣告前ニ財團ノ損害ニ於テ爲シタル總テノ支拂及ヒ權利行爲ハ相手方カ支拂停止ヲ知リタルトキニ限り財團ノ計算ノ爲メ之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

然レトモ手形ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ爲替手形ヲ振出シ又ハ振出サシムル際支拂停止ヲ知リタル振出人又ハ約束委託人ヨリ又約束手形ニ在テハ裏書讓渡ノ際支拂停止ヲ知リタル一ノ裏書讓渡人ヨリ其支拂金額ヲ償還スルコトヲ要ス

〔釋註〕

本條は債務者の行爲が異議を述ぶることを得べき場合を規定す
前條に規定する場合を除くの外債務者が支拂停止後破産宣告前に爲したる總ての支拂行爲は當然無効となすを得ずと雖も異議を述べて之を取消すことを得るは本條の規定なり而して本條其異議を述ぶることを得るに二ヶの條件を要す第一債務者のしたる總ての支拂及び權利行爲が財團の損害となりたること第二相手方が支拂停

止を知りたること第一の趣旨と破産宣告前之前條に掲ぐる外は破産者に於て尙ほ財産處分權を有するを以て權利上の取引を爲すことを得べく又財團に損害を加へさればなり故に其行爲を無効とするに之財團の損害を生ずるの行爲ならざるべからず第二の旨趣相手方にて支拂停止を知りたることを要するは是れ相手方が破産者の支拂停止と爲りたるに乗じて不正の利益を得んと欲する悪意に出でたることを推定すべければなり故に若し其相手方に於て支拂停止を知らずして取引を爲したるとき之が爲めに財團に損害を生ずることあるも異議を述べたることを得ざるなり

右の如く破産者より支拂を受けたる者其他權利行爲を爲したる相手方に對して異議を述べたることを得へしと雖も若し破産者に於て爲替手形又は約束手形と引替にて支拂を爲したる場合に在ては何人たりとも其支拂を受けたる者に對して異議を述べたることを得ず

第九百九十二條 有効ニ取得シタル抵當權其他合式ノ登記ニ因リテ法律上効力ヲ有ス可キ權利ハ支拂停止後ニ在テハ其取得ノ時ヨリ十五日ヲ過キサルトキニ限り破産宣告ノ日マテ登記ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕

本條は權利の登記に係る規定なり
 新に供する擔保に非ずして従前既に供したる擔保及び其他の物權に付き唯其の登録の手續を経さりし場合にのみ係るものは支拂停止後に在て之其取得の時より十五日内に破産宣告の日まで登記を爲すことを得るものとす

第九百九十三條 破産宣告ノ時ニ破産者及ヒ其相手方ノ未ダ履行セス又ハ履行ヲ終ラサル雙務契約ハ孰レノ方ヨリモ無賠償ニテ其解約ヲ申入ルコトヲ得

〔釋註〕

借貸借契約ハ雇傭契約ニ在テハ解約申入ノ期間ニ付キ協議調ハサルキハ法律上又ハ慣習上ノ豫告期間ヲ遵守ス可シ

本條は雙務契約の解除に關する規定なり

未だ履行せず又は履行を終らざる」として雙務契約の解除は双方に於て其契約の履行を終らざるにあらざれば爲す能はざるなり況んや未だ履行せざる場合に於ておや故に未だ履行せず又之履行を終らざる雙務契約は孰れよりも一方より無賠償にて其解約を申入ることを得るものとす雙務契約は契約者双方共に債務者と爲り又

共に債権者たるの契約にして一方の義務履行は一方の義務履行の原因となるものなればなり而して一方の随意を以て契約を解除したる場合に於て之が爲め相手方に損害を生じたるときは之が賠償の責に任すべきものなりと雖も本條に於ては無賠償にて云々と云ふ故に此契約解除の爲め如何なる損害を生ずることあるも之が責任を負ふこと無きなり

賃貸借契約又ニ雇傭契約に在ても亦双務契約なり此等の契約に於ても孰れより一方より突然解除を申入るゝときは忽ち双方の困難を生ずるが故に相互に協議して相當の期間を定むべし

第九百九十四條 契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他ノ一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利又ハ既ニ給付シタル物ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

〔釋註〕

本條は財團に對して行ふどこを得ざる權利を規定せり
 双務契約に於ける一方の者が既に其義務を尽したるも他の一方は未だ其義務を盡さざるに於ては其者に對して契約を解除する權利ありて既に給付即ち手渡したる物を

取戻すことを得るゝ一般の原則なれども本條の場合には此權利を財團に對して行ふことを得ざるものとす何となれば財團は總債権者に平等の分配を爲す可きに之を取戻す權利を行ふことを得せしめば財團は一人の債権者の利益となり他の債権者を害するに至るべければかり

第九百九十五條 相殺ノ權利アル債権者ハ期限ニ至ラサル債權又ハ金額未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其効用ヲ致サシムルコトヲ得
 債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取得シタルモノナルトキハ支拂停止ヲ知リタル場合ニ限り相殺ヲ許サス

〔釋註〕

本條は相殺の權利に係る規定あり
 相殺の金額が確定し又双方債務のあること其債務の額が同量なることを要す例へば被産者千圓の義務を甲者に對して之を負ひ甲者も亦千圓の義務を破産者に對して負ひ何れも共に支拂期限を同くせり此場合に於ては破産者の義務と甲者の義務は其金額同一にして双方共に義務を存し各債務の實行を請求するが故に相殺を爲すことを得然るに前例に依るに其両義務は破産宣告の時未だ支拂期限に至らずとせんに破産

者の債務は破産宣告を以て既に辨済期限に至りたるものと爲る而して甲者が債務と未だ辨済期限に至らず然るときは甲者の義務は未だ其實行を要求すること能はざるが故に相殺を爲す能はず若し相殺を爲すに於ては甲者之期限の利益を失ふに至る然れども本條に依れば甲者は其財團に對して相殺を爲すことを得べし是れ甲者は自ら支拂期限を抛棄したるものなればなり

第九百九十六條 債務者カ債權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ爲シタル權利行爲ハ相手方カ情ヲ知リタルトキニ限り其日附ノ如何ヲ問ハス之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

〔釋註〕 本條は債務者の權利を行ふに對し異議を述ふることを得べき規定なり

破産者に於て詐欺を以て債權者に損害を加へたる權利行爲は一方が債務者の詐欺の行爲たることを知るときに其日附の如何を問はず之に對して異議を述ふることを得

第三章 別除權

第九百九十七條 債務者ノ動産又ハ不動産ニ對シテ抵當權、質權其他ノ優先權ヲ有スル債權者ハ財團ヨリ先ツ辨償ヲ受ケタルニ非サレハ

其擔保物ノ賣拂代金ヨリ費用、利息及ヒ元金ノ支拂ヲ受クル爲メ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得若シ其賣拂代金ノ剩餘アルトキハ買主之ヲ財團ニテ込ム可シ

〔釋註〕 本條は別除權の事を規定せるなり

別除權とは破産者の全財産中より或る物品を別にし以て或る債權者のみの辨済に充つるを云ふ義あり普通の債權者之破産の分配を受くるに平等の割合に依り財團より配當を受くべきものなれども特種の債權者即ち債務者(破産者)の動産又は不動産に對して抵當質權其他の優先權を有する債權者は或る物品の價額を限りとして一般の債權者に先ち特別に辨済を受くるを得べきなり

第九百九十八條 優先權及ヒ其順序ハ民法及ヒ特別ノ法律ニ依リテ定マル

〔釋註〕 本條は優先權及び其順序に關する規定なり

優先權を有する債權者が優先權を行ふ順序は破産法に依らずして民法及び特別の法律に依りて之を定むべしとす特別の法律とは税法及び銀行條例の類を云ふ

第九百九十九條 優先權ヲ有スル者其擔保物ノ賣拂代金ヨリ完全ナル辨償ヲ受ケサルトキハ其未済ノ債權ハ他ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ財團ニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得

〔釋註〕 本條之優先權を有する債權者が若し其擔保物の賣拂代金より悉く辨償を受くること能はざるときは其殘金額は他の債權者と共に平等なる割合を以て財團より配當を受

第千條 債務者カ其支拂停止後ニ遺產ヲ取得シタルトキハ遺產債權者及ヒ受遺者ハ遺產トシテ仍ホ現存スル遺產物ヨリ又ハ未ダ債務者ニ

ハ拂ハレサル遺產ニ屬スル金錢ヨリ別除ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

〔釋註〕 本條之遺產債權者及び受遺者の別除權に係る規定なり

債權者カ其支拂停止後に讓渡に依て死者の遺產を取得したるときは其遺產に對する債權及び受遺者之遺產として仍は現在に存せる遺產物より又は遺留の金品より別除の辨償即ち破産者の財團外の財産より別除したる遺留財産に付き他の債權者に先ちて辨償を受くることを得べし

第千一條 破産者ノ財産ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執行ノ爲メ差押ユルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加フルコトヲ得ス但債權者ニ優先權ノ屬スルモノニ付テハ第九百九十七條ノ規定ニ從フ

〔釋註〕 本條は破産者の財産にして財團に加ふべからざる者を規定せり

民事訴訟法に從ひ強制執行の爲め差押ふることを得ざるものは債權者及び其家族の日用飲くべからざる衣服飲食寢具家具等にして一日も飲くべからざるものを云ふ

〔訴訟法第五百七十條參觀〕此等の物件は假令如何なる場合と雖も之を差押ふることを得ず但し此等の物件と雖も之に對して優先權を有する債權者は第九百九十七條の規定に從ひ其物件の賣却代金より費用利息及び元金を要求することを得べし

第四章 保全處分

第千二條 裁判所ハ破産宣告ト同時ニ債務者ノ動産ノ封印ヲ命ス

會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル總社員ノ財産ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

〔釋註〕 本條は保全處分の方法を示したるものなり

○第三編破産法○第四章破産法○保全處分

破産者之財産を處分すること能はざるものなれども實際に於て財産を處分し又は其財産を隠匿することあり故に之を防止し破産者をして刑法上の罪を受けざらしめんが爲め裁判所之破産宣告と同時に債務者の動産に付封印を爲して財團を減損せしめざる様其方法を施すを保全處分と云ふ

第一千三條 破産者カ逃走若クハ其財産ヲ隠匿スルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ其監守ヲ命スルコト得會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

破産者ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其住地ヲ離ルルコトヲ得ス又裁判所ハ何時ニテモ債務者ノ引致ヲ命スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は保全處分の方法を示したるものなり

破産者に對し前條の處分を爲すと雖も債務者が逃走し若くは財團を隠匿せんとするの虞ありと認めたるときは裁判所は債權者の申立の如何に拘はらず監守を命ずることを得會社に在て之業務擔當社員又ハ取締役に對して右の處分を行ふ又破産者は右の虞なしと雖も裁判所の許可を受くるに非ざれば其住地を距ることを

破 産 法

得ず又裁判所之破産者が逃走せんとするの恐ある場合等之何時にても拘引狀を發するを得るなり

第一千四條 管財人カ破産者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルトキ又ハ監守ノ事由最早存セサルトキハ裁判所ハ其決定ヲ以テ破産者ヲ釋放ス可シ然レトモ破産者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應シ何時ニテモ出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコトヲ得

取上ケタル擔保ハ之ヲ財團ニ歸セシム

〔釋註〕 本條は破産者の拘留を釋放すべき場合を規定す

管財人が破産者の財産を財産目録に載せ且之を占有したるとき又は監守の事由最早消滅したるときは裁判所は其決定を以て破産者を釋放すべし然れども破産者をして裁判所又ハ管財人の呼出に應じ何時にても出頭すべき爲め擔保即ち保證金を差入るか又は保證人を立つるの義務を負はしむることを得べし其保證として取上たる保證金之を財團中に加ふるものとす

破 産 法

第千五條 管財人カ債務者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルトキハ直チニ其封印ヲ解ク可シ

第千一條ニ依リ財團ニ加フルコトヲ得サル物及ヒ財團ノ爲メニスル即時ノ換價又ハ繼續利用ヲ封印ノ爲メ妨ケラルル物ニハ封印ヲ爲サルコトヲ得此等ノ物ハ直チニ財産目録ニ載セ管財人之ヲ占有スルコトヲ要ス

債務者ノ商業帳簿ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ且其帳簿ノ現狀ハ破産主任官之ヲ認證ス

特ニ高價ナル物ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ又ハ一時之ヲ裁判所ニ引取ルコトヲ得

〔釋註〕 本條ニ財團ノ封印を解く場合及び封印を爲さざる場合を規定せり

管財人が債務者の財産を財産目録に載せ且つ之を占有したるときは最早破産者は其財産を處分するの恐なきが故に其封印を解く

財團の爲めにする即時の換價又は繼續利用云々と例へば腐敗し易き物品若くは代

價下落の恐ある物品と速かに之を賣却するに非ざれば忽ち財團の損失となるものも即時に之を代價に換ふることを云ふ繼續利用を封印の爲めに妨げらるる物と破産者の營業を繼續する爲め必要な物件を云ふ

第千六條 破産者ニ對シテ債務ヲ負ヒ又ハ財團ニ属スル物ヲ占有スル者ハ其支拂又ハ交付ヲ管財人ニノミ爲スコキコトヲ拂渡差押ノ命令ヲ以テ催告セラレタルモノトス

別除權ヲ行ハント欲スル者ハ其旨ヲ管財人ニ申出ツ可シ若シ管財人ヨリ其物ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルトキハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス

債務者ニ宛テタル電信、書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財人ニ交付ス可シ其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡スコトヲ要ス

破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局、電信局其他ノ運送取扱所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

破

產

法

〔釋註〕

本條之保全處分に關する規定なり。
 破産者の所有物件が他人の占有に属する物件に付て之該債務者之既に拂渡差押の命令を受けたるものなりと雖も唯差押を爲したるのみにては仍は其物品之該債務者の手に在るを以て未だ安全からず故に拂渡差押の命令を以て催告せられたるものとす
 とし破産管財人に對して遅延なく支拂を爲す可き義務を負ふたるものとす
 別除權をは行んと欲する者は先づ其旨を管財人に届出づるの義務あるものとして以て管財人が該權利を行ふの便に供せり郵便電信の送達物を管財人に引渡すこととするも保全に付ての必要なる處分なり

第七條 破産主任官ハ破産者及ヒ其家族ニ財團ヨリ給養ノ扶助料ヲ與フルコトヲ得

〔釋註〕

本條は破産者及び其家族に與ふる扶助料の事を規定す
 若し破産者が他より扶助料を受くること能はざる非常困難の場合に在りては破産主任官之債務者の生活に必要な扶助料を財團より與ふることを得べし

第五章 財團ノ管理及ヒ換價

破

產

法

第八條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破産管財人ノ名簿ヲ備置キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

〔釋註〕

本條之管財人の名簿及び其選定に係る規定あり
 管財人は裁判所より破産者の財産を管理せしむる爲めに置くものなれば管財人の名簿を各裁判所に備置き其名簿中より管財人を選定す

第九條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ之ヲ支拂ヒ其額ハ破産裁判所之ヲ定ム

〔釋註〕

本條之管財人に報酬を與ふべきこと及び其額の定め方を規定するもなり
 第十條 裁判所ハ何時ニテモ管財人ヲ易ヘ又ハ他ノ管財人ヲ加フルコトヲ得

〔釋註〕

本條之裁判所之管財人を易ふるの必要を認めたるときは之を易へ又加ふるの必要あるときは之を加ふべき事を掲げたるなり是れ裁判所は管財人を委任し管財人之裁判所の代理者たれば其任免は裁判所の意見に任するあり

○第三編破産法○第二章破産法○破産管財人ノ管理及ヒ換價

破

産

法

第一千十一條 管財人ハ其行爲ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ
 管財人二人以上アルトキハ共同ニ非サレハ行爲ヲ爲スコトヲ得ス但
 破産主任官カ或ル行爲ニ付キ各箇ニ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此
 限ニアラス

〔釋註〕 本條は管財人の責任を規定せり

管財人は其行爲に付て之代理人と同一の責任を負ふものなり故に管財人は其管理上
 の計算の報告を爲さるべからず又管財人二人以上あるときは共同にあらざれば行
 爲を爲すことを得ず各箇に特別の委任を與ふとは破産主任官に於て甲管財人には某
 の行爲を委任し乙管財人には某の行爲を委任すと云ふが如き類あり

第一千十二條 管財人ハ破産宣告後即時ニ財團ヲ占有シ且其管理及ヒ換
 價ニ著手スルコトヲ要ス

管財人ハ其執務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得破産主任官ハ
 此カ爲メ破産者ニ報酬ヲ與フルコトヲ得

〔釋註〕 本條は管財人の職務に係る規定なり

破

産

法

管財人は主任官の命令を受けたるときは之直ちに財團の封印を解き及び財産目録を
 調製し財團を占有せざるべからず管財人の職務は其目的たる只其財團を以て債權者
 に辨済するに在り換價管財人と破産者ト大抵商人たるが故に其財團も亦多くは爲替
 手形約束手形等の債權及び商品等なれば成る可く速かに賣却し現金と爲さるべか
 らず故に換價と云ふなり又破産者の補助を求むるは管財人の事務を便利ならしめん
 が爲めなり

第一千十三條 管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務アリ
 若シ管財人ノ行爲又ハ決斷ニ對シテ異議ヲ述フル者アルトキハ破
 産主任官命令ヲ以テ之ヲ決ス此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗
 告ヲ爲スコトヲ得

〔釋註〕 本條は管財人の義務を規定せり

破産主任官の監督を受くるものとするは管財人が管理の義務を怠り債權者及び破産
 者に不利益を來す等の所爲なきにしもあらざるを以てなり若し管財人の行爲に付て
 異議を述ふる者あるときは破産主任官命令を以て其是非を決定す

破産法

第一千十四條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其地警察官吏ノ立會ヲ以テ管財人之ヲ作り若シ必要アルトキハ破産者ヲモ立會ハシム
 破産者ニ屬スル總テノ財産ハ財團ニ組入ル可カラサルモノト雖モ其價額ヲ明示シテ之ヲ財産目録ニ記入スルコトヲ要ス必要ナル場合ニ在テハ其價額ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム財産目録及ヒ之ニ關スル調書ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ
 檢事ハ其見込ニ因リ職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會フコトヲ得

【釋註】 本條は財産目録調製に係る規定なり

財産を管理するに之財産目録に破産者の財團を記載せざるべからず而して其目録を調製するには正整綿密にして管財人が財團を私するが如きことなからしめんが爲め裁判所職員又ハ其地警察官吏の立會を以て之を作らしむ財産目録に之假令ハ財團に組入るへからざる物と雖も其價額を明示して之を財産目録に記入せざるべからず
 財産目録を調製するに當リ生じたる事實等は調書に記載し其調書の謄本及財産目録之公衆の展閱に供する爲め裁判所に備置かざるべからず

破産法

第一千十五條 破産者ニ屬セサル財産ヲ財團ヨリ取戻スコトニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス

【釋註】 本條之争訟に係る裁判管轄を規定するなり

財團中に破産者に屬せざる財産ありて之を取戻すことに係る争訟は破産裁判所に之を出訴すべし不動産は其所在地を管轄する裁判所之を裁判するは普通の原則なり

第一千十六條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内ノ期間ニ破産者ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出ササリシトキハ自ラ貸借對照表ヲ作り且其報告書ニ貸借對照表ヲ添ヘテ破産官ニ提出ス可シ
 報告書及ヒ貸借對照表ノ認證アル謄本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ
 報告書及ヒ貸借對照表ハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要ス

【釋註】 本條は管財人の報告書に係る規定なり

○第三編破産法○第四章破産法○財團ノ管理及換價

破

産

法

管財人之破産主任官の定めたる三十日以内の期間に破産者より差出したる届書及び貸借対照表を調査し若し破産者より之を差出さざるときは自ら貸借対照表を作り之を其報告書に添へ破産主任官に提出す可き等の責任あり

第一千七條 貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ協諧契約ノ豫期セラルル間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聽キタル後管財人ヲシテ破産者ノ營業ヲ續行セシムル決定ヲ爲スコトヲ得

管財人營業ヲ續行スル場合ニ在テ財團ニ屬スル物ヲ通常ノ營業外ニテ賣却セントスルニハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ且豫メ破産者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

〔釋註〕 本條は破産者の營業續行に係る規定なり

貸方の借方に超ゆること判然したるときとは破産者の差出したる貸借対照表に依りて知るなり協諧契約の見込とは破産者と債權者と和解の見込ある間を云ふ此等の場合には裁判所ハ破産主任官の申立に依り且つ管財人の意見を聽きたる後管財人をして

破

産

法

て破産者の營業を繼續して行はしむべき決定を爲すことを得へし
財團に屬する物を通常の營業外にてとは管財人に於て破産者の營業を繼續せんとするに付ては財團に屬する物件中迅速に賣却せざれば財團の損失となるべき物件の如きは通常營業外にて之を賣却するを云ふ

第一千八條 不動産ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ競賣スルコトヲ要ス

動産ハ競賣スルヲ通例トスト雖モ破産主任官ノ認可ヲ受クルトキハ相對ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は競賣に係る規定なり

競賣に付するは其賣却代價の高直を目的とす不動産を賣却せんと欲せば破産主任官の認可を受けて之を競賣せざるへからず動産は必ず競賣するを要せず破産主任官の認可を受くるときは相對を以て之を賣却することを得

第一千九條 管財人ハ財團ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者

破

産

法

ノ權利ヲ債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス
管財人ハ左ニ掲クル行爲ニ付テハ破産者ノ意見ヲ聽キ且破産主任官
ノ認可ヲ受ク可シ

第一 訴訟ヲ爲スコト

第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結フコト

第三 質物ヲ受戻スコト

第四 相續ヲ轉付スルコト

第五 相續又ハ遺贈ヲ拒絶スルコト

第六 消費借ヲ爲スコト

第七 不動産ヲ買入ルルコト

第八 權利ヲ拋棄スルコト

第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト

〔釋註〕

本條は管財人の爲すべき行爲に係る規定あり
管財人の爲すべき行爲ヲ財團に屬する破産者の貸方あれば之を取立又破産者の權

破

産

法

は債務者其他の人に對して主張して之を保全せざるへからず然れども管財人の百圓
以上の額に係るものは管財人の專斷に任すことを得ず必ず破産者の意見を聽き且つ
破産主任官の認可を受けざるへからず是れ管理事務に丁重を加へ輕卒に取扱ふが如
きことなからしめんが爲めなり

第二十條 財團ニ收入スル金錢ハ破産主任官ノ定ム可キ常用支出額
ノ外遅延ナク之ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ要ス其金錢ハ破産主任官
ノ出ス命令ニ依ルニ非サレハ支出スルコトヲ得ス

〔釋註〕

本條ハ財團に收入する金錢に係る規定なり
常用支出額と即ち管財人が管理上常に要する費用を云ふ破産財團に收入する金錢
は常用支出額の外は即ち費用に餘りたる金錢は之を管理人の手裡に置かず直ちに遅
延なく供託所に寄託して損失を防がざるへからず又財團に入れたる金錢ノ債權者に
支拂はんが爲め支出なるも必ず破産主任官の命令に依り支出することを得ず

第二十一條 管財人ハ其管財中破産者ニ罰セラル可キ行爲アルヲ知
リ届出トキハ之ヲ破産主任官ニ届出ツル義務アリ破産主任官其届出

破

産

法

ヲ受ケタルトキハ之ヲ檢事ニ通知ス

〔釋註〕 本條は破産者が處罰せらるゝ行為ありたる時に係る規定なり

破産者が刑罰を受くべき行為あるとは財團に付て爲したる行為なるべきが故に管財人に於て之を覺知したるときは直ちに破産主任官に其旨を届出づるの義務あり是れ管財人の破産者を保護せざるへからざればなり

第一千二十二條

破産主任官ハ破産ノ原由、事情、貸方借方並ニ其對照表其他管理及ヒ破産手續ニ關スル事項ニ付キ破産者、其商業使用人、雇其他ノ人ヲ何時ニテモ訊問スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産主任官の權利を規定せり

破産主任官に於て本條に列記せし者を呼出して訊問するは自己の職務上必要にして即ち破産者の犯罪の有無を調査し且つ其財産に付て事實情況を知るは破産手續及び管理方法に必要なればなり

第六章 債權者

第一節 債權ノ届出及ヒ確定

第一千二十三條

破産者ノ總債權者ハ破産決定ノ公告ニ因リ債權届出ノ期間ニ其債權ヲ破産主任官ニ届出ツ可キ旨ノ催告ヲ受ケタルモノトス其届出ニハ各債權ノ合法ノ原因及ヒ請求金額若シ優先權アルモノハ其權利ヲ明記シ且證據書類又ハ其謄本ヲ添フ可シ
他所ニ住スル債權者ハ裁判所々在地ニ代人ヲ置ク可シ
債權及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調書ニ筆記セシメテ之ヲ爲スコトヲ得書面ヲ以テスル場合ニ在テハ二通ヲ差出スコトヲ要ス所在ノ知レタル債權者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ以テ其債權届出ノ催告ヲ受ク然レトモ其書面カ債權者ニ達セサルモ此カ爲メ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

〔釋註〕 本條は債權者届出及確定に係る規定なり

債權者は其届出を爲さざれば債權なきものと看做すが故に必ず規定の期間に届出さるべからず是れ破産決定の公告を爲して届出づべき旨を豫め催告しあればなり而して其届出には各債權の合法の原因及び其請求價額を明記し又優先權ある者之其權利

破 産 法

を明記し且つ證書等の如き證據書類又は其謄本を添ふべきなり

第一千二十四條 届出ハ之ヲ受取リタルトキ直チニ順次番號ヲ付シテ二箇ノ表ニ記載ス可シ其一ニハ優先權アル債權ヲ掲ケ他ノ一ニハ通常ノ債權ヲ掲ク此債權表ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ管財人ハ其使用ノ爲メ届出書及ヒ債權表ノ謄本ヲ受領ス

〔釋註〕 本條は債權表に係る規定なり別に説明を要せず

第一千二十五條 調査會ハ管財人及ヒ成ル可ク破産者ノ面前ニ於テ破産主任官之ヲ開キ且其調査ヲ作ル可シ債權者ハ自身又ハ代理人ヲ以テ此會ニ参加スルコトヲ得

破産主任官ハ債權者ニ取引帳簿若クハ其抜書ノ提出ヲ命スルコトヲ得調査ノ結果ハ債權表及ビ提出シタル債務證書ニ附記シ且各債權者又ハ其代理人ニ告知スルコトヲ要ス

調査會ハ届出期間ノ滿了後十日乃至十五日間ニ之ヲ開クヲ通例トス届出期間ノ滿了後ニ届出テタル債權ハ調査會ニ於テ之ヲ調査スルコト

破 産 法

トナ得然レトモ其調査ヲ爲スコトニ付キ異議ノ申立アリタルトキ又ハ調査會ノ終リタル後債權ヲ届出テタルトキハ其債權者ノ費用ヲ以テ新ナル調査會ヲ開ク

〔釋註〕 本條之調査會に係る規定なり

調査會は破産の調査を爲す爲め破産主任官に於て之を開くべきものなり之を開くには管財人の面前に於てせざるべからず且つ調査は可成公正に私なきを明からしめ殊に債權の實況を詳約せんが爲め可成破産者の面前に於て開くべし又破産主任官は調査を作り開會の状況を記載すべし調査會には債權者も参加することを得べく又自身参加すること能はざるときは代理人をして参加せしむることを得べし又破産主任官は債權者に對し取引帳簿若くは其抜書の提出を命ずることを得べし是れ證明に必要あるが故なり又調査の結果は債權表及び債務證書に附記し債權者と共に代理人に告知せざるべからず

調査會之債權届出の期間即ち三ヶ月長くとも六ヶ月の期間を終りたる後十日乃至十五日間に之を開く而して届出期間の滿了後即ち届出期間に後れて届出たる債權も皆

之を調査すへし

破

産

法

第一千二十六條 債權ノ確定ハ承認又ハ裁判所ノ判決ヲ以テ之ヲ爲ス

調査會ニ於テ管財人ヨリモ又債權ノ確定シ若クハ貸借對照表ニ掲ケタル債權者ヨリモ異議ヲ申立テサルトキハ債權承認ヲ得タルモノトス

管財人ノ債權ニ係ル承認又ハ異議ハ破産主任官其管財人ニ代ハリテ之ヲ爲ス

〔釋註〕 本條は債權の確定に係る規定なり

債權者の債權は果して破産者の債權にして財團より辨濟すべきものなるや否やの確定は承認又は裁判所の判決を以て之を爲す而して調査會に於て爲したる調査に對し管財人よりも異議を申出でざる時は即ち其債權は承認せられたるものなり又破産主任官は裁判官の地位に在る者あれば債權の承認又之に對して異議を爲すは管財人に對しては監督するの權利あるを以て管財人の債權に係る承認又は異議は管財人に代はりて爲すことを得べきなり

破

産

法

第一千二十七條 異議ヲ受ケタル各債權ハ若シ其債權者之ヲ取消ササル

トキハ破産裁判所公廷ニ於テ破産主任官ノ演述ヲ聽キ成ル可ク合併シテ其判決ヲ爲ス可シ其辯論及ビ判決ハ原告被告ノ出頭セサルトキト雖モ之ヲ爲ス但此判決ニ對シテハ故障ヲ申立ツルコトヲ得ス

〔釋註〕 本條は異議ある債權の判決及び其判決の方法に係る規定なり

債權者の要求する債權額の多寡に付き債權者が異議を唱へたるも債權者之之を對して其要求を取消せしむるときは裁判所の判決に依て之を定むべきなり然れども此争訟に付ては破産主任官の演述を聽き成る可く合併即ち双方の陳述辯論を聽取ることを用ひず其辨論及び判決は原被告の出頭せざる場合と雖も破産主任官の演述のみを以て之を爲す但し此判決に對しては故障を申立つることを得ず

第一千二十八條 判決ハ成ル可ク債權者集會前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス若シ之ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ異議ヲ受ケタル債權者ノ右集會ニ加ハルコトヲ許スコキヤ否ヤ又幾許ノ金額ニ付キ加ハルコト許スコキヤ否ヤ決定ス

○第三編破産法○第六章債權者特種ノ債權者

破

産

法

債権者ノ優先權ノミカ異議ヲ受ケタルトキハ其債権者ハ通常ノ債権者トシテ右集會ニ加ハルコトヲ得

〔釋註〕 本條は前條異議に對する判決に係る事を規定す

前條債権に對する異議の判決は成るべく債権者集會前に之を爲さざるを得ず然らざれば故らに異議を申立つる者ありて大に他の債権者を害するが如きことあればなり然れども若し集會前に其判決を爲すこと能はざるか又之集會前に其判決を爲すも其判決に對し控訴を爲したるときは裁判所は異議を受けたる債権者の右集會に参加することを許すべきや否や又其債権者は幾許の金額に付き其集會に参加することを許すへきや否やを決定せざるべからず又優先權のある債権者のみか其優先權に關し他の債権者より異議を受けたるときは其債権者は通常の債権者と爲りて右集會に参加することを得べきものとす

第千二十九條 債權ヲ正當時期ニ届出テス又ハ債權ノ確定セサル債權者ハ以後ノ確定ニ因リテ爲ス可キ財團ノ配當ニノミ加ハルコトヲ得然レトモ異議ヲ受ケテ訴訟中ニ在ル債權及ヒ届出並ニ調査ノ爲メ別

段ノ期間ヲ定メラレタル在外國債權者ノ債權ニ付テハ以前ノ配當ニ於テ其債權ニ歸スル割前ヲ留存ス

〔釋註〕 本條は債權を正當期限に届出せず及び債權の確定せざる債權者に係る規定なり

正當の期限とは三ヶ月より六ヶ月までの期間に届出ですと雖も其以後に届出でたるとき之を受理し財團の配當にのみ加はらしめざるべからず然れども異議を受けたる債権者の訴訟中に在る債権者及び路程の遠隔の爲め届出並に調査を爲すに別段の期限を定めたる在外國の債権者の債權に付ては以前の配當に於て其配當に入るべき割前を留存するものとす

第二節 特種ノ債權者

第千三十條 主タル債務者ノ破産ニ於テ届出テタル債權ハ協諧契約ノ場合ト雖モ保證人其他ノ共同義務者ニ對シ其全額ニ付キ之ヲ主張スルコトヲ得又保證人又ハ共同義務者ハ主タル債務者ノ破産ニ於テ其償還請求ヲ届出ツルコトヲ得然レトモ主タル債務者ノ爲メニスル協諧契約ノ効果ニ從フ

法

産

破

破

産

法

〔釋註〕

本條は債権者と保證人又之共同義務者との關係を規定したるものなり
主たる債務者の破産したるときは保證人及び共同義務者に對して債權の要求を申立
つるを得べく此届出の債權は協諧契約の場合と雖も保證人其他の共同義務者に對し
其全額に付き之を主張することを得又保證人其他の共同義務者は主たる債務者の破
産に對して償還請求の權利を届出づることを得然れども主たる債務者の爲めにする
協諧契約の效果に従ふ

第一千三十一條 二人以上ノ共同義務者カ破産シタルトキハ其各義務者
ノ破産ニ於テ債權ノ全額ヲ届出ツルコトヲ得

各自ノ破産財團ノ間ニ於ケル償還請求權ハ之ヲ主張スルコトヲ得ス
然レトモ債權者カ受取ル割前ノ額カ主タルモノ及ヒ從タルモノヲ合
セタル債權ノ總額ヲ超過スルトキハ其超過額ハ共同義務者中他ノ共
同義務者ニ對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス

〔釋註〕

本條は二人以上の共同義務者が破産したる場合に係る規定なり
二人以上の共同義務者が破産したるときは其各義務者の破産に於て債權の全額を届

破

産

法

出づることを得又各共同義務者にして債權者に支拂を爲したる者其他の義務者に對
して償還請求を爲すことを得べし例へば千圓に對し二人の債務者ある場合に於て若
し甲の財團より四百圓の配當を爲したるときは其配當額は連帶義務者として通例負
擔すべき割合即ち連帶債務の半額を超過するを以て其超過額百圓を以て乙の財團
に對して之が償還を請求することを得べく又甲と債務者にして乙は其保證人たる場
合に當り乙の財團より若干の金額を支拂ひたるに於ては甲の財團に對して償還を求
むることを得べきが如く一財團より他の財團に對して償還を求むべき權利を謂ふ

第一千三十二條 左ニ掲クル債權ハ届出及ヒ確定ニ關スル規定ニ從フコ
トヲ要セス

第一 裁判費用、管理費用其他破産手續上ノ費用

第二 公ノ手数料及ヒ諸税

第三 管財人カ財團ノ爲メニ負擔シタル義務ヨリ生スル債權

右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從ヒ通常ノ方法ヲ以テ財團ノ現額ヨリ
之ヲ支拂フ

破

産

法

〔釋註〕

本條は届出及び確定に關する規定に従ふことを要せざる債權を規定したるものなり
 破産手續に付き二個の例外を規定して第一は届出及び確定に關する規定に従ふを要
 せざることを第二は通常の方法を以て財團の現額より支拂ふこと足れなり届出及び確
 定に關する規定とは前節に規定したる手續を謂ふ而して第一號より第三號に至る債
 權に付て右の規定に従ふことを要せず唯管財人の調査に任ずるを以て足れりとす

第一千三十三條

破産手續ニ加ハリタルニ因リテ債權者ニ生シタル費用
ハ財團ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス

〔釋註〕

本條は財團より請求すべからざる債權を規定したるものなり
 前にも觀たることあり(第九百八十九條參觀)財團に對して之破産宣告の日より利息
 を生ずることを止むるの規定の意義と同じく時々増加すべき費額を算入するに於て
 は遂に債權の總額を一定する時なく爲めに配當額を定むることを得ざるに至るべし
 故に財團に對して之を請求することを得すと謂ふあり

第一千三十四條 削除

第三節 債權者集會

第一千三十五條

債權者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ビ之ヲ指揮ス其
 招集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス
 其集會ハ管財人、債權ノ確定シタル債權者及ヒ第一千二十八條ニ依リ
 テ参加スルコトヲ得ヘキ債權者ヨリ成立ス然レトモ優先權ノ確定シ
 タル債權ノハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不
 足アル可シト推定セラル、限度ニ於テノミ参加ス
 債權者ハ代理人ヲ差出スコトヲ得
 破産者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得

〔釋註〕

本條は債權者集會の成立に係る規定なり
 債權者集會は破産主任官之を招集し及び之を指揮するものと定むるは債權者之只自
 己の權利を主張して其辨護を爲すに止まりて破産處分上には更に權利を有せず故に
 債權者集會の如きも破産主任官に於て之を招集する所以なり又其招集に關する指揮
 も破産主任官之を爲して亦之に干渉することなし其集會には管財人をして管理の實
 況を述べしむる爲め又債權者をして債權の申立及び辨護を爲さしむる爲めに之を招

破 産 法

破

産

法

集し又第二十八條に依りて債權の確定したる債權者及び異議を受けたる債權者と雖も集會に参加することを許されたる者は亦其集會に列せしむ

第千三十六條 決議ハ出席シタル債權者ノ過半数ヲ以テ爲スヲ通例トス其過半数ハ出席員ノ有スル債權額ノ半ヨリ多キ額ニ當ルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條は普通債權者集會に於ける議決法を定めたるものなり

第千三十七條 集會ニ於テハ破産主任官ハ破産手續ノ從來ノ成行ニ付テノ報告ヲ爲シ管財人ハ管財ノ處理、其結果及ヒ財團ノ現況ニ付テノ報告ヲ爲ス

集會ハ右ノ報告ニ付テ決議ヲ爲シ若シ破産主任官又ハ管財人ノ意見アリタルトキハ其意見及ヒ債權者ノ爲シタル申立又ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ破産者ノ爲シタル申立ニ付テ決議ヲ爲ス可シ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

〔釋註〕 本條は債權者の集會に於て決議すべき事項に係る規定なり

破

産

法

本條は説明を要せず唯破産主任官の認可を受けたる後に於てす可しとする所以のものなり若し此の制限なきときは破産者に於て徒らに發言を爲し議場の整理を妨ぐることをあるを以てなり是れ一般議決法に従ひたるものなり

第七章 協諧契約

第千三十八條 法律上ノ義務ヲ履行シタル破産者ニシテ有罪破産ノ判決ヲ受ケヌ又其審問中ニ在ラサル者ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ第一ノ集會ニ於テ債權者ニ協諧契約ヲ提供スルコトヲ得又十分ノ理由アルトキハ以後ノ集會ニ於テモ之ヲ提供スルコトヲ得然レトモ其提供ハ一回ニ限ル

第一ノ集會ハ普通ノ調査會ヨリ四週日後ニ之ヲ爲ス協諧契約ノ申立書ハ少ナクトモ集會ノ二十日前ニ之ヲ裁判所ニ差出シ裁判所ハ之ヲ公衆ノ展閱ニ供シ且其旨ヲ公告ス可シ

〔釋註〕 本條は協諧契約を提供したる場合に係る規定なり

協諧契約之民法上の和解と同じく破産者が其債權者に對し債務の一部を支拂ひ其の

○第三編破産○第七章協諧契約

破

産

法

残額の義務を免かるゝを云ふあり

本條を解するには六ヶに區別すべし第一法律上の義務とは第九百七十九條に従ひ支拂停止を爲したるより五日以内に本人より其旨を裁判所に届出其届出に之貸借對照表及び商業帳簿を差出すべき義務の如し第二有罪破産の判決を受けず有罪破産の判決とは詐欺及び過怠に出づる破産第三有罪破産事件の審問中に在らざる者○第四破産主任官の認可を受くることを要すること○第五協諧契約に提供するには第一の破産の集會に於てするか又は充分の理由あるときは以後の集會に於てするを要す○第六協諧契約の提供と一回に限るを要すること

以上の要件に適合するに於ては裁判所は協諧契約の申立書を公示し債權者をして協諧契約の申立あることを知らしむ

第千三十九條 協諧契約ヲ承諾スルニハ出席シタル債權者ノ過半數ノ承諾ヲ要ス其過半數ハ議決權アル總債權額ノ四分三以上ニ當ルコトヲ要ス

管財人及ヒ議決權ヲ有スル債權者又後ニ至リ債權ノ確定シタル債權

者ハ協諧契約ニ對シテ十日内ニ理由ヲ附シタル異議ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

【釋註】 本條は協諧契約を承諾する方法を規定したるものなり

協諧契約を承諾するに之總債權者の承諾を要せず集會に出席したる過半數の承諾を以て足れりとす其過半數之議決權ある總債權額の四分三以上に當る數ならざるべからず

第千四十條 債權者ノ承諾シタル協諧契約ハ裁判所ノ認可ヲ得テ始メテ法律上有効トス其認可又ハ棄却ニ付テノ決定ハ破産主任官ノ演述ヲ聽キ前條ノ期間滿了後直チニ之ヲ爲ス此決定ニ對後テハ債務者及ヒ異議申立ノ權利アル者ヨリ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

【釋註】 本條は協諧契約の認可に係る規定なり

裁判所は必ずしも協諧契約を認可するものにあらす時に之を棄却することあり是れ本條の規定ありたる所以なり本條は認可を爲す場合の手續を定めたるなり

第千四十一條 協諧契約ハ在ノ場合ニ於テハ之ヲ棄却ス可シ

破 産 法

破

産

法

第一 第三十八條及第三十九條ノ規定ヲ踐行セサルトキ

第二 協諧契約ニ依リ或ル債權者カ其承諾ナクシテ偏頗ノ處置ヲ受ケ損害ヲ被フルトキ

第三 協諧契約カ詐欺其他不正ノ方法ヲ以テ成リタルトキ

第四 協諧契約カ公益ニ觸ルルトキ

【釋註】

本條は協諧契約を棄却すへき場合を掲けたるものなり

本條に列記する協諧契約を棄却すへき場合は或は方式上の違反に係り又は事實上の認定に係るものなり而して裁判所と必ずしも之を認可すへきものにあらざることは前條に於て述べたるが如く本條第一乃至第四の場合は裁判所が之を棄却すへき場合にして裁判所は必ず之を棄却せざるへからざるなり

第千四十二條 協諧契約ハ破産者カ後ニ至リ有罪破産ノ判決ヲ受ケタルトキハ當然消滅シ其審問中ハ免訴又ハ無罪ノ宣告ヲ受クルマテ之ヲ停止ス

前條第三號ニ掲ケタル理由アルトキハ協諧契約認可ノ後ト雖モ尙ホ

破

産

法

之ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得

【釋註】

本條之協諧契約の消滅停止及び異議の申立に係る規定なり

協諧契約の提供は有罪破産の判決を受けたる場合又は其審問中に在る場合は之を爲すことを得へきものにあらず故に一旦協諧契約を認可せられたる者後日罪證發覺し有罪破産の判決を受けたるときは當然契約は消滅すへし又未だ判決を受くるに至らず訊問中に在るときは免訴又は無罪の宣告を受くる迄は其履行を停止す契約が前條第三號に掲けたる理由あるときは協諧契約認可の後と雖も尙ほ之に對して異議を申立つることを得べし

第千四十三條 協諧契約ノ確定シタルトキハ管財人ハ直チニ其執務ヲ罷メ且其執務ニ付キ計算ヲ爲ス可シ
破産者ハ協諧契約ニ別段ノ定ナキトキニ限り任意ノ管理及ヒ處分ノ爲メ其財産ヲ取戻スコトヲ得
協諧契約ノ履行ハ破産主任官ノ監督ヲ以テ之ヲ爲ス

【釋註】

本條之協諧契約確定の所置に係る規定なり

○第三編破産○第七章協諧契約

協賛契約の確定したるときは破産者之其財産を自由に處分することを得る管財人は
不必要とある故に管財人之直ちに其執務を罷め且其執務に付し計算を爲すべし
但し協賛契約に別段の定めるときは此限にわらず又協賛契約の履行は破産主任官の
監督を以て之を爲す若し破産者履行を爲さず又は履行を遅延するときは破産主任官
は直ちに其履行を督促し又之差押を爲すことを得べく

破 産 法

第千四十四條 協賛契約カ棄却セラレ又ハ後ニ至リ消滅シ若クハ取消
サル、トキ又ハ不履行ノ爲メ解除セラル、トキハ破産手續ヲ再施シ
直チニ財團ノ換價及ヒ配當ヲ爲シテ終局ニ至ラシム其再施シタル手
續ニハ再施マテノ間ニ債權ヲ得タル者モ参加スルコトヲ得
不履行ノ場合ニ在テハ協賛契約ノ爲メ立テタル保證人ハ其義務ヲ免
カレヌ

【釋註】 本條之破産手續を再施する場合に係る規定なり

協賛契約が棄却せられ又は後日に至り消滅するか若くは取消さるか又は不履行の
爲め解除せらるゝときは破産手續を再び施し舊狀に復す此の場合に於ては酌量する

ことかく専ら債權者の利益の爲め直ちに財團の換價及び配當を爲して終局せしむ

第八章 配當

第千四十五條 第千三十二條ニ掲ケタル債權及ヒ優先權アル債權ヲ支
拂タル後ニ殘レル財團ハ他ノ債權者間ニ平等ノ割合ヲ以テ之ヲ配當
ス

破産者カ資本ヲ分チ數箇ノ營業ヲ爲シタル場合ニ在テハ各營業ニ對
スル債權者ハ其營業ニ屬スル財團ヨリ優先權ヲ以テ辨償ヲ受ク

【釋註】 本條之配當に係る規定なり

配當を爲すの方法は第千三十二條に掲けたる債權即ち破産處分の爲めに生じたる債
權及び別除權を以て支拂はるべき優先權ある債權の辨償を爲し而して後に其殘餘の
財團に付し他の債權者間に平等の割合を以て之を配當す破産者が資本を分ち數ヶの
營業を爲したる場合に在ては各營業に對する債權者之其營業に對する財團より優先
權を以て辨償を受くべし

第千四十六條 配當ハ普通ノ調査會ノ終リタル後ハ配當ニ足ル可キ財

破 産 法

破

産

法

團ノ生スル毎ニ管財人ノ調製シテ破産主任官ノ認可ヲ受ケタル配當案ニ依リテ之ヲ爲ス其案ハ産主任官之ニ署名シ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ備置キ且其旨ヲ公告ス可シ
配當案ニ對スル異議ハ其公告ノ日ヨリ起算シ十四日內ニ之ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

【釋註】

本條は配當の方法及び配當案に對する異議に付ての規定なり
配當は通例確定したる債權に對してのみ之を爲す可きものなれば必ず調査會の終りたる後に非されバ之を始むることを得ず又配當之必しも一回に之を爲すを要せず而して之を爲すには配當案に依るべきものにして其配當案は管財人に於て其毎度に作りて破産主任官の認可を受けざるへからず

第千四十七條 前條ニ掲ケタル期間ニ配當案ニ對シテ異議ヲ申立ツル者ナキトキ又ハ異議ノ落着シタルトキハ管財人ハ各債權者ヲシテ其債務證書ヲ提出セシメ之ニ毎回ノ支拂額ヲ記入シテ支拂ヲ爲ス若シ債務證書ノ提出ヲ爲スコト能ハサルトキハ破産主任官ノ許可ヲ得テ

破

産

法

債權表ニ依リ支拂ヲ爲スコトヲ得孰レノ場合ニ於テモ債權者ハ配當案ニ受取書ヲ記スルコトヲ要ス

【釋註】

本條は配當の支拂に關する規定なり
不正なる辨濟を豫防し及び正確なる受取書を保存するの目的に出づ故に配當案に對して前條に掲けたる期間に異議を申立つる者なきとき又は異議の落着したるときに管財人は各債權者をして其債務證書を提出せしめ之に毎回の支拂額を記入して支拂を爲す

第千四十八條 財團ノ換價及ヒ配當ヲ全ク終リタルトキハ債權者集會ヲ開キ此集會ニ於テ管財人ハ終局ノ計算ヲ爲ス可シ此計算ノ濟了シタルトキハ裁判所ハ直チニ破産主任官ノ申立ニ因リテ破産手續ノ終結ヲ決定ス此決定ハ之ヲ公告ス可シ

【釋註】

本條は破産手續の終了の處分に屬する規定なり
破産財團の換價及び配當を全く終りたるときは債權者集會を開キ此集會に於て管財人ノ終局の計算を爲すへし此計算の承認ありたるるときに裁判所は破産主任官の申立

に因り破産手續の終結を決定す

第千四十九條 破産手續終結ノ後ハ辨償ヲ受ケサル債權者ハ破産手續ニ於テ確定シタルニ因リテ得タル權利名義ニ基キ其債權ヲ債務者ニ對シテ無限ニ行フコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産手續終結後に係る規定なり

破産處分に依りて完全の辨償を受くるを得ざりし債權者ハ破産手續終結後に於て債務者に對して有す可き權利は無限に行ふことを得べし該債權者は財團より完全なる辨償を受くることを得ざりし殘額に付ては破産手續終結後と雖も別に新なる訴訟を提起するを要せず既に確定したる權利名義に基き破産者に對して何時にても強制執行を求むることを得へし

第九章 有罪破産

第千五十條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知リタル義務ヲ負擔シタルトキ又ハ債權者ニ損害ヲ被ラシムル意思ヲ以

破 産 法

テ貸方財産ノ全部若クハ一分ヲ藏匿シ轉匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽造、變造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ處ス

〔釋註〕 本條は詐欺の破産にて即ち有財破産に関する規定なり

本條之兩人たると否とを問はず苟も破産宣告を受けたる債務者之左の行爲ありたる場合之有罪破産者とするなり

- 第一 履行するの意なく又履行すること能わざるを知りて義務を負擔したるとき
- 第二 債權者に損害を被ふらしむる爲め意思を以て貸方財産の全部若くは一部を藏匿し若くは脱漏し又之借方の額を其實額を超へて掲けたるとき
- 第三 債權者に損害を被ふらしむる意思を以て商業帳簿を毀滅し藏匿し若くは偽造變造したるとき

第千五十一條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハス左ニ掲クル行爲ヲ爲シタルトキハ過怠破産ノ刑ニ處ス

破

產

法

第一 一身又ハ一家ノ過分ナル費用、博奕、空取引又ハ不相應ノ射利ニ因リテ貸方財産ヲ甚シク減少シ若クハ過分ノ債務ヲ負ヒタルトキ

第二 支拂停止ヲ延ハサンカメ損失ヲ生スル取引ヲ爲シテ支拂資料ヲ調ヘタルトキ

第三 支拂停止ヲ爲シタル後支拂又ハ擔保ヲ爲シテ或ル債權者ニ利ヲ與ヘ財團ニ損害ヲ加ヘタルトキ

第四 商業帳簿ヲ秩序ナク記載シ藏匿シ毀滅シ又ハ全ク記載セサルトキ

第五 破産者カ第三十二條、第九百七十條又ハ第一千三條第三項ニ規定シタル義務ヲ履行セサルトキ

〔釋註〕 本條は過怠破産に關する規定なり其列記したる所爲と總て破産者の怠慢若くは輕忽に原由するものなり

第一千五十二條 前二條ノ罰則ハ會社ノ業務擔當ノ任アル社員若クハ取

締役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第一千五十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒテ有罪行爲ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行爲ヲ破産者ノ利益ノ爲メニ行ヒタル者ニモ之ヲ適用ス

〔釋註〕 本條之前二條の罰則は會社の業務擔當の任ある社員若くは取締役及清算人にも之を適用する旨を規定したるものなり

第一千五十三條 債權者集會ニ於ケル議決ニ關シ債權者ニ賄賂ヲ爲シタルトキハ其雙方ヲ二年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔釋註〕 本條は債權者集會に於ける議決に關し債權者に賄賂を爲したるとききの罰則を定めたるものにして明了なれば別に説明を要せず

第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果

第一千五十四條 破産宣告ヲ受ケタル債務者又ハ破産シタル會社ノ無限責任社員ハ復權ヲ得ルニ至ルマテハ取引所ニ立入ルコト仲立人ト爲リ合名會社若クハ合資會社ノ社員ト爲リ又ハ株式會社ノ取締役ト爲ルコト清算人、破産管財人若クハ商事代人ノ職ヲ執ルコト商業會議

所ノ會員ト爲ルコト其他商業上ノ榮譽職ニ就クコトヲ得ス

〔釋註〕 本條は破産より生ずる身上の結果を定めたるものなり

破産の宣告を受けたる者は實に財産の剝奪を受くるのみならず共に能力の幾分を減殺せらるゝものなり故に破産者の失ふ權利は商事上のみならず政權公權にも係るものなりと謂はざるを得ず

破

産

法

第千五十五條 復權ヲ得ルニハ協諸契約ノ調ロタルト否トヲ問ハス破

産者カ元債、利息及ヒ費用ノ全額ヲ債權者總員ニ辨償シタルコト又所在ノ知レサル爲メ未タ辨償ヲ受ケサル債權者ニ全額ヲ辨償スル準備及ヒ資力アルコトヲ證明ス可シ

復權ノ申立ニハ債權者ノ受取證其他必要ナル證據物ヲ添フ可シ

然レトモ協諸契約ノ場合ニ在テハ第一項ノ證明ヲ爲スコト無クシテ取引所ニ立入ルコトヲ得又會社ニ付キ協諸契約ノ調ロタルトキハ無限責任社員ハ亦其證明ヲ要セスシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は破産者が復權を得る方法を規定したるものなり

復權之協諸契約の調ひたると否とを問はず破産者が債權に關する總ての義務を辨償したるときは復權の申立ありたるときは裁判所之其申立に從ひ復權を得せしむ

第千五十六條 復權ノ申立アリタルトキハ破産裁判所ハ異議アル者ヲ

シテ二个月ノ期間ニ異議ヲ起サシメンカ爲メ裁判所ノ揭示場ト取引所トニ其旨ヲ揭示シ且裁判所ノ見込ニ因リ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告シ又調査及ヒ搜查ヲ爲サシメンカ爲メ之ヲ檢事ニ通知ス可シ

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後復權ノ申立ヲ許可スルト否トヲ決定ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得確定シタル決定ハ之ヲ公告ス

〔釋註〕 棄却セラレタル申立ハ一年ノ滿了前ニハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス

本條は復權の申立ありたるときに於ける裁判所の處置に係る規定なり

第一項は破産者が前條に從ひ爲したる證明の正實なるや否や及び第千五十八條の規定に反せざるや否やを取調ふ可き方法なり末項に至り一旦棄却せられたる復權の申立は一ヶ年を過ぐるに非ざれば再び之を爲すことを得ずとす其理由は破産者が屢々

○第三編破産法の第十章破産ヨリ生スル身上ノ結果

破 産 法

輕忽なる申立を爲すを豫防するにあるなり

第一千五十七條 復権ハ債務者ノ死亡後ト雖モ之ヲ許ス

【釋註】

本條は復権ハ破産者の死亡後ト雖も之を許すの規定なり是れ死者の復権は一家親族等に至るまで汚辱を洗滌せしめんことを奨励するが爲めに設けたるなり殊に商號の榮譽を回復するに必要なるを以てなり

第一千五十八條

復権ハ詐欺破産ノ爲メニ判決ヲ受ケタル破産者又ハ重罪輕罪ノ爲メニ剝奪公權若クハ停止公權ヲ受ケテ其時間中ニ在ル破産者ニハ之ヲ許サズ

過怠破産ノ場合ニ在テハ復権ハ刑ノ滿期ト爲リ又ハ恩赦ヲ得タル後

ニ非サレハ之ヲ許サズ

【釋註】

本條は破産者が自己の行狀の爲めに恩典を受くることを得ざる場合にして即ち本條に記載する場合と總て之を許さす

第十一章 支拂猶豫

第一千五十九條

商ヲ爲スニ當リ自己ノ過失ナクシテ一時其支拂ヲ中止セサルコトヲ得サルニ至リタル者ハ商事上ノ債權者ノ過半数ノ承諾ヲ得テ其營業所若クハ住所ノ裁判所ヨリ右債權者ニ對スル義務ニ就キ一今年以内ノ支拂猶豫ヲ受クルコトヲ得

【釋註】

支拂猶豫とは債務者が債權者に對して爲すべき支拂の猶豫を受くる方法を云ふ不幸に陥りたる債務者に通常の破産處分外に於て支拂猶豫を與ふるに其債務者の一般の信用を維持せんが爲めなり支拂猶豫を受けんに左の條件を具備せざるへからず第一自己の過失なくして一時其支拂を中止せざることを得ざるに至りたる時第二商事上の債權者の過半数の承諾を得ること以上の條件を具備するに於ては其營業所又は住所の裁判所より債權者に對する義務に付き一ケ年以内の支拂猶豫を受くることを得

第一千六十條 支拂猶豫ノ申立ニハ左ノ諸件ヲ添附スルコトヲ要ス

第一 支拂中止ノ事由ノ完全ナル明示

第二 貸借對照表財産目錄及ヒ住所ト債權額トヲ明示シタル債權者名簿

第三 債權者ニ主タルモノ及ヒ從タルモノノ完全ナル辨償ヲ爲シ

破

産

法

得ル方法、期間及ヒ此カ爲メ供スルコトヲ得ル擔保證明

六十六

右申立及ヒ添附書類ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備置キ且債權者ノ集會期日ヲ定メテ之ト共ニ其備置キタル旨ヲ公告スルコトヲ要ス債權者ハ集會ノ爲メ各別ニ招集ヲ受ク

支拂猶豫ハ裁判所ヨリ假ニ之ヲ許可スルコトヲ得

〔釋註〕 本條は支拂猶豫の申立に添付すべき諸件及び此申立を受けたる裁判所の處置に係る

の規定あり

第六十一條 集會期日ニ於テハ裁判所ヨリ任セラレタル主任判事ノ

上席ヲ以テ債務者ト債事者トノ間ニ支拂猶豫ノ申立ニ付キ辨論ヲ爲

ス其申立ヲ承諾スルニハ第三十六條ニ掲ケタル過半数ヲ要ス其辯

論及ヒ議決ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

〔釋註〕 本條は前條に於て債權者より辨償を爲すことを得る方法を申立つ可き旨を規定した

るものあり是亦別に説明を要せず

第六十二條 裁判所ハ承諾ヲ得タル支拂猶豫ノ認否ニ付キ主任判事

破

産

法

ノ演述ヲ聽キテ決定ヲ爲ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

支拂猶豫ハ申立ニ因リテ前數條ノ手續ニ從ヒ一回ニ限り之ヲ延長ス

ルコトヲ得然レトモ其期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

〔釋註〕 本條は裁判所の支拂猶豫の認否及び支拂の猶豫を再び施すことを得ることを規定せり

本條第一項の決定を爲すは主として第六十條の事實を調査せざる可らず第二項に

從ひ第二回の猶豫を與ふるは之を與へずして直ちに破産處分を行ふよりは寧ろ債務

者及び債權者に於て利益あるへければなり

第六十三條 債務者有効ナル支拂猶豫ヲ得タルトキハ猶豫期間中其

以前ニ取結ヒタル商取引ヨリ生スル債權ノ爲メニ強制執行及ヒ破産

宣告ヲ受クルコト無シ但猶豫契約ノ履行及ヒ業務ノ施行ニ關シテハ

主任判事ノ監督ヲ受ク

債務者ノ保証人及ヒ共同義務者ノ義務ハ右猶豫ノ爲メニ變更スルコ

ト無シ

破

産

法

〔釋註〕

本條は債務者が支拂猶豫を得たるときに係る規定なり
支拂猶豫の効力に依り強制執行又は破産宣告を免るゝことを得ると雖も是れ唯其債
權が商取引上より生じたるものにして而して其商取引之支拂猶豫以前の取引に限る
をり債務者の保證人及び共同義務者の義務之債務者が支拂猶豫を得たるが爲め變更
すへきものにわらず

第一千六十四條

支拂猶豫ノ承諾ヲ得ス若クハ裁判所之ヲ棄却シタルト
キ又ハ後日ニ至リ債務者ノ詐欺若クハ不正ノ爲メ若クハ法律上ノ條
件ノ缺クルガ爲メ之ヲ廢止シタルトキ又ハ債務者ニ於テ其猶豫契約
ヲ履行セサルトキ又ハ其猶豫期間中債務者ノ財産ニ付キ他ノ債權者
ヨリ強制執行ヲ爲ストキハ直チニ債務者ニ對シテ破産手續ヲ開始ス
此場合ニ於テハ支拂猶豫申立ノ日附ヲ以テ支拂停止ノ日ト定ム

〔釋註〕

本條は支拂猶豫の承諾を得ず若くは裁判所之を棄却したるとき等其本條に記載す
る場合之即ち支拂猶豫の効力を生ぜずして終に破産手續を開始せざるを得ざる場合
に至りたる時に係る規定なるへし

改正 日本商法註釋 終

參

照

法

令

○參照法令

法律第五十九號 明治二十三年
八月七日

商法施行條例

第一條 商法第二十六條、第二十九條及ヒ第二百十條ニ定メタル一地域トハ各市町村ノ一
區域ヲ謂ヒ市町村制ヲ行ハサル地方ニ在テハ從來ノ宿驛町村等ノ一區域ヲ謂フ
一地區域内ニ二箇以上ノ區裁判所アルトキハ其内一箇所ヲ以テ登記簿ヲ取扱フ所トス其
裁判所ハ司法大臣之ヲ指定ス

第二條 會社ニ非スシテ商業ヲ營ム者ハ其商號ニ會社ノ文字ヲ用ユルコトヲ得ス又從來之
ヲ用ユル者ハ商法實施ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ改ム可シ
前項ノ規定ニ違フ者ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ二十圓以下ノ過料ニ處ス

第三條 商法第五百十九條、第百六十六條、第百六十八條ノ規定ニ依リテ官廳ニ差出ス書類
公證人ノ認證ヲ受ケタル謄本ヲ以テスルコトヲ得
公證人謄本認證ノ依頼ヲ受ケタルトキハ一件ニ付キ金十錢ノ手数料若シ認證ト共ニ謄寫

○法律第九十五号

ノ依頼ヲ受ケタルトキハ公證人規則第六十五條ノ謄本手数料ヲ受クルコトヲ得
第四條 削除

第五條 商法實施前ヨリ既ニ設立シタル各會社ハ商法實施ノ日ヨリ六个月内ニ商法第七十
八條、第三百二十八條、第六十八條ニ準シテ登記ヲ受ク可シ之ヲ怠リタルトキハ商法第二
百五十六條ノ過料ニ處シ且地方裁判所ノ命令ヲ以テ其營業ヲ差止ム但其命令ニ對シテハ
即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ期限内ニ登記ヲ受ケサル既設會社ハ其期限經過ノ時ヨリ第三者ニ對シテ會
社タル効ヲ失フ

第七條 商法第八十一條ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス

第八條 既設會社ハ從來ノ社名ヲ續用スルコトヲ得但商法第一百三條及ヒ第三百二十九條第
二項ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ三個月ノ後既設會社ノ社名ニモ之ヲ適用ス既設會社ノ社
名ニハ其會社ノ種類ニ從ヒ合名會社合資會社又ハ株式會社ノ文字ヲ附ス可シ

第九條 削除

第十條 既設株式會社ハ商法第五百十六條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セス

既設株式會社ハ商法實施ノ日ヨリ六个月内ニ地方長官ヲ經由シテ定款ヲ主務省ニ差出シ
其定款ノ認可ヲ受ク可シ但其定款ニ法律命令ニ反スル事ヲ掲ケタルモノハ之ヲ改正スル
ニ非サレハ認可スルノ限ニ在ラス

從來官許ヲ得テ設立シタル株式會社ニハ前項ノ規定ヲ適用セス但開置又ハ人民ノ相對ニ
任ス等ノ指令ヲ得テ設立シタルモノハ此限ニ在ラス

本條第二項ニリ依認可ヲ受ク可キ株式會社ニ在テハ第五條ノ登記期限ハ其認可ヲ得タル
日ヨリ起算ス

右ノ認可ヲ得タル日ヨリ六个月内ニ登記ヲ受ケサルトキハ其認可ハ効力ヲ失フ

第十一條 既設株式會社ハ其株券ノ金額商法第七十五條ノ規定ニ反スルモ其定款ノ定ニ
依ルコトヲ得

第十二條 既設株式會社ハ其定款ニ於テ第一回ノ株金拂込ヲ四分一以下ニ定メタルトキハ
商法第六十七條第二項ノ規定ニ反スルモ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得

第十三條 既設株式會社ノ創業ニ付テノ義務及ヒ出費ニシテ會社ノ承認ヲ經タルモノハ第
五條ノ登記ヲ受ケサル前ニ於テモ商法第七十六條ノ規定ニ拘ハラス會社ニ於テ之ヲ負

擔ス

第十四條 既設株式會社ノ既ニ發行シタル株券ハ商法第七十六條ニ反スルモノ有ルモ之ヲ改ムルコトヲ要セス

第十五條 既設株式會社ニ於テ株金全額ノ拂込前ニ發行シタル株券ハ其全額拂込ニ至ルマテハ之ヲ假株券ト看做ス

第十六條 既設株式會社ノ株券ニシテ商法實施前ヨリ株式取扱所又ハ取引所ニ於テ既ニ賣買シ來リタルモノ及ヒ既ニ債權ノ保擔ニ供シタルモノニ付テハ商法第八十條ノ規定ヲ適用セス

第十七條 既設株式會社ノ株式ノ讓渡人ニ付テハ商法第八十二條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ二個年間之ヲ適用セス

第十八條 既設株式會社ニ於テ既ニ其定款ヲ以テ株主ノ議決權ニ制限ヲ立テタルモノハ商法第二百四條ノ規定ニ反スルモ其定款ニ從フコトヲ得

第十九條 商法第七十七條第一項ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用ス

第二十條 商法及ヒ本條例ニ依リ發スル命令書ヲ送達スル場合ニ於テハ其手續ハ民事訴訟

參 照 法 令

法ノ手續ニ從フ

第二十一條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第二百二十七條、第三百三十一條、第二百三十三條、第二百五十條及ヒ第二百六十一條並ニ本條例第二條及ヒ第五條ニ依リ裁判所ニ於テ命令ヲ發スルトキハ當事者ヲシテ説明ヲ爲サシムル爲メ之ヲ裁判所ニ呼出スヲ通例トス但當事者缺席スルモ命令書ハ之ヲ發スルコトヲ得

第二十二條 商法第六十七條第二項、第八十一條、第二百二十七條及ヒ第二百六十一條並ニ本條例第二條及ヒ第五條ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所ハ豫メ其旨ヲ檢事ニ通知ス可シ

檢事ハ口頭又ハ書面ヲ以テ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十三條 檢事ハ前條第一項ノ場合ニ於ケル命令ニ付キ其執行ノ責ニ任ス

第二十四條 商法及ヒ本條例ニ依リ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ其期間ハ裁判書ノ送達ヲ受ケタル日ノ翌日又ハ裁判ノ言渡ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シテ七日トス

第二十五條 前條ニ掲ケタルモノノ外抗告ニ關スル手續ニ付テハ民事訴訟法第四百五十五

條第四百六十條第一條第二項第四百六十五條及第四百六十六條第一項第二條第四項ヲ
除ク外總テ同法第三編第三章ノ規定ヲ準用ス

第二十六條 外國ニ於テ支拂ヲ爲ス可キ手形ニハ捺印スルコトヲ要セス

第二十七條 商法第七百九十條ニ掲ケタル裁判所役員ハ執達吏トス

第二十八條 商法第八百二十五條ニ掲ケタル十五噸以上ノ船舶中ニハ日本形船舶百五十石
以上ノモノヲ包含ス

第二十九條 商法實施前ヨリ既ニ航海ノ用ニ供スル船舶ハ商法實施ノ日ヨリ一箇年内ニ商
法第八百二十五條ノ手續ヲ爲ス可シ

第三十條 商法第四百九十三條及第五百十七條ニ國內水上ト稱スルハ川湖港灣ヲ謂フ
第三十一條 遞信大臣ハ其地ノ形狀ト危險ト程定トニ應ニ適宜ニ港灣ノ區域ヲ定ムルヲ得

第三十二條 商法第八百六十七條及第九百六十六條ニ沿岸航海ト稱スルハ專ラ本邦海岸
ニ沿フテ航行シ外國ニ至ラサルモノヲ謂フ但本邦ノ版圖ニ屬スル諸島地下ノ航行ハ亦沿
岸航海ニ屬ス

第三十三條 商法第九百三十六條ニ掲ケタル沿岸小航海ノ區域ハ從來ノ慣習ト海上危險ノ

程度トナ酌量シテ遞信大臣之ヲ定ムルコトヲ得

第三十四條 商法第八百三十六條及第九百三十四條ニ官ト稱スルハ内國ニ於テハ區裁別
所外國ニ於テハ日本領事若シ領事ナキトキハ其地ノ官廳トス

第三十五條 司法大臣ハ各地方裁判所ノ意見ヲ聽キ其所轄地方ノ需用ニ應シテ破産管財人
ヲ命シ地方裁判所ハ之ニ依リ破産管財人名簿ヲ作ル可シ

第三十六條 破産管財人タルノ命ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ辞スルコ
トヲ得ス

第三十七條 破産管財人ノ任期ハ三箇年トス但再任セラルルコトヲ得

第三十八條 名簿中ノ破産管財人破産裁判所ヨリ選定セラレタルトキハ正當ノ理由アルニ
非サレハ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第三十九條 破産管財人ハ其職務ニ著手スル前公平誠實ニ其職務ヲ執ルコトヲ誓フ可シ

第四十條 破産管財人ハ其擔任スル破産手續中任期滿ツルモ之ヲ終結スルマテ解任スルコ
トヲ得ス

第四十一條 破産裁判所ハ忌避其他該事件ニ不適當ナル理由アリテ名簿中ノ破産管財人ヲ

選定ス可カラスト認ムルトキハ他ニ破産管財人ヲ選定スルコトヲ得此場合ニ於テハ直チニ其旨ヲ司法大臣ニ上申ス可シ
前項ノ破産管財人モ名簿中ノ破産管財人ト同一ノ權利及ヒ義務ヲ有ス
第四十二條 職務執行ノ不當又ハ不正ノ爲メ管財人ノ職ヲ解クトキハ破産裁判所ノ公廷ニ於テ其理由ヲ付シテ之ヲ言渡ス可シ

第四十三條 管財人ノ報酬ハ一破産手續ノ全體ニ付キ又ハ收入シタル價額ノ割合ニ應シテ之ヲ定メ財團ノ配當アル毎ニ其步割ヲ以テ之ヲ支拂フ可シ

第四十四條 第三十六條及ヒ第三十八條ノ規定ニ違フ者ハ刑法第百七十九條ノ罰金ニ處ス
第四十五條 商法第十三條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ監守セントスルトキハ其命令書ヲ

檢事ニ送致シ檢事ハ債務者ノ住所ヲ管轄スル警察官署ニ命シ其處分ヲ爲サシム

第四十六條 削除

第四十七條 削除

第四十八條 監守ヲ爲ストキハ警察官吏ヲシテ債務者ノ住所ニ就キ其逃走若クハ財産ノ隠匿ヲ豫防シ且破産主任官ノ許可ヲ得タルトキノ外其債務者ノ外人ト面接若クハ通信ス

ヲ禁セシム

第四十九條 商法第千三條第三項ニ依リ債務者ヲ引致スルトキハ特ニ作リタル引致狀ヲ以テ之ヲ執行ス但其執行ハ刑事訴訟法ニ定メタル勾引狀執行ノ手續ニ準ス

第五十條 商法第千四條ニ依リ裁判所ニ於テ債務者ヲ釋放スルトキハ決定書ヲ檢事ニ送致シ其執行ヲ爲サシム

第五十一條 商法中非訟事件ニ關スル裁判所管轄ハ裁判所構成法ニ定ムルモノノ外第二百五十四條、第三百七十一條、第四百四十一條、第四百九十九條、第五百十四條、第八百五十六條、第九百二條ノ事件ニ付テハ區裁判所トシ其他ノ事件ニ付テハ地方裁判所トス

第五十二條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ニ依リ管轄廳ノ免許ヲ得タル質屋營業人ニハ商法第一編第七章第九節ノ規定ヲ適用セス

第五十三條 明治六年第二百十五號布告代人規則ハ商事ニ付テハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス
明治十年第六十六號布告利息制限法第三條及ヒ第五條ハ商事ニ付テハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス

明治十五年第五十七號布告爲替手形約束手形條例ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
朕商法第二百六條ニ依リ發行スヘキ債券ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

法律第六十號 明治二十三年 八月八日

第一條 商法第二百六條ニ依リ株式會社債券ヲ發行スルハ總株金半額以上ノ拂込アリタル
後ニ於テスヘシ

第二條 債券ノ發行額ハ株金ノ拂込金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三條 債券ヲ發行セントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認許ヲ受クヘシ

第四條 債券ハ一通毎ニ其債務金額利子ノ歩合及仕拂時期、發行ノ年月日、番號、商號、
社印、取締役ノ氏名、印、債權者ノ氏名ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 會社ノ營業所

二 株金總額及拂込額

三 債券償還ノ初期及最終期

四 會社開業ノ年月日

參 照 法 令

五 存立時期ヲ定メタル會社ハ其時期

六 認許ヲ受ケタル事

第五條 株式會社ハ債券ヲ發行スルトキハ債券原簿ヲ備ヘ債券一通毎ニ區分シテ左ノ事項

ヲ記載スヘシ

一 債權者ノ氏名住所

二 債券ノ金額番號

三 利子ノ歩合

四 債券發行ノ年月日及讓渡ノ年月日

五 債券償還ノ初期及最終期

第六條 債券ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ債券及債券原簿ニ記載スルニアラサレハ會社ニ對シ
テ其効ナシ

第七條 株式會社ハ營業時間中債券原簿ノ展閱ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得
ス此場合ニ於テハ請求人ニ對シテ二十錢以内ノ手数料ヲ求ムルコトヲ得

第八條 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上十圓以下ノ過料ニ處セラル

一 債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 二 債券原簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 朕商事非訟事件印紙法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ
 施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

法律第六十六號 明治二十三年
 八月十五日

商事非訟事件印紙法

第一條 商法中登記ニ關ル場合ヲ除ク外非訟事件ニ付裁判所ノ命令其他ノ處分ヲ求ムル者
 ハ以下數條ノ手續ニ從ヒ其差出ス書類ニ民事訴訟用印紙ヲ貼用ス可シ但口述ヲ以テスル
 場合ニ於テハ其調書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第五條第六條第七條ノ場合ニ於テハ管財人ヨリ差出ス計算書ニ印紙ヲ貼用ス可シ

第二條 左ニ掲クルモノニ付テハ五十錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ

- 一 抗告又ハ假差押ノ申立
- 二 債權者ヨリ爲ス破産宣告ノ申立

參 照 法 令

三 支拂猶豫ノ申立
 第三條 左ニ掲クルモノニ付テハ二十錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ

- 一 抗告ニ對スル答辯
- 二 裁判所ノ命令其他ノ處分ノ申立ニシテ本法ニ於テ特ニ規定セザル非訟事件ニ係ルモ

第四條 破産手續ニ付テハ破産財團中ノ貸方金額ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ印紙ヲ貼用ス可シ
 但財團管理費用其他破産手續上ノ費用及ヒ財團ノ爲メニ負擔シタル債務並ニ別除ノ辨濟
 ニ供スル金額ハ貸方金額ヨリ之ヲ控除ス可キモノトス

財團ノ價額五圓マテ	四十錢
同 十圓マテ	六十錢
同 二十圓マテ	一圓二十錢
同 五十圓マテ	三圓
同 七十五圓マテ	四圓四十錢
同 百圓マテ	六圓

○法律第六十六號

參 照 法 令

參 照 法 令

- 同 二百五十圓マテ 十三圓
- 同 五百圓マテ 二十圓
- 同 七百五十圓マテ 二十六圓
- 同 千圓マテ 三十圓
- 同 二千五百圓マテ 四十圓
- 同 五千圓マテ 五十圓
- 同 五千圓以上ハ千圓ニ達スル毎ニ四圓ヲ加フ
- 第五條 破産手續ニ付テハ財團ノ配當アル毎ニ其配當金額ノ割合ヲ以テ印紙價額ニ相當スル金額ヲ引去リ置キ終局計算ニ至リ配當金總高ノ割合ニ從ヒ相當印紙ヲ貼用ス可シ
- 第六條 協諾契約ニ依リ手續ヲ止メタルトキハ第四條ニ掲ケタル印紙ノ半額ヲ貼用ス可シ
- 第七條 破産手續再施ノ場合ニ於テハ破産手續開始ニ於ケル場合ト同一ノ印紙ヲ貼用ス可シ
- 第八條 本法ニ定ムル印紙代價ノ負擔ニ付テハ民事訴訟法第一行第二章第五節ノ規定ヲ準用ス

參 照 法 令

- 民事訴訟用印紙法ハ本法ノ規定ニ牴觸セサルモノニ限り之ヲ準用ス
- 法律第一百號** 明治二十三年十月八日
- 商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者有罪破産ニ係ルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
- 一 詐欺破産ヲ爲シタル者ハ輕懲役ニ處ス
 - 二 過意破産ヲ爲シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス
- 勅令第三百三十三号** 明治廿三年七月十六日
- 第一條 商業登記公告手数料左ノ如シ
 - 第一 商號、後見人、未成年者、婚姻契約及ヒ代務ノ登記公告ハ本店ト支店トニ拘ハラ
 - ス各金三十錢其變更又ハ追加ノ登記公告ニ付テモ亦同シ
 - 第二 會社ノ登記公告ハ本店ト支店トニ拘ハラス合名會社ニ付テハ金六圓合資會社株式會社ニ付テハ各金拾圓
 - 其變更又ハ追加ノ登記公告ハ每一件ニ付金三十錢
 - 第三 登記簿ノ閱覽ニ付テハ金十錢
 - 第四 登記簿ノ謄本ハ用紙壹枚ニ付金拾錢但一行二十字二十行ヲ以テ壹枚トシ十一行以

○法律第一百號○勅令第三百三十三号

參

上ハ壹枚十行以下ハ半枚トス

第二條 商法第八百二十五條ノ登記ニ付テハ金三圓ヲ納ムヘシ

商法第八百二十九條ニ定メタル變更ノ附記ニ付テハ金拾五錢ヲ納ムヘシ

第三條 手数料ハ登記印紙ヲ以テ納ムヘシ(明治二十三年九月十二日勅令第二百七号ヲ以テ本條追加ス)

法律第六十號 明治二十三年八月八日

第一條 商法第二百六條ニ依リ株式會社債券ヲ發行スルハ總株金半額以上ノ拂込アリタル

後ニ於テスベシ

第二條 債券ノ發行額ハ株金拂込金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三條 債券ヲ發行セントスルトキハ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認許ヲ受クヘシ

第四條 債券ハ一通毎ニ其債務金額、利子ノ歩合及仕拂時期、發行ノ年月日、番號、商號、

社員、取締役ノ氏名、印、債權者ノ氏名ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 會社ノ營業所

二 株金總額及株金拂込額

三 債券償還ノ初期及最終期

參 照 法 令

四 會社開業年月日

五 存立時期ヲ定メタル會社ハ其時期

六 認許ヲ受ケタル事

第五條 株式會社ハ債券ヲ發行スルトキハ債券原簿ヲ備ヘ債券一通毎ニ區分シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 債權者ノ氏名住所

二 債券ノ金額番號

三 利子ノ歩合

四 債券發行ノ年月日及讓渡ノ年月日

五 債券償還ノ初期及最終期

第六條 債券ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ債券及債券原簿ニ記載スルニアラサレハ會社ニ對シテ其効ナシ

第七條 株式會社ハ營業時間中債券原簿ノ展閱ヲ請求スル者アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス此場合ニ於テハ請求人ニ對シ二十錢以内ノ手数料ヲ求ムルコトヲ得

第八條 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

- 一 債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 二 債券原簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

參 照 法 令

參照法令終

圖書出版會社叢書第八回

明治二十六年三月十七日印刷
明治二十六年三月十九日出版

〔定價金二十錢〕

大阪市東區北久太郎町四丁目番外一番屋敷
圖書出版會社名代人

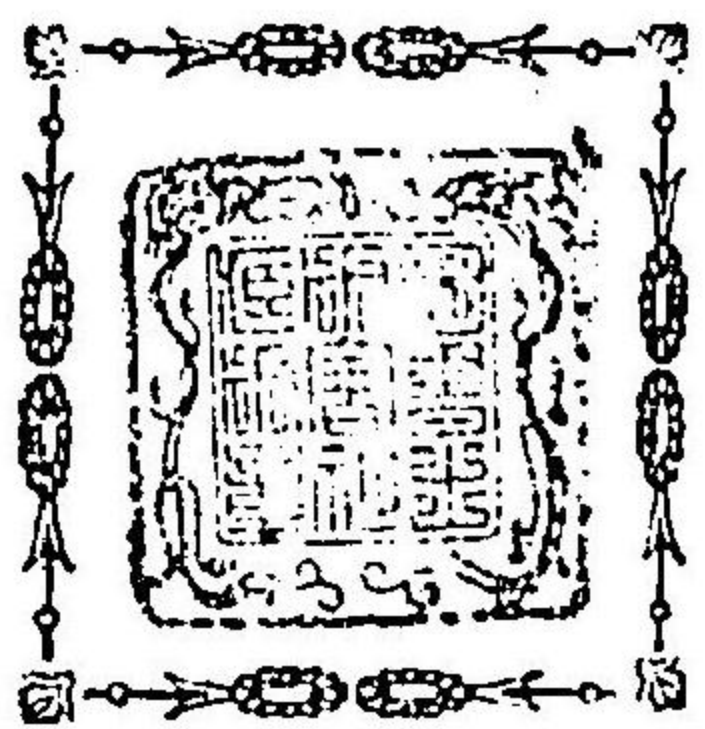
編輯者兼 發行 者 梅 原 忠 藏

印刷者 前野茂久次

大阪市東區和泉町二丁目八番屋敷

大阪市東區北久太郎町四丁目番外一番屋敷

版 權 所 有



發兌書肆

圖書出版株式會社

